

平成20年第1回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成20年3月13日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月13日 午前9時00分宣告(第3日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	猪俣二郎	12番	大原龍彦
	13番	吉田正昭	14番	山田乙三
	15番	伊藤正昇	16番	奥田信宏
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	行 政 改 革 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企 画 情 報 課 長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
		収 納 課 長	服部 康彦		
	民 生 部	部 長	石原 敏男	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	斎藤 仁
		住 民 課 長	犬飼 博初	保 險 医 療 課 長	鈴木 利彦
		福 祉 ・ 児 童 課 長	佐藤 一夫	環 境 課 長	上田 実
		健 康 推 進 課 長	西川 和彦		
	産 建 設 業 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土 木 課 長	水野 久夫
		次 長 兼 都 市 計 画 課 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		農 政 商 工 課 長	山田 晴雄		
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	加賀 松利		
	水 道 部	次 長	大河内幹夫	水 道 課 長	小酒井敏之
消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消 防 署 長	山内 巧	
	消 防 本 部 総 務 課 長	浅野 睦			

	教育委員会 会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	伊藤 芳樹
		小中学校 給食センター 所長	村上 勝芳	生涯学習 課長	川合 保
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事 務局	局長	松岡 英雄	書記	志治 正弘
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第17号 平成20年度蟹江町一般会計予算
日程第2 議案第18号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算
日程第3 議案第19号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算
日程第4 議案第20号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算
日程第5 議案第21号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地地区画整理事業特別会計予算
日程第6 議案第22号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算
日程第7 議案第23号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算
日程第8 議案第24号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算
日程第9 議案第25号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第10 議案第26号 平成20年度蟹江町水道事業会計予算

○議長 菊地 久君

皆さん、おはようございます。

平成20年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきましてまことにありがとうございます。

4日の本会議で請求のありました議案第8号、議案第9号及び20年度予算に関する資料については、昨日議員の皆さんに送付させていただきました。なお、理事者の皆さんには、自席に配付をしてあります。

吉田正昭君より親類葬儀のため午前の会議を欠席したい旨申し出がありましたので、これを許可をいたしました。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る3月10日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

去る10日、本会議の後行われました議員総会終了後、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議結果についてご報告を申し上げます。

まず最初に、意見書の取り扱いについてであります。

12月定例議会において継続審議となっておりました意見書5件及び12月定例会以降提出さ

れました意見書8件の意見書の取り扱いを協議いたしましたところ、「看護職員確保法の改正を求める意見書」、2つ目に「深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書」及び「障害者（児）のいのちとくらしを守る支援施策に関する意見書」以上3件は、全会派の賛同が得られましたので、今定例会で採択することとなりました。

また、「安心して子育てできる制度の確立を求める意見書」、「現行保育制度の堅持・拡充・保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書」、「『鳥獣被害防止特措法』関連予算を、鳥獣補殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書」、「自主共済制度の適用除外を求める意見書」、「原油高騰に関する意見書」、「後期高齢者医療制度の実施中止を求める意見書」及び「道路特定財源の一般財源化及び道路関連諸税の暫定税率廃止を求める意見書」以上の7件は、全会派の一致を見ることができませんでしたので、不採択となりました。

また、「『地球温暖化対策』の推進を求める意見書」は、継続審議とすることといたしました。

なお、「深刻な医師不足を打開し、『医療崩壊』から地域を守る意見書」、提出者は日本共産党蟹江町議会議員、小原喜一郎君、林英子君及び「安心して医療を受けられる体制の拡充に関する意見書」、提出者は民主党蟹江町議会議員、中村英子君。以上2件は、採択する「深刻な医師不足打開のための法制定を求める意見書」と似通った内容であることから、すり合わせを行うこととなりましたので、これは、本議会最終日までにはすり合わせをして、結論を出したいこととなりました。

次に、役員人事に関する平成20年臨時会を5月13日火曜日に開催することとされました。なお、付議事件は、「常任委員会委員長等の改選」であります。

次に、平成20年第2回定例会の日程についてであります。次回6月定例会の日程は、お手元に配付してありますので、「平成20年第2回（6月）蟹江町議会定例会の会期予定表」のとおり予定されましたので、よろしくお願いをいたします。

次に、本議会に提出されておりました「ニツセン跡地計画に対する陳情書」についてであります。3月10日議員総会を開催し協議した結果のとおり、防災建設常任委員会の所管とし、協議することとなりました。なお、本町地区の関係議員も意見を述べる場を設けることといたしましたので、よろしくお願いをいたします。

最後に、「その他」でございますが、議員の役員任期について、「これまで1年間という取り決めがあるが、2年任期にしてはどうか」というご意見が出されまして、各会派で持ち帰り帰って検討することといたしました。

以上、報告を終わります。

（7番議員降壇）

○議長 菊地 久君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

ただいまから予算案の審議に入ります。

議題に入ります前に皆さんにお願いをいたします。質問をされるときは、ページ数と科目を言ってからお願いをいたします。発言の許可を求めるときは挙手をし、議長と呼びかけてください。また、質問、あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

日程第1 議案第17号「平成20年度蟹江町一般会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

最初に、歳入、歳出とも総括についての質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

では、どうぞお願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

私は、代表質問の中で行政改革集中改革プランについて見直しを行ってはどうかということをお願いしておりますけれども、この行政改革プランは、歳入歳出両方にまたがって改革の方向がございますので、ここで伺っておきたいというふうに思うわけでありまして、

そこで、これは去る2月19日付の日本経済新聞の記事の内容でございます。特別編集委員の末村篤さんという方の寄稿したものでございますけれども、日本経済の動向について述べているんですけども、いわば、経済のグローバル化によりまして、日本の企業がどんどん海外へ進出して、海外の安い労働力で製品を製造し、海外に販売する。その中で大企業と製造業だけが史上空前の利益を上げておられるけれども、日本経済の6割を占める中小零細企業並びにその他の非製造業の企業群は、利益どころか後退している状況がある。倒産もかなり進んでおる。そういう状況下で、見直す必要があるのではないか。

もう一つは、世界最大の、最も強い企業だと言われるトヨタ自動車、この自動車の日本国内での実績は、ここ数年日本国内では全く利益が上がっていない。そういう事態が生まれておる。これは、やはり、思い切って日本経済を見直す必要があるのではないかという提起を行って、そこで、ここの部分だけちょっと読ませていただくわけでありまして、「内需拡大の処方せんは、金利上昇と円高を受け入れ、政府にかわる需要を引き出すことに尽きる。視点は家計部門であり、個人消費など住宅に代表される実物投資を促す税制・金利面での対応がテーマになる。改革論——ここでは改革論と言っているわけでありまして、私は、どちらかというところと新自由主義考え方構造改革と言ったわけでありましてけれども——改革論議の視点を思い切って変えて、大企業から家計へ経済政策の軸足を移せば、海外からの投資もついてくる。今こそ積年の課題に挑戦するときだ」というふうに結ばれておるわけでありまして、

これは国・地方にかかわらずそうですけれども、行政改革の視点を思い切って軸足を消費に向ける。大企業に軸足を置くということではなしに国民の消費に軸足を置くという、ここに視点を向けるべきではないかということをする再三申し上げてきたわけでありましてけれども、もう一度念を押しておきたいと思うわけでありましてけれども、思い切って行政改革の中身を、軸足を住民の暮らしや福祉に置く方向に切りかえる、あるいは修正する必要があるのではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

適切なお答えになるかどうか、もし間違っていれば、またご指摘いただければありがたいと思います。

グローバル経済のことについては、私は経済学者ではありませんので詳しいことは申し上げられませんが、蟹江町の行政改革というのは、代表質問のときにも申し上げましたとおり、行政改革という言葉はひょっとしたら適切ではないのかな、行政経営ということにしていかなければいけない。これはともかく、住民に目を向けているからこういう発言になることでありまして、中身は確かに厳しい面もございます。例えば、受益者負担の適正化、適正化かどうかというのは見る目線が違いますので、判断が分かれるところだと思いますけれども、とりあえずは、蟹江町にとって何が一番いいのか、いただける税金については、これは確保しなければなりません。それに見合ったような住民サービスもこれから提供していかなければなりません。そういう意味での行政改革・行政経営は、これから多岐にわたるというふうに私は思っております。

あと、経済学者が言われた金利上昇と円高を引き出すことが、これが唯一の方法だというのは、私はちょっと理解はできません。今現在、中小企業が一番しんどい思いをしているときに、急激にいわゆる金利の上昇だというのは、これは考えにくいものでありますし、今現在日本経済を引っ張っているのは、確かに一部の大きな会社かも知れませんが、その恩恵を受けているのもまた日本であるということも、お忘れになってはみえないと思います。もろ刃のやいばであるということは理解していただいている上で今発言になってみえるというふうに思っております。

ですから、海外から日本に目を向けるという考え方は間違っていないとは思いますがけれども、今現在の状況で、日本だけが頑張っているものではありませんし、当然サブプライム問題等々でアメリカ自身が今冷え込んでいる、そのお金が結局は原油の投資に回ったりということで、別の方向からの外圧で、今こういう状況になっているわけでありまして、今現在、ご指摘いただいたことと蟹江町の行政改革とはマッチするものではない。ただし、全く違うものではないという理解は持っております。

そういう意味でいけば、決して住民に軸足を置いていないということではございませんの

で、当然住民に軸足を置いて、皆さんでやっていきたいということは私の考え方でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 小原喜一郎君

特に、本件につきましては蟹江町の行政の大きな柱になっておるわけでありますので、このところはとらえて放さないわけであります。

つまり、その前段の部分を読むとご理解いただけるのではないかと思うんですけども、サブプライム問題にしても、新自由主義型経済の考え方から、ああいう住宅ローンを投資の手段として使ったところに間違いがあったわけですけども、これも新自由主義型経済の考え方からそうなっていったわけです。いずれにいたしましても、全世界で一挙6,000兆円という投機マネーがあり余っている状況があつて、その投機マネーが、今や日本も含む、日本が最大の原因の国になっているのですけれども、株の値段がずっと後退をして、円高が進んで、株の世界から離れて、洪水のように穀物の世界に変わっているわけです。ここに世界の経済がかくらんされている大きな原因があるわけなんですけれども、その日本の経済がまさにそのグローバル化と投機マネーとのかかわりで非常に疲弊している状況があるわけです。

その疲弊している状況を打開するという点でいえば、国民の消費、これは非常に重要だということを言いたいわけです。ところが、相次ぐ構造改革路線の中で、負担の増、税の増、こういうものが進んで、国民の暮らし、経済は疲弊している状況です。その上に、なおかつ構造改革、構造改革とかぶせていけば、一層冷え込むことは間違いのないわけで、そういうことで蟹江町の集中改革プランの内容を見ても、住民の皆さんに負担をお願ひしなければならんような課題が、まだ59件も残つておるといふ状況があるということになると、心配するわけです。町民もそうですし、町民の皆さんはそこまで細かくわからないから、そういう点でいえば、我々議会も真剣にそのことを考えなければならぬ状況だと思うんです。今後住民に対する負担の問題がどのように論議されて、どういう展開をされるのかは知りませんよ。知りませんが、不安としては、59件も検討課題として残っているわけですから、心配になるわけです。

そういう点で、軸足をどこに置くかという、その基本線を一遍検討してみる必要があるのではないかということをお願ひしているわけで、その辺をおわかりいただければ幸いではないかなというふうに思うんです。もし、わからない、このままで行くよということであるならば、それこそ住民に心配を一層おっかぶせるだけと、こういうふうな結果なるのではないかということをお願ひさせていただきたいと思うんです。できたら、経済見通しは自治体の首長といえどもよく見定めて、かじ取りを間違わないようにしていただく必要があるという点で、もう一遍伺つておきたいというふうにお願ひします。

○町長 横江淳一君

本当に大変難しい問題でありまして、世界の動向が蟹江町にどういふ影響を及ぼすかとい

うのは、私はそこまでの考え方を今述べるだけの知識は持っておりません。ただ、言われますように、住民に軸足を置いていないということは、私は一つも申し上げておりません。住民に軸足を置いているからこそ、いろいろな施策をこれから展開をさせていただきます。現実的に、本日今議会でご提案をさせていただいておりますいろいろな減免制度等々につきましても、やったからどうだということを申し上げているわけではないんです。

しかしながら、何度も言いますけれども、原資がなければ何もできません。そういう意味でいけば、税収を安定的に供給できるような、そういうシステムをつくらなければなりません。それが増税だとは思っておりません。しかしながら、起債もこれ以上ふやすわけにはまいりませんし、どうしても起債をふやさなければならぬものにつきましては、皆様方にご理解をいただきながら、住民の皆さんも当然でありますけれども、議員の皆様方にもお示しをしながら、起債、それから償還の問題も代表質問でもお答えをいたしました。そういう状況で、ピークが24年から26年に来るとであろうシミュレーションも描いております。

そういう意味でいけば、やみくもに行政改革、コストカットをするということを言っているわけではございませんので、ご理解いただいて今発言されてみえるというふうに理解して、今お答えをしておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

○議長 菊地 久君

小原喜一郎君、申しわけないですが、この予算に関係して具体的に、どこがどういうふうに町民に対して影響があるとか、これはどういう考えでやったとかいうことが、もし具体的なことがおありでしたら聞いてください。総括的な話は、そのまま平行線だと思っておりますので、よろしゅうございましょうか。

○7番 小原喜一郎君

要望だけです。

予算の歳入歳出にまたがった総括的な質問ですので、まさに行政改革集中改革プランというのは、双方にまたがった、これは国の政治でもそうですし、地方自治体でもそうですけれども、その基本にかかわる問題だと思うんです。しかも、住民の暮らしや福祉を最優先的に検討しなければならない地方自治制度でございますので、そういう点でいうと、特に狂乱物価が襲って来そうな状況の時期であるだけに、基本的な行財政の進め方の軸足を、住民の暮らしをまず真剣に考えるという、そこに置いていただきたい、こういう考え方から申し上げているわけでありまして。だれに言われるまでもなく、課題はたくさんあることについては、私も承知しております。しかし、その課題を一つ一つこなしていく上で、住民の暮らし、福祉を真剣に考えるところに軸足を置いていただきたい、このことだけをるる申し上げて終わりたいと思います。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

予算の概要書の5ページ、人件費のことについてお尋ねします。

20年度予算は25億円、19年度は24億円弱、23億8,700万円見込みとなっておりまして、今年度は1億2,000万円ふえるのではないかと。そこでお尋ねいたしますが、町長は就任以来、努力して着実に職員を削っておる。現にそうだなと見ておりました。今年度1億2,000万円ふえるということについては、どういうふうに解釈するというのか。いろいろな要素があると思うんですが、まず、お尋ねします。

○議長 菊地 久君

予算だけの関係だとその後にありますけれども、予算と収支と両方兼ねてのご質問だとこの総括質問でございますけれども、予算だけでしたら、後ほどまた予算だけの審議をやらさせていただきますが。予算というか、収入だけの問題、歳入だけ。歳出にも関係しますか。

○3番 山田邦夫君

人数その他のことも関係してきますので。

○議長 菊地 久君

歳出のほうにも、そういうことですか。わかりました。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今、人件費のほうの差額が最終比で1億2,200万円余、そして、当初で5,100万円余ということの増ではないかというお話でございます。前の議会にもお話がございました。

私どものほうとしては、頑張って削減をやってまいりましたが、最初の計画ですと、退職者の補充を半減させてということをやりました。ところが、職員の中で依願退職等がございまして、中途に退職する、あるいは若くして退職されるというような方々が出てまいりまして、そちらも検討の中に入れて、かなりの無理をしながら半減政策を進めてまいりましたが、実際、昨年9月には機構改革も行わせていただいておりますし、民生部のほうの機構改革でございますが、そういった事情、そしてこの4月には新しい医療制度等がすべてきちんと発足し、実施されるという、こういう状況下におきまして、その政策だけでは、全く我々が足りない、政策、そして皆様の住民サービスが追いつかないということで、こちらのほうを下方修正させていただきたいということは、前にもお話をさせていただきました。その関係で、人数を、私ども今回はそれに必要な部分をふやさせていただきました関係で、予算上では、実は7名ほど予算を増らせていただいております。この分が大きく響いておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

行財政改革と言われるのはいろいろな分野がありますけれども、他の議員も時々発言されますが、議員のほうも22から16に減らした、非常に大きな率です。これは、町の行財政改革を発現するためにもという含みもあるわけです。

そこで、町長になられてから定年退職の半数補充でいくということで、着実に3年間来た

と。町長部局で、定数条例は210というのが190ちょっとに減ってきているのではないかというふうに、実は、町民にもそういうことを聞かれたことがありまして、着実にやっているよということを言っております。

ところが、最近、後期高齢者医療の問題とか、その他仕事がどんどん国や県からおりてきて、仕事が増えてしようがないと、これはわかるんです。わかるけれども、財政規模が大きくなっているわけではないわけです。財政規模が大きくなっても仕事はふえる。仕事がふえるから人は減らせない。あるいは、むしろふやさなければいかんという事態が来ているという、これは企業経営でいうと、もうからんけど人手が要するという事態なんです。行き着くところはだめなわけです。

そういう意味で、行財政改革の定数条例を210から何年度かけて何人くらい目標に下げるということを、今までやってきていないわけです。例えば、210という町長部局を185くらいまでで5年間やるというような、そういう目標が設定していないために、わーっと仕事が、あるいは途中退職が出て泡を食うと補充採用をしようかと。その補充採用も、どの範囲でやっていくかという方針が、我々にもわかってないし、町民にも示されていないわけでありませう。そういう意味で、定数条例そのものを、これは目標管理とかそういうことで、行財政改革は目標なんですけれども、なぶられる気はないかどうか。

それから、もう一つ聞きたいのは、県の予算を最近見せてもらったんですが、非常に団塊世代の退職があって、退職金のために公債を発行しているということを県の予算に書いてあります。蟹江町は、市町村職員と県や何かとは別かもわかりませんが、このところ退職がぞろぞろ出ると、退職金の出場所、あるいは一般会計への負担というのは、多少でも影響があるのかどうか。

比較的高齢者が、定年に近い人が途中退職も含めて減って行って、補充は若手でされる見通しなら、総人件費ならちょっと下がるのが普通なわけです。それがふえるというのは、総枠で30%とか30%を切っているというのは、まあまあ線ではないかとは思っておりますけれども、昨年対比こういうふうにあふえてくる予算を組まれるというのは、やはり、人事政策とか人件費総枠の抑制というようなことについて方針か目標が定まっていない、苦しくなると採用したくなるということになりやせんかという心配をしておるわけですが、それらの点についてどうでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

定数条例のお話でございますが、定数は、既にこれ以内で、かなり低くやっております。先ほどお話をさせていただきましたように、私ども17年度にプランを立てまして、目標を確かに立てております。その目標を7%、7.2%ということを進めておりましたが、実は、それにつきまして、先ほど申し上げましたように、退職補充の率を変更しながらということを進めてまいりました。ところが、さきにもお話をさせていただいたように、そのほかに若い

職員の中で退職される方、あるいは、年齢を少し若くして定年前に退職される方が出てまいりまして、そのあたりも含めて、既に基本的な採用は、実は、私どもは7月に採用試験をしております、これは9月の時点で決定するというので、そういったことで、全くその後の追加募集等はしてございませんでした。ただ一つ追加募集をいたしましたのは保健師でございますが、こちらについては、18年度にやらせていただいたときがございます。

そういった形ですので、急激に下降方で、こうして右肩下がりで減る予定でしたけれども、どんと下がってしまいまして実態と合わなくなってしまう。これは、この時期に是正をさせていただかないと、やはり仕事上難しくなってくるということで。ただ、これにつきましても、修正を最終的なところへは持っていくということで、目標に戻すような形でまた次年度からの対応をしておきますが、現時点では全く対応が難しいという判断をさせていただいた結果、こういった形でございます。

定数条例の関係でございますが、定数条例を減らす、ふやすということにつきましては、ご指摘のことがございますので、目標としてのきちんとした定数管理のやり方につきまして今後研究をさせていただきたいと、このようには思っております。

退職公債の話でございますが、蟹江町につきましては、市町村職員退職手当組合という一部事務組合に現在加入いたしまして、ずっとそこに掛金を支払いながら、長期的平準化を図る施策で進めていただいております。その関係で、現在すぐに蟹江町の退職者がふえた場合に、そこに手当とする金額といいますか、支出があるかという、それは一応影響はないというふうに理解はしております。

それから、総枠の人数の関係でございますが、やはり、おっしゃいますように、今後は減らしていく傾向は、先ほどお話をさせていただいたように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

予想以上に途中退職が来たので補充採用をしたい、これも了解いたしますが、昨年の実績23億8,000万円というのは、何月ごろにどのくらいの方がやめて実績が下がったという点が我々はわからない。期末に比較的集中的にやめるのかどうか。ですから、昨年実績、あるいは昨年の予算に比べてことし高くなるというのは、普通は、補充採用は若手になったり、未経験者をとるわけですから、そして、前よりも人数を余計とるという方向ではありませんので、総額においては下がりぎみになるのが普通でないかと。だから、これだけの高さ多くなるというのについては、今の説明ではいまいち理解しがたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

今のお話でございますと、当初に見込みました予算と最終見込みの決算見込み額でござい

ますが、こちらのほうの差異が、実は、1億2,200万円から5,100万円を引いていただく、この部分でございます。こちらが大体7,100万円程度が出ておると思います。こちらにつきましては、職員の退職、あるいは執行残といえますか、手当関係での残がございます。こちらで6,180万円ほどございます。これは、育児休業者が継続休業という形で出てまいりましたのも含めまして、実は6名おりました。こちらのほうにつきましては、基本給等の手当で一応やらせていただくということで、これにつきましては、大変申しわけないと思うんですが、こういう形で毎年進めさせていただく関係でございます。ですから、その6人分がまずございます。それと、ご存じのように途中で1名亡くなられた方がございます。それからまた、退職者も2名ほど予定より多くなっております。こういったものを全部含めましてこの金額が出てまいりました。

実は、まだ700万円ほど差額がございます。こちらにつきましては、昨年度につきましては、選挙が、実はグランドスラムということで4つございまして、この関係の件費を計上させていただいておりましたが、特に、県議につきましては、おかげさまというとしかれますけれども、無投票ということがございまして、こちらの選挙の経費、これは県議だけで500万円でございます。この件費を削減させていただいたということと、あと町議で115万円ほど、それから参議院議員で90万円ほど、職員件費及び報酬等、こちらを必要なかつたものですから、切らせていただきました。これを合計いたしますと、先ほどの7,106万9,000円と、細かい数字ですがこちらになるということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長 菊地 久君

中村議員から出ておりました道路特定財源問題の資料を当局に資料提出をさせて、提出がきちんと出ておりますが、歳出のほうも書いてありますが、そのときでいいですね。

予算に関する総括について、ほかにありませんか。

(なしの声あり)

ほかに質疑がないようでございますので、総括を終わります。

続いて、歳入について、10ページから29ページまで一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

15ページの保育所運営費保護者負担金と延長保育についてお聞きをしたいと思います。

日本共産党は、余りにも保育料の高い値上げに署名運動を行いまして、今でもたまにふと思いついたように署名用紙が返ってくるという状態が続いておりますが、皆さんよくご存じのように、20年、21年という大幅な値上げが示されています。そこでお聞きをいたします。

第2段階の町民税非課税世帯というのは、一体幾らの方たちがこの保育料を払うような段

階になっているのでしょうか。もう一つは、第3段階の市町民税非課税世帯で均等割額のみの方たちは、1年間4,000円という支払いの中でのこの保育料、計算してみますと、8,940円の方が1年間に10万7,280円も払うことになります。それでは、第4段階の方、3万円未満の方たちが1カ月に1万4,690円、3歳未満児ですが、払うことになります。この方たちの1年間の収入を、夫婦2人、子供2人で幾らの方たちがこの高い保育料を払うという計算になるのか教えていただきたいと思います。また、第5段階の3万円以上9万円未満という、この方たちの収入は、幾らで1カ月に2万510円払うという計算でしょうか。

私は、この計算をしたときに、この方たちの生活は一体どうなるのかというふうに改めて胸が痛くなりました。一つ一つ計算しまして、またおせっかいにも他の自治体も調べてみましたが、本当に弾力徴収率も一番高く、何としても20年、21年、この値下げをもう一度考えていただきたいという思いを込めて、内容についてお聞きをいたします。

それから、次に、延長保育料なんですけれども、全体として負担が、去年は782万2,000円でしたが、今予算では413万2,000円組まれております。全体としては軽減をされているように見受けられますが、一方で保育料が値上がりしたことになり、どのようにそういう方たちが変化をしているのか、その内容についてお聞きしたいと思います。

その2点を、まずよろしくお願いをいたします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、答弁させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、保育料の第2階層から第5階層までの夫婦2人子供2人、標準的な家庭の1年間の収入はおよそどのぐらいかという質問でございます。これにつきましては、社会保険料、それから生命保険料、損害保険料等、控除の部分を除きましておおよそということでお答えをさせていただきます。

まず、第2階層の町村民税非課税世帯でございますが、収入でおおよそ200万9,000円以下の方でございます。それから、改正前の第3階層の均等割額のみの方でございますが、収入で200万9,000円から272万円でございます。次に、第4階層の所得割額のある方でございますが、収入で272万円以上。それから、第5階層の所得税が3万円未満というところでございますが、収入で330万円ぐらい。これはおおよその数字でございますが、大体収入としてはそういったところかと思っております。

それから、次に、延長保育料でございますが、改正前の延長保育料は、早朝の30分、それから、5時から6時、6時から7時といったぐあい、どこを利用される場合でも一律の2,500円、最大の方で7,500円ということございました。それに比べまして、保育料の10%というふうで計算をいたしますと、今まで30分とか1時間の利用よりも多かった方の場合、最大の方は2時間とか2時間半あるわけでございますが、その方については、保育料の10%になったことで、かなり軽減をされるというふうに思っております。そういうことからしま

すと、延長保育料の収入として上げさせていただいた部分が減額になるということでございます。ただ、中には、ほんの数名の方ではございますが、延長保育の利用の時間が少ない方で、収入が多くて階層の上のほうの方の場合ですと、逆に延長保育料が高くなる方もみえます。ということでご理解をお願いしたいと思います。

○6番 林 英子君

第2段階の方が200万円ちょっとということで、月に1,950円という保育料です。また、第3の方が272万円。こういう方たちを平均して見てみますと、家賃が約5万円としても60万円、そして生活費が夫婦、子供2人で10万円は要るだろう。そして、社会保険、教育費も含めて、ざっと220万円は最低の生活で要るだろうという計算の中で見ましても、第3の毎月8,940円がいかに高いかということがおわかりではないでしょうか。この方は年間10万7,280円も払うことになります。そして、3万円未満しか払うことのできない方も、毎月1万4,690円、年間17万6,280円。現在、女性のパート代、そして今度も期待して、1時間上げてほしいという多くの期待がありまして、少しはこの4月から一般的に上がるであろうという希望も含みますけれども、本当に大変な実態を見ております。そして、幸いといおうか、どういうわけかわかりませんが、昨日手紙が届いております。タイミングよくといえばいいですけれども、昨日手元に来ました。読ませていただきます。

「民報かにえを読み、いつも共産党の方の活動には興味を持っています。小学生、保育園入園を控える子、そして妊娠中のお腹の子と3人の子を持つ親として、町政にはいつも目を向けています。保育料が上がれば負担が増し、家計を預かる者としては大変なことです。私立の幼稚園では入園するだけでかなりの負担があり、町の保育所にお問い合わせをできません。保育料が上がるのであっても、それだけの保育をしていただけるのか不安です。長男、8歳が入所をしたときは、年少児のとき、年中児のとき、ともに同じ担任で、何度もたたかれたり、無理やり食べさせられ吐いたり、悲しく、親子で泣くことばかりでした。子供が心身ともに正しく成長できるよう、親として努力はしますが、町の職員、議員の方にも、一度考えていただきたいのです。金銭的な問題では済まないこともたくさんあるのです。よろしくお願いします」。どうも、これを見ますと、年賀はがきが残ったのでしょうか、そのはがきの裏に書いて寄せられたものです。本当に、今、保育料の問題は、大変なことだというふうに思います。

(発言する声あり)

人が話をしているときは静かに聞いてみてください。いつも私語が多いように思います。改めて計算して、本当にこの保育料というのは大変なことだというふうに思いました。しかも、7段階、8段階、9段階の人の値上げ率は非常に抑えられています。そして、1から5までの方の保育料が大幅に値上げをされています。いま一度、本当に今の暮らしを見まして、下げるべきではないかというふうに思います。これを計算された人も、いろいろと考え

てなされたことと察しますけれども、この値上げについて、町長はどのように今お考えになっ
ていらっしゃるのかお聞かせください。

そして、延長保育料も、先ほどおっしゃいましたように、確かに前は2,500円、7,000円、
本当に大変だという声を聞きました。でも、今は一律、保育料の延長する人だけに10%とい
うふうに変わりましたが、この方たちの保育料の値上げとともに、多くなった人もあ
るというふうにお聞きしております。延長保育料を一律に10%ではなく、いま一度考えてみ
ていただきたいというふうに思います。

その2点、よろしく申し上げます。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたしたいと思います。

保育料につきましては、先般代表質問のときにも各議員からご質問を賜りました。皆様方
に協議を重ねまして、最終的に精査をさせていただき出させていいただきましたが、委員長さ
んのほうからは、今後考えてくださいというような付議のこともございましたし、我々も、
今現在、この保育料を、平成20年度お示しをさせていただいたものを変えるつもりはござい
ません。協議に協議を重ねて、一定の結論として出させていただいた結果でありますので、
それだけご理解をいただきたいと思います。

ただ、例えば、第2階層から第7階層につきましては、それぞれの事情がおありになると
思います。確かに、所得の低い方、それはそれなりに、我々も含めて、所得の高い方も、そ
れだけの税金を出し、いろいろなおつき合いをされ、それなりのご負担をしてみえると思
うんです。所得の高い方からたくさん取ればいい、値上げ率が少ないとか、私は、そういうご
指摘は若干違うような気がいたします。

(発言する声あり)

議事録を後で見てください。値上げが抑えられているような気がしますというお答えをさ
れたと思います。そうではございません。それも、もうご説明を差し上げました。

そういう意味でいけば、決して皆様方の暮らしを圧迫するための保育料の値上げをしたわ
けではございません。何度も申し上げますが、国の弾力徴収率の調整を20年間何もやってい
なかった、これは町に責任があるわけでありましてけれども、それを一定のところまで考えさ
せていただいたと。そして、お示しをさせていただき、皆様方にご協議をいただき、一定の
結果として出させていいただきました。来年度、再来年度につきましては、また状況が異なる
ことになると思いますので、そのときには一考をさせていただくと、そういうお答えもさせ
ていただきますので、できれば、それにはご理解を賜りたいというふうに思います。

あと、延長保育料の考え方でありますけれども、いわゆる早朝、それから延長も含めまし
て、最大で7,500円払っていただいた状況、これは余りにも高いのではないかということで、
10%というふうに考えさせていただきました。これは、無料にさせていただけるのが皆様方

は一番いいかもわかりませんが、やはり、めり張りをつけないとどうしても、中には10分、20分ぐらいはいいだろう、その甘えが最終的には30分、40分という現実も、実はございます。そういうときに町の職員にとっての負担も大きいものがございますので、10%という結論を出させていただきました。

一部では、階層の高い方に割高感が出たという電話も、実は私のところにいただいております。そういう意味でいけば、今後保育料も含めて一考することはあるかもわかりませんが、今現在、20年度につきましては、保育料は先般お示しをさせていただいた金額でスタートしたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

まず最初に、町税ですけれども、町民税のことについてですが、ご承知のとおり昨年税制改正もありました。そして、国のほうの所得税に変えて、地方に10%所得に課税するというふうに制度がなってきたわけです。これは、地方に財源を移そうという気持ちがあつてやられたことだと思いますが、代表質問の折の答弁をお聞きしたりしておりますと、町税の伸びが、二、三年前に見込みをしていた額に比べて、実際に伸びた額というのは非常に少ないという印象なんですけれども、まず、その1つ、見込み額として、20年度予算額で、全体では町税は51億円ですけれども、町民税のところでは27億円ということで、非常に伸び率が少ないので、この背景には、結局町民の所得の関係とどのようになっているのか、少しそこを分析したことをお願いしたいと思います。

歳入のほうで、また国との補助金や交付金との関係によって、全体としてはむしろ減になっておると、そのような答弁がありましたので、この答弁も少し不思議な感じで理解しがたいところがありますので、もう少しその内容を示していただけたらというふうに、まず1つ思います。

2点目ですけれども、先日も代表質問のときに申し上げました道路特定財源にかかわることです。資料を昨日出していただきました。それで、この資料に基づいて、中身について質問をさせていただきたいと思いますが、この出された資料の一番下のところに「道路特定財源については、暫定税率100%で交付されている前提で廃止した場合」というふうにただし書きで説明をさせていただいております。ということは、この道路特定財源というのは、まともに入ってきていますので、暫定税率なのか本則分なのかということは、これは本則分ですよとか、これは暫定分ですよとかという、そのようなことではなくて、一括ばつと、ただし書き何もなしで、あんたのところはこんだけだよというような入り方なんだなというふうに思うんですけれども、1つは、それでいいのかどうかという点であります。

それから、これを歳出しましたときに、事業費として数字が上がっておりますが、特定財

源で事業をした場合のこの会計処理の仕方ですけれども、一応これはひもつきというか、色つきというか、そういうお金であって、この特定財源分については、国のほうに、これでんだけの事業をしましたとか、何をしましたとかというふうに報告するような義務があるのかなのか、これを2点目でお伺いしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、補助分です。間接分ということで、補助分が上がっておりますが、この補助分につきましては、それぞれの地方自治体の事業、それに基づいてこちらが願いますというようなことで陳情して、声の強い陳情のところを通ったら、これはふえてくるという性格のものなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、4点目ですけれども、特定財源が蟹江町に入ってきた金額ですが、平成18年度は地方譲与税というところで3億8,000万円というような数字が入っております。この額ですけれども、国のほうはその年度年度の都合によってよこすものなのか、そうではなくて、これも計算方法か何かがあって、一定決まって渡されるものなのかどうかです。その辺のところをお伺いしたいので、お願いいたします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

4点のうち、まず、町民税の伸びが低いのではないかとということでございますが、実際に町民税が移譲された部分につきましては、平成19年度で移譲の最終終わりということで、税をかけさせていただいております。これと、代表質問のときも町長のほうから答弁をさせていただきましたが、16年度から影響が出ておりますので、それをいたしますと6億8,000万円になってございます。ですから、順番に影響額が出ておまして、最終的に、全体では6億8,000万円ほど伸びておるということなので、ちょっと私のほうは前に……

(発言する声あり)

変わっております。それが影響額というふうに認識しておりました。

それから、道路特財のことでございますが、ここにごございます暫定税率100%というのは、本則税率でかけられたものを。実は、暫定税率は附則で、あるいはまた別の施行令とかというもので、税率そのものをかけてございます。ですから、基本的に、国なんかだと揮発油税ですけれども、こちらについて24.3円という、皆さんご存じのように、リットル当たりの税額は本則で、暫定税率というのは、そのもので48.6円が暫定でございます。今のお話を聞いておりますと、余分にかけた24.3円が暫定税率ではないかというような皆さんの中でのご理解があるんですが、法上といたしますか、今の税をかけたシステム上は、48.6円これ全部が暫定税率ということでございますので、これをいただいた場合の状況でございますという表でございまして、そのように見ていただきたいと思っております。24.3円が本則で決めてあるのを、暫定的に、それそのものを48.6円というふうに切りかえて税をかけますということが暫定税率の執行でございますので、その間の部分は、実は、余分に足しておる部分を皆さんは暫定税率というふうにご認識いただいて、いろいろなことをおっしゃっていただいたなというの

を私は勝手に思っておるんですけれども、全体でということで、私のほうはこの100%が投入された場合というような表現をさせていただきました。

全部が暫定税率でございます。

それから、道路につきましては、先ほどおっしゃいました報告があるかないかというよりも、もちろん報告はございます。私ども、毎年報告を出しております。それからもう一つは、これはすべて法律で、道路特財につきましては、趣旨で、道路関係にお金を使うためにこの税をつくる、そして、最終的には、それぞれの法律で、これは道路に使わなければならないと限定的にきちとうたっておりますので、そのように対応をさせていただいているというところでございます。

それから、補助の性格でございますが、このいただいております補助は、実は、橋梁に関する補助金でございます。橋梁の耐震関係に対するものでございますので、これがふえるふえないというのは、私どもの事業がどれだけやれるかというところでございますし、また、これは枠がございまして、今おっしゃられたように、きちと手を挙げまして、その中で、補助金をいただきたいということでお願いをするというような方式になってございます。

まとめてご答弁しました。

○議長 菊地 久君

ほかにいいですか。答弁漏れないですね。再質問ですか。もう一遍質問されるんですね。

○8番 中村英子君

4番目のことですが、年度別の歳入額を見ますと、地方譲与税として、平成18年度は決算で3億8,000万円という数字が上がってきております。断トツにこの年だけです。18年度のことですよ。3年前のことですよ。これは、19年、20年度はほぼ同じような横ばい額にはなっております、それ以前の経過を見ますと、18年度が3億8,000万円、17年度は2億4,500万円、16年度は1億8,000万円というふうになっているわけです。そこで、私がお伺いしておるのは、この税の数字の変化があるけれども、国のほうの基準というものが一定額のものなのか、どういう影響によって、これ三位一体改革の影響によるものなのかどうかちょっとわかりませんが、その辺がどうなっておるかということをお伺いしておる。これは、最初に聞いたことの答弁漏れを言っておる。

○議長 菊地 久君

質問わかりましたか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

私どもの資料の19年度の部分でございましたか、3億9,000万円。

18年度に地方道路譲与税2,964万8,000円でございますが。

譲与税全体のお話でございますか。譲与税につきましては、ほかにもございますので、所得譲与税等がございます。こういったものの変動がございますので、道路財源とはまた別の

お話というふうに。もし間違っておりましたら、ご指摘をお願いいたします。

○議長 菊地 久君

再質問ですか。再質問なら1回、2回、3回と数を数えていきますから。もう漏れておるわけ。答弁が漏れていますか。

質問者が答弁と違うそうでございますが。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。今おっしゃられていただいたのは、地方譲与税全体のお話を含めてでございましたので、私、道路譲与税だけのお話をさせていただきました。大変申しわけございません。

こちらにつきましては、所得譲与税が18年度につきましては、決算で2億6,400万円入っております。17年度は1億2,700万円でございます。こちらにつきましては、譲与税の関係は所得のほうで、所得譲与税でこれだけ大きく変わっておりまして、地方道路譲与税自体は、18年度は2,960万円、そして17年度につきましては3,000万円ということでございますので、ほぼ横ばいでございます。それで、道路譲与税につきましては、国の原資はございますが、基本的に道路面積と、それから道路の延長で案分されますので、毎年そのような大きな変動は、現在のところはないというふうに私のほうは理解しておりますので、よろしく願いいたします。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

関連しまして、道路特定財源についてお尋ねします。

予算額一覧表で見まして、2番目の地方譲与税に自動車重量譲与税と地方道路譲与税で、あわせて1億1,100万円、これは、いろいろ調べますと、国税として取ったものをある割合で市町村へ割り振っていただいているものです。それから、7番目の自動車取得交付税というのは、どうも県税だと聞きますが、いかがでしょうか。そうすると、国の言う道路特定財源という、県からのものでも、やはり道路特定財源というものかどうか1つ。

もう一つは、この2つは、いずれも揮発油税、いわゆるガソリン税ではないと思うんです。地方道路譲与税はガソリンに少し係るみたいですが、主体の48.何円というガソリン税、揮発油税は、ここに出てきません。非常に大きな額、ガソリンの消費に応じてかかっている税金というのは、ここへ出てきていないように思うんですが、そういうものは国税として取って、どうやって地方というか、こういうところへ来ているのか、そこら辺がよくわからないので、ご説明をお願いします。

それからもう一つ、ついでに聞いておきますが、国会が混乱しておりまして、もし3月末までに通らないとき、各地方とも、12月、1月段階で、予算が組めん予算が組めんと全国で騒ぎましたが、結局は、例年どおり来るだろうということで予算を組んであるわけですね。

幾らいかんと言っただって6月までにはなるだろうと、だから、その間は何とかなるだろうと、こういう考え方もありますが、もっと抜本的に、通らない、一般財源化ということになってしまうという、この予算組みが非常に変わってくるわけですが、仮定の話にはお答えしないという答弁ではなくて、そういうことが起きたときはどう扱う予定か。最も、入りはこのままにしておいて、入ってこなかったから出のほうは何か崩して使うのかどうかかわらんですが、その仕組みはどうなのか、この2点についてお尋ねします。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

道路特定財源の関係でございますが、これは、実は、项目的には、国が国税として持つていくもの、そして、そのうちから配分するものとかとあるんですが、まず、今おっしゃられました揮発油税は、実は、これは全額国の予算のほうに入っております。国が予算化して、収入するものでございます。それから、石油ガス税がございまして、これは、収入額の2分の1を国が取り、あと石油ガス譲与税という譲与税に変わります。これは地方におりてまいります。ただし、これは県と指定都市のみであります。市町村は対象ではございません。それから自動車重量税、こちらのほうも国が3分の2を収入をしております。あと3分の1、残ったもので、これは市町村にも関係してございますが、自動車重量譲与税、この3分の1を市町村に配分するというようなことになってございます。

国は、今の揮発油税と石油ガス税、自動車重量税、この3つを収入として、特定財源としております。地方のほうは、重複いたしますが、それを受けます地方道路譲与税、こちらにつきまちは揮発油税と一緒に併課されるものでございますが、これは100%のうち42%のみが市町村のほうに譲与されるということになってございます。それから、石油ガス税は先ほど申し上げました2分の1が県・指定都市、それから、自動車重量譲与税につきまちは、先ほどお話ししました自動車重量税の3分の1が市町村と。それから、もう一つございまして、これは県・指定都市が全額収入するものでございますが、軽油引取税という件でございまして、それから、もう一つ、最終的に私どもに関係する自動車取得税、これは県税でございまして、県が10分の3、その10分の7を市町村のほうに配分するということで出てきております。ですから、県のほうから来るものと国のほうから直接譲与されるものということで、3つの税につきまちは、現在蟹江町のほうにも入ってきておるわけでございます。これが税の性質別なものでございます。

それと、先ほど仮定で、このまま国のほうの法案の関係で入らなかった場合どうするかということになってございますが、私どもも、それは心配するわけでございます。今後どのようにするかということは、まだはっきりとは申し上げられませんが、ただ、私どもが使っております道路財源に使っております対象が、当然、私どもきちんと優先順位をつけて精査し、その中で予算を組ませていただきました。ですから、もしどうしてもということになれば、縮小とかそういったことも考えられますけれども、やはり、事業として蟹江町が行わな

ければならないという判断をいたしました場合については、これは財源を更正いたしましてでもやらなければならない事業だというふうには考えております。

これは、大きくは、実際、現時点では七宝蟹江西福田線、こういったところへの充当もございまして、こういった早急にやらなければならないものは、もう一度整理をいたしまして、きちんと精査をさせていただいて、私ども、一般財源をつぎ込んでも、やるべきものはやります。そして、そこで縮小ということになれば、その部分については見合せをしたりということでございますが、財政当局としての考え方はそのように思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○3番 山田邦夫君

揮発油税として納めている50円近いものが地方道路譲与税として来るというのは、今初めて知りまして、理解不足だったように思います。

それで、これの使い方の問題に多少かかわることですけれども、道路特定財源と構いませんが、歳入のほうで二、三お尋ねします。

11ページの一番下に入湯税がございまして、来年度720万円と組んであります。これは温泉の客がふえたと、この前うち町長に聞いた覚えがありますが、松岡豊泉閣が宿泊をやめましたし、今年の730万円から720万円に。過去どうだったかと見てみましたら、10年前は1,100万円、それから900万円くらいになって、800万円くらいをぞろぞろと動いていて、最近多少上がったり下がったりがあつて、遂に最低の720万円になってきてしまったわけです。町長の所信表明では、温泉の町、観光をPRして、いろいろ入湯税等にもいい影響があるからということをお伺いしておりますが、こういうことでいくとなかなか難しいのではないかと。温泉を売りにして人が来るということはいいです。ほかのところにも金を落としてくれますからね。しかし、入湯税そのものについては、なかなか難しい。客が減ったから閉店するようなところがあるのに、もう一つふやすというのは難しい。しかし、あれも温泉を利用した何かほかの施設に転用するのではないかとといううわさまで聞きますから、あるいはうまくいかもわかりません。とにかく、入湯税というのが10年かけてじりじり下がっているということについてはどういうご所見を持たれているかお尋ねします。

それから、2つ目は、19ページです。真ん中ほどに土木費国庫補助金でまちづくり交付金が1,200万円あります。これは、後ろのほうの資料から、駅北の区画整理絡みではないかと勝手に思っておるんです。ところが、この前うちのテレビのニュースで、道路特定財源がまちづくり何とかに使われて、観光会館みたいなものがつくられているというニュースもありましたね。これは、道路特定財源絡みから出てきているのではないかとという質問であります。

それから、3つ目は、29ページです。一番下に臨時財政対策債があります。3億円を組まれました。昨年3億4,950万円ですから、5,000万円近く削られたことは一応努力されたなと思っておりますが、もともと、申し上げておりますように、今残高がどのくらいあるか一口にわか

りませんけれども、以前に聞いたところでは、この10年間で減税対策債とあわせて40億円近い、30何億円あると。この臨時財政対策債というものは、据え置き期間があるのか、何年くらいして返すのか。これは、公債費として年々返っていきますけれども、借りたものは返さなきゃいかんですね。しかも、建設債と違って財源不足を補う借り入れだと思っんです。このときに及んで、ほんの数年前までは交付税で100%措置すると物の本にも書いてあるんです。それが、めでたく不交付団体になってしまったんで来ないわけです。埋め合わせはつかない。あれやこれやでいただいていると言われますが、どうも我々には理解できない。

ですから、本当に金が足りないから、あるいは運転資金で借りられるうちは借りておきたいという言い方なのか。長期的ではなくて、比較的短期的、二、三年の間に、このことはやめたほうがいいんじゃないか。要するに借りることを。借りることをやめれば、財源は足らんですから、何かを取り崩してか、経費節減か、先ほど来言うような人件費の問題や大きな問題で触れざるを得ないです。そういう覚悟をする町運営、財政運営をしないと、今までもやってきたし、本当に皆さん町民も、財政のことはわからんわけです。

こういうふうには3億円をぼっと借り入れてつないでおると、返済は孫子がやるわけです。一方で、後ほど出てきますけれども、町債の残高は今79億円になってきています。そのほかに下水の町債が19億円ですから、全部で98億円、100億円に近くなってきている。まだふえていきますね。ですから、どうしても財政赤字の借り入れは減らすという方針を持たないといけないように思いますが、そういうお覚悟はまだ固まらないかどうか。一挙になくするとは言わないです。せめて、3億円切られると相当覚悟していただいたなと思っんですが、どうも3億円台に乗った臨時財政対策債を発行されますので、その点をお尋ねしたいと思っます。

以上、3つの点です。

○町長 横江淳一君

それでは、入湯税のことを私のほうから。

ご存じのように、私も平成7年から議員をやっております、入湯税の推移は大体頭に入っております。そんな中で、議員もご承知だと思いますけれども、実は、蟹江町の温泉施設が、ちょうどその時期にばたばたとおやめになられました。ご記憶にありますか。警察の関係だとか、それから会社の施設、保養所がどんどんやめられまして、実は、それで手痛く入湯税が下がったわけでありまして。町民の皆様方は、その理解は余りございません。

それを何とかしようと、これは一過性のもものでは考えられませんので、私としては、議員のときにも前町長さんにも申し上げました。やはり、入湯税というのは目的税であります。直接、例えば観光だとか、それから消防にもこれは使えるわけです。そういう税金をもっと皆様方からいただける施策を展開していただけないかということは、私も前町長さんに申し上げた記憶がございます。17年から町政をお預かりするようになりましてから、何とか下げ

どまりをどこかで見つけたいということで、るる努力をし、ひょっとするとということで昨年度足湯をつくらさせていただき、この歯どめをかけたかに見えたんですが、ご存じのように、某温泉施設が宿泊をおやめになりました。それによって入湯税の激減が実は心配されたんですが、ここでとどまったというのは、実は、ほかの3つの施設が入湯税の増がございましたので、それで大きなマイナスにはなりません。それを町民の皆さんにご吹聴願えると、大変私としてはありがたいと思っております。

決して、この施策が間違っているとは思っておりません。そのうちにエンジンをかけて、きゅっと上がるときが来るやに私は考えておりますし、この温泉施設でも、今後の展開として、何か一つお考えであるというようなことも聞いておりますし、私も、個人的には、この施設に次の施策をということをお願いをしている部分もございますので、もうしばらく推移を見ていただけるとありがたいというふうに思っておりますので、何とぞご理解をいただきたいというふうに思っております。10年ぐらい前の1,100万円水準にまでは何年かかるかわかりませんが、早い時期にそこまで戻せればいいのかな、それを私は夢見ているのでありますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、まちづくり交付金の1,200万円、これが道路特定財源に当たるかどうかということのご質問でございます。

まず、まちづくり交付金は駅北の土地区画整理事業、これに補助金を出しておりますが、その補助金の裏負担として国庫補助としていただいているものであります。内容は、通常の国庫補助金とは違いまして、総合的にまちづくりを行う補助金、特に、駅北区画整理は基盤整備ということで、中には街路、公園、それから、関連事業としてJR蟹江駅だとか、いろいろな要素を含んだ事業でございまして、それに対する独特なまちづくりをするための交付金でございます。これは1,200万円の補助金ということで、道路特定財源ではないというふうにとらえております。

それから、私ども、道路特定財源の充当につきましては、都市計画費で、資料にございますように、平成20年度予算ベースで5,200万円ほど道路財源の中に充ててございますが、それは駅北負担金の3,500万円のうち、それから街路の整備等、その辺のことを負担金の中の道路特定財源扱いとしております。駅北負担金の3,500万円は、公共施設管理者負担金といいます。これは、街路整備をしようとするときに区画整理事業に含まれますと、用地取得費を限度とした負担金制度でございまして、それを出すための負担金でございまして、それが道路特定財源を充当している性格のものでございます。

以上でございます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

臨時財政対策債のお話をいただきました。これは、一応基本的には3年の据え置きで20年債ということでやらせていただきます。ただ、議員の頭の中には、きっと16年の借換債のお話もあったかと思うんですが、これは、8年度に融資を受けました8億円につきましては、10年後まで据え置きで、利子のみを払い、10年後にすべて借りがえなさいという、そういったことがございましたので、その年の分だけは別個にございます。あとは、先ほどお話をさせていただいた期間でやらせていただいております。

それから、これは、実は、3年ごとに暫定的な措置ということで延ばされてきたものでございまして、今は3回目ですが、この21年には、基本的にはこの起債はできないというふうに関のほうからは言われております。今まで交付税で見えてきていただいたこともあって、当初はもちろん借りまして、100%交付税算入がされておりました。今でも交付税の算定ではきちっとされております。

ただ、この19年に私どもが不交付団体になりました。この関係は、るる今までの説明の中でもありましたが、ある企業さんのおかげで、実は法人税が昨年度は急に伸びました。これが大きく影響いたしまして、それで不交付団体ということになったわけですが、今後蟹江町は、税収の伸び等を考えますと、すぐに交付団体になるというようなことはちょっと難しいのかなというふうには思っておりますが、ただ、これはベース的には必ず入っておりますので、蟹江町が何かの影響で収入減になりましたならば、交付税のところではね返ってくるものというふうにご理解をいただきたいと。これ以上のことは、私どものほうでは申し上げられないわけでございます。

この3億5,000万円を3億円にということでございますが、借り入れについては、赤字債のお話を昨年議会の中で幾度となくいただきました。私どもも、今の財政運営の中で今後を見通して、何とか少しでも赤字債の借り入れを減らそうということで、ことしは5,000万円断念といいますか、減らしてやっております。今後につきましてシミュレーションの中でやっておりますのは、この赤字債は入れずにシミュレーションをやっておるわけですが、ただ、起債の関係でいきますと、やはり、これから26年以後に大きな数字が出てまいります。それを見通しながら、起債をどのように借りていくのか、事業を精査しながらそれで進めさせていただきたい。ただ、財源債については、一応この21年で、先ほど申し上げたようになくなるということも踏まえまして、現在は考えを進めさせていただいているところでございます。

以上であります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

さっき続きをしようと思ったんですけども、山田さんの質問が入ってきましたので、続けて質問をさせていただきます。

細かい税率等に入っていきますと、税の種類も税率も全然違いますので、短時間では、この中身についてはよくわかるまでにはいかないと思います。そこで、全体的に質問するんですけども、この関連の税が、一応5兆6,000万円ぐらいが国のほうに入っていて、そして、そのうち3兆4,000億円というのは国自体が使うと。その残りを地方に回すという仕組みになっていると思うんです。だから、国のほうがほとんど大きいわけですね。3分の2ぐらいは国のほうが自分の税金として使ってしまうと、地方に回っている分というのは実は少ないんだということですね。まず、認識をしたいと思うんです。

しかも、地方に回っている分の中で、今蟹江町に入っている分が示されましたけれども、今聞くと、これが特定財源として目的税的に入っているわけですよ。報告義務があるということですので。ですけども、一般財源化して別に報告義務はないというやり方を、今民主党は言っておるわけですけども、別にこれを一般財源化して、そして、同じ額を地方に入れて、このことについて自由裁量でやってくださいと言ったからといって、蟹江町としては、そのほうが都合がいいんじゃないですかね。そして、一々報告するだとか、そういう事務的な処理をする必要もないわけですよ。

ですから、一般財源化して地方で自由に使えば、道路に使う人もあるし、これ道路に大方使うと思うわ、少ないもん、全く。これをプラスにしろ、町のほうがほかの予算でプラスにしとるんだから、実際には少ないだもんで、道路に使わざるを得ないかもしれんよ。しないかもしれないけれども、自治体の一般財源の中にこの目的税的なものを含めるよりも、国のほうから一般財源として渡してもらっちゃったほうが、そんなもん全然、処理上の問題としては、地方にはいいことではないかというふうの一つ私は言いたいわけ。もちろん、やり方としてね。それは、減れば問題があるかもしれんけど、一般財源化したほうが、扱いとしては、地方としてはやりやすいですよ。むちゃくちゃ補助金……

(発言する声あり)

お願いしますと言っとる。では民主党政権になるようにお願いします。

ということを、まず1つ共通の認識としてあるんじゃないかというふうに思います。

それと、暫定税率を廃止した場合の影響額というふうに出ていますけれども、代表質問の中で言いましたが、町民の生活、国民の生活が逼迫していて、税収が本当に少ないし、蟹江町でも払えない人が多くて、この一般会計の滞納額、それから国保の滞納額といったら、いつもいつもの議会で指摘されておりますけれども、非常に大きな額ですわ。そもそも両方で10億円に近づくという額になってきていますよね。

だから、私の理屈としては、もう少し町民の生活というか、国民の生活というものの負担を軽くして、収入をふやし、所得をふやし、きちんと納税してもらおうというシステムをちゃんと徹底していくということのほうが物すごい大事なというふうにいつも思っているわけですよ。今の国の施策ですと、国民一人一人の生活というのを物すごく圧迫して、そして、弱

者に対するものも非常に厳しくするというをやってきていて、現実問題としては、自治体に税収が入らないような方向に流れてきていっているんです。ますます滞納というのはふえてくると思いますよ。だから、私は総理大臣ではないものでいかんけれども、もう少し国民の所得を上げ、生活を豊かにするようなことをして、きちんと税が納められると、そういうことを担保しつつ、この特定財源というものを考えていかないと、一方では本当に枠を特定財源の中へ詰めて、税収が入らないような仕組みが残ってきていると、そこが問題だから、暫定税率というのはこの際やめたらいいんじゃないかということをおっしゃるわけ。

だけど自民党の総理大臣はそう考えていないかもしれないけれども、これは、国の全体の税のあり方、また、地方自治体と国との関係なんですよ。ですから、その辺のところ、暫定税率を廃止して、そして、しかも特定財源というやり方をやめて、一般に入れてもらったほうが地方自治体はいいです、これは。もっと地方に回す額を、少なくとも半分だとか、そういうふうに主張していただくと。それから、直接自治体に入る税としてもらうと。一たん国に納めて、その権限とか配分をゆだねるのではなくて、直接自治体に入るという税の仕組みに変えてもらうと、そのことのほうが地方自治体にとっては大事ではないかと、そういうふうに思っておりますので、そういうことを十分理解していただいて、小さな町ですもので、政令市でも県知事でもないの、そんなことを言ったからっていかんかもわかりませんが、そういうところで地方6団体もやってもらうといいんじゃないかというふうに思っているわけですので、そういうところで、共通の認識だとは思いますが、お願いをしたいと思います。

もう一つですけれども、ほかに、一般会計の中に国から入ってきて目的税的なもので報告しているものが、道路特定財源以外にあるのかどうかということなんですけれども、あればあるというふうに言っていただきたいんですが、その確認だけをしておきたいと思っております。

以上です。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

国から来てと申しますとそんなにないんですけれども、下にもあります交通安全対策特別交付金、こちらは一応そういった内容で使えよということは来ておりますし、こっちに使ったということで報告はしております。私は、それ以外は大きなものは頭に浮かびませんので、申しわけございません。

○議長 菊地 久君

いいですね、考え方を述べただけでね。

(発言する声あり)

○議長 菊地 久君

町長に何か聞きたいの。

(「町長にお願いしますと言ったから、お願いします」の声あり)

○町長 横江淳一君

それでは、全体的な考え方を申し上げます。

本当に、中村議員がおっしゃるとおり、色のついていないお金が、言葉は不適切ですが、実弾としてそのものずばりいただければ、我々としては本当にありがたいわけでありまして、特定財源等々云々の問題につきましても、地方6団体を含めて我々首長同士が陳情にお邪魔したときも、我々としては、暫定税率を維持していただけないとお金がいただけないという、こういう仕組み自身を変えるだけの力が残念ながらございません。

そういう意味でいけば、担当次長が答えましたように、今ある事業自身を縮小せざるを得ない状況になっては大変困るということで、先ほど来山田邦夫議員からもいただきました、例えば財政補てん債の問題も、我々は、これを好んで起債をしているわけではございません。住民サービスが極端な低下を招くということにつきましても、これにつきましても、苦渋の選択で起債をお借りしているわけでありまして、ただ、1つ考え方を申し上げますと、今現在ある、いわゆる財政調整基金の弾力的な運用ということで、今回またお示しをさせていただきますように、条例の変更も含めて提案をさせていただいておりますので、その考え方は何とぞご理解をいただきたいと思います。

確かに、起債もこれからふえてまいります。それから、下水道もこれから着手するに従ってふえてはまいります。最終的に、代表質問でもお答えしましたように、30年という長期スパンをできるだけ短いスパンでお願いしたい。それと、今現在も、この下水道の事業につきましても、実は6割から7割ペースで進んでおりますので、事業費全体も今縮めております。それも絶えず精査をさせていただいておりますので、起債は確実にふえてはまいりますけれども、これに対する計画的な償還も今しておりますので、できれば、臨時財政対策債を借り入れしなくてもできるような体制をここ数年つくっていきたい、そんな考え方もございますし、国の施策として、道路特定財源に頼ることなく、そのもの、実物のお金を、色のついていないお金をいただければこんなありがたいことはないので、それについては町村会もこれから陳情にお邪魔をしたい。これは共通認識でありますので、また、中村議員にご協力をいただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○産業建設部長 河瀬広幸君

先ほど、中村議員のご質問の中で、道路特定財源の実績報告の話をされまして、これはすべて実績報告が必要なものではございません。

(発言する声あり)

国補上、私ども建設事業にとりましては、地方道路整備臨時交付金も含めた対象事業の事業報告は必要ということで認識しております。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

担当の部局のほうからの報告はございませんが、法律に基づいて、国から決算統計の内容の中で全部来ておりますので、その中にはきちんと報告をしております。ですから、一つ一つの、どの道路にどれだけ使ったとか、そういった形の報告はございませんが、道路費全体でどういった形、土木の中のどういったものの中にはこういったものを使わせていただいたという、そういった内容の報告は私どものほうはきちんと決算統計をする中で国に報告を出しておりますので、今、そのところで行き違いがございました。申しわけございません。

○議長 菊地 久君

暫時休憩をいたします。

(午前10時40分)

○議長 菊地 久君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

ページ数は申し上げます。先ほど来出ております町税と道路特定財源と地方交付税、この3つについて伺っておきたいと思っております。

まず最初に、町税の問題ですけれども、蟹江町の場合、これは蟹江町の一つの特徴だと思っておりますけれども、20年度予算は51億6,600万円余です。予算総額が86億6,200万円ですから、6割近い比率を持っているわけですよ。ですから、依存財源が高い比率を占める自治体は大変でしょうけれども、これは自主財源ですから、そういう意味でいうと、比較的いいますと、非常にやりやすい町政ではないかなということをおっしゃっているところなんです。

あわせて、実質公債比率も17年度決算で5.7でしたかね。今年度くらいからは6ないし7くらい行くのかなと思ったりなんかしているんですけれども、それにしたって、全国の状況を見てみますと、20%以上の自治体が圧倒的に多いんですよ。特に、大都市、政令指定都市、あるいは中核都市、ここらはほとんど軒並みに20%を超えているわけで、30%を超えているところもかなりある状況なんで、その点から比べると、この実質公債比率の観点からしても、かなりいいほうの部類に入る。あるいはまた、財政力指数も、まだ200番目まで行かないでしょう。17年度で160番目くらいでしたからね。今、1,795自治体になりましたので、その点では順位が若干変動があるかしらんとおっしゃいますが、しかし、これも高いほうだと思います。近々借金も100億円を超えるような状況になるでしょう。しかし、そういう点でも、まだまだ一定の力を持った自治体とおっしゃるんですけれども、その点について、当局のご見解を聞いておきたいと思うのであります。

それから、2つ目、道路特定財源でありますけれども、道路特定財源は用途を変えて一般財源化すべき、いわゆる本則分ですね。それから、暫定税率分は、これは廃止すべきという

のが私どもの考え方です。しかし、それにかわる、温暖化問題の対策として、いわゆる目的税にもなるということになるのでしょうか、いわゆる環境税を創設したらどうかという、こういう考え方なんです。

ところが、道路特定財源の国と地方との関係でいいますと、中村議員はそんなたくさんではないと言われたんですけども、実をいうと、平成19年度で見えますと、国が3兆4,076億円、地方が2兆2,026億円という状況です。かなりの部分があることはあるんです。それで、この道路特定財源は、実は時限立法でして、だんだん延ばしてきて、もう30年以上になっているわけです。40年ぐらいになりますかね。ずっと延ばされているわけですけども、また今度、もう10年凍結したいという自民党の案なんですけれども、これが、暫定分は3月いっぱい、本則分は4月いっぱい、もし成立しないと終わりなんですよね。そういう事態になった場合に、蟹江町の20年度予算では、そういうことも考慮した予算の組み方になっているかどうか、この辺のところを聞いておきたいわけでありまして。どうなるかわかりませんよ、とにかく議決がおくれて3月いっぱいに議決ができなければ、これはストップになるわけですから、そういうことも考慮した予算の組み方になっているのかどうか聞いておきたいわけでありまして。

(発言する声あり)

いやいや、聞いたんですけども、十分な内容ではないんです。では、もっと具体的に聞いて置きますよ。例えば、この間の決算の中で20年度の繰越金の予算計上を見ても、4億6,000万円ほど残っていますよね。そういうものも含めて、財政調整基金なども含めて、具体的なお話がなかったので、ちょっと聞いておきたいわけですね。一時はごたごたするでしょうから、その点で聞いておきたいわけでありまして。

それから、もう1点は地方交付税です。先ほどの答弁の中で不交付団体になったということをおっしゃられたですね。しかし、20年度予算では4,000万円の計上がされています。この辺のところについてちょっと説明しておいていただきたいと思うんです。

その3点について聞いておきます。

○町長 横江淳一君

最初の2点についてお答えをいたしたいと思っております。

全体的な蟹江町の運営の考え方でありまして。大変おほめをいただきましたが、実感として、では皆様方が蟹江町は裕福な町だということはまだ感じられないというのは、皆さんの全体像だと思います。

実質公債比率は、17年度決算ベースでいけば5.7%、最終的には、先般代表質問でもお答えをいたしましたけれども、これは高阪議員にお答えしたんですが、償還比率が最高でどれくらいになるんだという、9.4%というお答えをしたんですけども、蟹江町としては、いつも言いますが、健全財政を堅持しつつ、その健全財政がどこのラインかということ、ま

だ模索の段階で大変申しわけないです。実質的にはお答えは非常に難しいことになると思います。

ただ言えますのは、2番目の財調の考え方も含めて答えていかなければならないと思うんですけれども、確かに、年度末には、ここ数年来12億円から13億円ぐらいの財調を確保し、年頭に、今回は5億円取り崩しをさせていただいたんですけれども、それで予算を組まさせていただいております。最終的には、繰越金の考え方もございます。決して意図的に繰越金を残すというわけではなく、できれば無駄遣いをしたくなく、次の年度にこれを継承していきたいという考え方の中で、半分は財調として積まなければなりませんので、10億円から11億円ぐらいのスタートで、できるだけ起債に頼らず、それから、繰越金を上手に使っていく方法をこれから模索していかなければならないのかな、そんなふうに思っております。

そしてもう一つは、ちょうど10年ぐらい前までですと、皆さん方もご記憶にございますけれども、交付税が10億円あった時代があります。その当時に7億円ぐらいの財調であったということでもありますけれども、そのときは、確かに交付税で賄える部分があったから6億円から7億円の財調でもスタートできたと思うんですけれども、特交の説明は後で担当がさせていただきますけれども、それが今はゼロに限りなく近くなった場合、先ほど来の答弁にも重複をいたしますけれども、できるだけ財政補てん債を今後も減らしていき、21年度でなくなるということもございますので、その手当てもしていかなければなりません。

そんな中で、再度申し上げますけれども、健全財政を堅持しつつ、住民サービスの急激な低下を招くことのない予算の組み方を今後考えていきたい、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

交付税の関係でございます。大変申しわけございません。先ほど不交付団体になったというのは普通交付税の不交付団体でございます。特別交付税というのはまた別でございます。町の特別な要因に基づいて交付される分がございます。これにつきましては、災害対策とか、地震対策、そういったものを含めまして私どものほうからお願いをして、調書を出していただくという、そういう特別交付税がございますので、これを私どものほうは4,000万円見込ませていただいたということでございます。なくなったのは普通交付税でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思ひます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

これ普通交付税といいますか、交付税のところののっかっているのは。特別交付税なんです。14ページの4,000万円ですよ。聞いておきたいわけでありましてけれども、特別交付税という違う項目でのっておるとは違ひますか、特別交付金とか何とかということで。普通

交付税の欄ではないかと私は理解しておるんですけども、違いますか。

それから、道路特定財源のかかわりで承ったのは、期限切れになってしまって、ごてごてした場合の、そういう対応した予算の組み方になっているかどうかについて、もうちょっとわかりやすくご説明をお願いしたいと思うんです。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

申しわけございません。これは交付税ということで出ておりますが、その中に2つございまして、普通交付税と地方交付税という、また細分がございます。今回出しておりますのは特別交付税しかございませんので、その内容で地方交付税という項目で上げさせていただいたということでございますので、内容は特別交付税でございます。よろしくご理解いただきたいと思っております。

○町長 横江淳一君

今、暫定税率の問題のことですけれども、予算組みのことです。先ほど中村議員のご質問のときにもお答えいたしましたとおり、その状態を想定して予算を組んだわけではございません。ですから、我々も、暫定税率を一般財源化してほしいという考え方の中で、現物としてこれだけのお金を一般財源でどうぞということで地方にいただければ、そんなありがたいことはございませんので、何とぞご尽力をいただいて、そうなりますように皆様方にご協力いただければありがたいと思っておりますし、我々も町村会の陳情というのがこれからもたくさんあると思っておりますので、そういう意味で、地方6団体を通じながらこれを皆様方にお願いをしていくという活動はこれからも多分続けることになると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

よくわかりました。私どもも、もちろん廃止になった場合に一般財源化という方針ですので、一般財源化された中で、地方とのパーセント比率の考え方だとか、あるいは、中村議員がおっしゃるように直接ということもあるかも知れませんが、ただし、一時の間ごてごてするんですよ。多分政治空白があるかもしれません。そういう状況の中での、そうかといって、蟹江町の場合はないまま20年度の予算執行はやらなきゃいかんわけですので、そういう点で、一定の心の準備といいますか、そういうことは大事なことだというふうに思っておりますので、ぜひご配慮をいただきたいという要望だけ添えておきたいと思っております。

○議長 菊地 久君

ほかに質疑がありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、歳入を終わります。

ここで消防署長、給食センター所長の退席と健康推進課長の入場を許可いたします。

大変勝手でございますけれども、早朝より、私、体調が少々すぐれませんので、ここで副議長と交代したいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩をいたします。

(午前11時09分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時11分)

○副議長 山田乙三君

議長が早退しましたので、地方自治法第106条の規定により、議長にかわって職務を行いますので、よろしく願いをいたします。

歳出は款別に質疑を受けますが、款別ごとに1人3回までとします。

1款議会費、30ページから33ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、1款議会費を終わります。

続いて、2款総務費、34ページから71ページまでの質疑を受けます。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪でございます。

62ページ、徴税費の本年度予算額が、前年度に対して1億円以上ふえている。これを見ますと、県の委託ということで1億2,000万円入っていますので、62ページの計でいきますと、本年度の予算額が2億8,600万円ぐらいですか。前年度が1億8,400万円、比較で1億1,190万円ふえているんですけども、このふえ方が多いもので、これが、予算の財源内訳でいきますと、県の委託ということで1億2,000万円ほど入っていますが、この辺の関係は。簡単に言いますと、なぜこんなにふえたかということをお教えください。

○税務課長 長尾彰夫君

ただいまの高阪議員のご質問にご答弁させていただきます。

昨年の予算と対比しまして1億円ふえておるんですが、主な内訳といたしましては、平成18年6月議会で税制改正のほうで報告はさせていただいておりますが、税源移譲の年度間の所得変動に係る減額措置分として、一応19年に所得税が発生しなかった方につきまして還付するという町民税の特例措置が条例化されておりますので、その関係で約1億円予算計上させていただいております。

内容は、平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方について、既に納付済みの19年度分の住民税から、税源移譲によって増額となった住民税相当額を還付するものでございます。通常の方ですと、19年度の住民税が税制改正でかなり大幅に増額になっておるんですが、そのかわりに、今度は所得税が率がほとんど半分ぐらいに落ちるとというのが通常の方

なんですが、19年に所得がない方につきましては、所得税が減るという恩恵がありませんので、その方につきましては税制改正以前の昔の税率で計算をし直しまして、19年に増額になった差額分について20年度にその分を還付するという措置で、その関係で1億円還付予定をしております。

これにつきましては、本年7月1日から31日、約1カ月でございますが、この間にご本人から申告を町に出していただきまして、それに基づきまして、私のほうは還付処理をさせていただくということでございます。これの周知につきましては、5月号、または6月号の広報に掲載予定をしておりますし、あと各戸個別で回覧をする予定で、できるだけ周知をして、皆さんに申告を出していただくようにやる予定でおります。その関係で、今回特に大幅な予算増となっております。

あとほかに言えば、航空写真の撮影業務、固定資産でございますが、こちらのほうが20年度新規で予算計上させていただいておりますので、重立った予算の増としましては、還付の1億円と航空写真、この2点が主なものでございます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

51ページの中学生の派遣交流事業の件なんですけれども、委託料が500万円です。本年度から蟹江町在住の中学2年の方全員に応募を募って、町の選考で代表の方が8月下旬にアメリカイリノイ州マリオン市のほうへ海外派遣交流が実施されるわけなんですけれども、中学生にとってみれば、本当に国際的な感覚だとか、こういうときというのはなかなかありませんので、大変よいことだと思っておるわけなんですけれども、家庭の事情とかで、こうしたところに参加したくても、子供さんがなかなかそういったところの募集に出されないという方もあるかもわかりません。そうしたときに、やはり、子供さんがあのとき行っておってよかったなと思えるような、町当局としても配慮をしてあげるうちゅうことも大事ではないかなと思うわけなんですけれども、いろいろな形はあると思うんですけれども、そうしたことで、銀行なんか分割で借りられるだとか、いろいろなことを考えていただくだとか、そういうことを考えてやってみえる学校もあるそうですので、こういう配慮のほうはどうなのか、お伺いしたいと思います。

もう一つは、61ページの町民税賦課事業の中なんですけれども、現在、3月17日まで確定申告が行われているわけなんですけれども、国から地方への税源移譲の関係で、住民税の住宅ローンの控除ができる新制度が今年度から始まっておるわけなんですけれども、住民の皆様から問い合わせがあるわけなんですけれども、特に、今回、制度の対象となるのが1999年から2006年までに入居した世帯となっておりますということをお聞きしています。これは、国から地方への税源移譲の関係で、所得税の住宅ローン控除が減ってしまうケースを救済するた

めに、住民税でも控除できる制度であるということで、総務省のほうからもお聞きしております。

そういう意味では、多くの世帯では昨年1月からの税源移譲で所得税が減り、その分昨年6月から住民税がふえておるわけなんですけれども、この関係で、住宅ローン控除を受けている世帯の中には、所得税から住宅ローン控除を引き切れなくなるケースも出てくると思うわけなんです。そうしたときに、申告すればそうしたものが戻ってくるということなんですけれども、町民の皆さんはまだ知られない方もあるわけなんです。今申告をされているわけなんですけれども、そうしたことに対して、きちんとお話をされているのかどうなのか、また、この申告に間に合わなかった場合はどのような対応をされているのかお聞きしたいと思います。

この2点をよろしく申し上げます。

○企画情報課長 鈴木智久君

それでは、まず、第1点目の支払い方法についての配慮はできないかというようなご質問かと思えます。町のほうから、ローン会社とか銀行とかという、そういうあっせんはできませんが、支払いの方法につきましては、今からまだ時間もございますので、慎重に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○税務課長 長尾彰夫君

ただいまの住宅控除の取り扱いでございますが、これにつきましては、お話のとおり、税源移譲により所得税が減額となり、控除となる住宅ローン控除が減る場合がありますので、18年度までに入居された方の所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除し切れなかった額がある場合は、翌年度の住民税所得割から控除するという制度がありますので、これにつきましては、私どもは広報1月号、2月号にも掲載させていただきました。それから、あと各戸回覧もさせていただきましたので、ある程度周知は、ご存じの方はあると思えますが、電話等でのお問い合わせ分もありますし、あと申告会場でも、該当と思われる方がお見えになれば、ご説明をさせていただいて、その都度申告を出していただいております。

私どもも、申告をされなかった、事訳がわからなくて申告をしてなかったという方があるかもわかりませんので、最終的に、私ども入力した時点で、該当と思われる方で申告が出されていない方につきましては、その方について抽出ができないかということで電算会社のほうに問い合わせ中でございます。もし抽出ができるようであれば、「お忘れになっています」という通知を出したいとは思っておりますが、まだ電算会社から回答が来ておりませんので、個別通知というのはまだ確約はできません。

それから、一応申告の期間が3月17日までということで限定されておりますが、先日国の

ほうとも話をしまして、実際17日で本当に切ってしまっていていいのかということで、庁内の課長会でも上のほうに申し入れいたしまして、一応国のほうからは、納税通知書を発送するまでについては、できるだけ申告については対応できるようにご配慮くださいということで文書をいただいておりますので、それまでに出していただければ私どもも手続をさせていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

1番 松本正美でございます。

どうか、中学生の派遣交流事業を、今課長のお話がありましたようにひとつ配慮をさせていただきまして、本当に皆さんが応募に募れるようによろしく願いいたしまして、終わります。

○3番 山田邦夫君

3番 山田でございます。

51ページ、一番下に減債基金費がありまして、減債基金預金利子積立金があります。これも愛知県予算を見て気がついたことですが、愛知県は財政状況がいいものですから。実は、今の日本の金利は異常に低いと。国の800兆円という借金も渡っておれるんですけども、金利が少しもとへ戻ってきたら大変だと。なるがゆえに上げられない。日銀総裁の問題にまで及んでおるわけですが、蟹江町も起債がどんどんとふえてきます。金利が少し上がるようになると、本当にこれは、そんなつもりはなかったとか、じきに1億円、2億円という影響が来ます。そこで、減債基金は今9,300億円あるわけですけども、やはり、財政調整基金と違って、そういう不測の事態のときに繰上償還をするというようなものに充てるために、あれやこれや節約した上でひねり出して、減債基金をもう少し積んでおくべきだというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

おっしゃいますように、減債基金に今後は積みたいというふうには、確かに思います。今回大変申しわけございません、予算上の都合もあって、5億円から財調を入れました関係で、今回5,000万円ほどぽっと上がってしまいました関係で使わせていただいたということもございますので、その補てんも含めて、今後財政状況に合わせながら、見ながらこれに積めたら、私どもも大変ありがたいと思いますので、いろいろ研究をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

今回町長が新たに入れられました国際交流事業についてですが、今も松本議員のほうから関連してご質問がありました。ちょっと松本議員と意見は異にしますが、お伺いした

いは、これは、今回万博のフレンドシップ事業のお金がもうかって、残ったお金を回したのかなということなんですけれども、町の考え方ですけれども、実際にやってみて様子見ということもあるかもしれませんけれども、大体うまくいったと仮定したら、これは期間限定の事業なのか、そうではなくてできるだけ続けたいというようなものなのか、どの程度のスパンで考えてみえるのかということが1つです。

それから、これは、こちらから向こうへ子供を出すということなんですけれども、考え方として、向こうの子供も引き受けて、相互にやるのが交流というふうにも考えるわけですが、その点のところもその視野の中にあるのかなのか、その点について、まずお伺いします。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えしたいと思います。

松本議員の質問とは若干違う観点でご質問をいただいたんですけれども、一過性のものに終わらせるというつもりは、実はございません。しかし、フレンドシップの交付金は期間限定でありまして、ご存じのように5年間ということでありますので、この19年度から始まっているわけでありまして、そんな中で1,050万円弱のお金が全体として交付されるわけでありまして、その使い方をどうするかというようなことについて、今後また検討課題がありますが、順調に行けば、ある程度継続して事業として続けていければと思います。

名前が国際交流事業というふうに今回位置づけをさせていただきました関係上、先般お邪魔をさせていただいたときに、向こうの市長さんともお話をさせていただきましたが、でき得ればエクスチェンジの考え方で、向こうからこちらへ交換して来ていただくということも実は考えておりますが、まだまだ受け皿として、当方がどういう考え方というのが決まっておられません。ただ、キーファー国際交流の会というのが蟹江町はございますので、その関係者の方と今ご相談を申し上げている最中でありまして。

向こうへ行きますれば、ついでにそういう話も当然出てきますと私は今考えておりますので、うまくそれがつながれば、永続的に今度は向こうからの学生も迎え入れることができるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○8番 中村英子君

そうしますと、確認ですけれども、県からの補助というのは期間限定でありますので、これを続けようとする町持ち出しということになってくると思うんですけれども、それでも、厳しい財政の中でも続けたいという希望のもとにこれをやられるというようなことで確認をしておきたいと思ひます。といいますのは、5年間なら5年間だけ行った人は行けたというような、何か公平・平等というようなことの観点というのは、どうしても教育について回りますので、そういう点では、長くしてやっていただけるという認識で、確認ですけれども、よろしいですね。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎です。

1点だけ、65ページの雇人賃金に関して伺っておきたいわけでありませう。

私ども日本共産党は、ことしの国民的な、あるいは世界的な課題、国民的な課題と言ったほうがいいと思うんですけども、3つ挙げておるんだよね。1つは、ワーキングプアという格差社会をどう是正するかということであり、2つ目には地球温暖化対策です。それから、3つ目は投機マネーの洪水をどう規制を加えて経済を正常に戻すかという、こういうことであるわけでありませうが、そのうちの一つのワーキングプアで、地方自治体の中の職員のワーキングプアの問題も結構問題になっていまして、調査をしているわけでありませうが、蟹江町では、この雇人の皆さんの賃金、時間給ですが、最低で幾らで最高で幾らでしょうか。聞かせておいていただきたいと思ひます。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

賃金につきましては、いろいろ職種によつても分かれてござひます。行(二)職、用務員さんにつきましては、今800円ということをお願いをしております。それから、事務職につきましては810円ということになっております。ただ、最高ですと1,200円もござひます。これは、私どものほうに警察OBに来ていただひている方が1,200円ほどのことで、特殊事務をお願いしておる関係で、そういう形にはなつてござひます。あと、保母職でござひますと900円を超えるというようなこともござひますし、これは年間で、1年1年、少しずつではござひますが上昇をするということで、経験年数対応をさせていただひております。それから、給食センターにおきましても同じように、これは1,000円を超える部分も出てきます。保母職も1,000円を超える部分もござひますが、こちらについても1年1年ということ、経験年数補正をさせていただひてやっております。

ただ、ベースになりますのは、基本的には、私どもの初任給に合わせて算定しておりますので、初任給が改正された次の年には、それをまた反映させて計算をし直し対応をしていくという、そういう形で逐次行わせていただひております。よろしくご理解をお願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、800円の方ですけども、高卒の初任給と比較して、大体どのくらいの差になるのでしょうか。聞かせていただきたいと思ひますが。私どもは、党の政策として、基本的に最低時間給1,000円以上にしてもらふ運動をしようということにしているわけですけども、まだまだかなり差があるわけなんですけども、初任給との関係で聞かせていただきたい。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

初任給につきましては、今おっしゃられました800円につきましては、行政職(二)で

ございますので、これらをぱっと計算しますと、800円で、一応私どものほうは規定7時間でございますが、中には8時間お願いしている方もおります。7時間ですと、22日を掛けますと大体12万3,000円ということでございますので、大差はないと思っております。それから、810円の方につきましては、これより少し上がるだけでございますが、私ども、高校卒の初任給が14万1,100円だったと思います。この金額でございますので、これを8時間で割り返しておりますから、基本的には7時間労働でございますので、もう一つこちらの方も、図書館等は8時間の方もいらっしゃいます。基本的に8時間で働いていただければ、この初任給にほぼ近い額になるというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○7番 小原喜一郎君

要望ですけれども、もちろん、初任給とのかかわりもあるというふうに思いますけれども、1,000円に近づく努力をしていただきたいと思えます。

○副議長 山田乙三君

質疑がないようですから、2款総務費を終わります。

続いて、3款民生費、72ページから95ページまでの質疑を続けます。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

75ページの障害者福祉事業のところでお聞きをしたいと思います。

これは、愛知県が、新年度から重度障害者に短期入所施設への一時入所、ショートステイをやる際に、施設に対して1日当たり5,700円の補助を市町村と折半して払うという問題です。この問題については、愛知県が補助をするので、各自治体はしなさいという内容のものを通達したそうです。それで、日本共産党は、この新聞が出た次の日に蟹江町という名前を見ましたので、蟹江町の実態はどうかということと、町長に、ぜひこういう問題をやってほしいという申し入れをしたところです。

その内容は、先ほど言いましたように、重症の心身障害者・心身障害児の方たちがうちにいて大変なので、お葬式やそういうところに行くときにちょっと預けるという、24時間づきのケースがうちに多いので、保護者が急に外出しなければならぬときに預けるというものです。国のほうは、最大1日8,900円が支給される。さらに、県と市町村で5,700円を加算するというものです。

けれども、ここの新聞によりまして、蟹江町は、せっきゃく県が出すのにやっていないというところに名前を連ねております。ぜひこれは予算を組んでやっていただきたいというふうに思います。その中で、ショートステイの愛知県の身体障害者を守る会会長さんは、「制度を実施しない市町村があることが理解できない。本当に保護者の苦労をわかっているのか疑問で大変残念だ」と言っております。蟹江町では対象施設の数はどれだけあるかということと、利用の状況についてということと、今後蟹江町はこの問題を受けてどのようにしてい

こうというふうに思っていらっしゃるのか、再度お聞きしておきたいというふうに思います。せっかく県のほうが出すと言っていますので、この問題はきちんと取り上げていただきたいというふうに思います。

次に、77ページの障害者の福祉サービスのところでお聞きをいたします。

蟹江町の広報にもお知らせを2回ほどしていただいているんですが、介護認定者の障害者の控除の問題の通知がどのようにされているかという問題と、そして、昨年は何人ほど申請があったかという問題です。

この控除制度の利用は還付請求ができますから、確定申告期限にかかわらず、年間を通じて請求できます。税務署は5年前までさかのぼって還付を認めていますので、利用者にとっては非常に大きな額の減額になる可能性があります。ぜひ、やっていただきたいと思います。高齢者で障害手帳などを持たない人も、障害に準ずると町長が認められれば、この制度を利用できるというものです。他の自治体を聞いてみますと、介護保険を使っていられない方には郵送をして「あなたは受けることができますよ」と。もちろん、税金を払っていない人には還付などありませんけれども、そういう介護保険でも、寝たきりの人も含めて受けることができますという通知を送っているところでは、非常に喜ばれて還付していると言います。蟹江町は、広報で二遍ほどお知らせしたというのですが、今後郵送によるお知らせをするのかどうなのかをお聞きしておきたいと思います。

3点目は、83ページの子ども医療費事業のところ です。

町長の公約の実現に向かって、6年生までの通院無料は、本当に喜ばれています。このために努力された職員の皆さんも、本当にご苦労さまだったと思います。私は、質問のたびに「今計算しているところだ」ということをお聞きして、今でもその言葉が耳に残っております。本当にご苦労をされたと思いますし、ここまで来たなという感じを持っております。ご苦労さまでした。いよいよ今度は中学校卒業するまでだというふうにお問い合わせをしておきたいと思 います。

それで、6年生まで通院無料になったことによって、今まで就学前の場合は償還払いでしたけれども、6年生になったことで、今度は現物支給に切りかえるということをお考えなのかどうかということをお聞きをしておきます。

以上、3点についてご答弁をお願いいたします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の重症心身障害児（者）短期入所利用、ショートステイの利用という件でございますが、これにつきましては、現在医療機関等でショートステイのサービスも行ってありますが、それに比べて短期介護の事業所に入るサービスを行った際の金額が低いということがあって、その部分に対して、愛知県の認定を受けた事業所に対して、なるべくショート

ステイの利用をしやすくするというところで、補助をされるというものでございます。

これにつきましては、重症心身障害児（者）という部分でございますけれども、手帳を所持しておるですとか、それから寝たきりになっておられるですとか、そういったところの要件がございます。要件に当てはまった方がショートステイを利用された場合、その利用された事業所が指定を受けておれば、そして、その方の居住されておる市町村がその補助事業をやっておれば5,700円の補助が出るというものでございますが、平成20年度につきましては、蟹江町は、まだこのサービス実施ということでは考えておりません。来年度以降、またその点につきましては検討させていただきたいというふうに思っております。

先ほど申しあげました重度の方の人数でございますが、大体今のところ8人ほどお見えになります。ただ、その8人のうち、実際にショートステイを利用されている方は1人でございます。

それから、その次の障害者の数でございますが、介護認定者というふうに言われましたけれども、これは自立支援の制度を利用されている方の数ということで理解させていただいてよろしいでしょうか。

2点目につきましては、部長から答弁させていただきます。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

介護保険の認定を受けられた方で障害者控除等の税額の控除ができる証明書を発行するというところでございますが、例年のように、私どもは広報のほうでご案内を申し上げております。また、去年林議員のほうからご指摘いただいたことについても、できるだけ盛り込みながら広報に努めておるところでございます。

ちなみに、件数でございますが、今まででは21件ございました。ただ、これは一度発行いたしますと、逡次ということで翌年度も使えますので、毎年毎年必ず取りにこななければいけないという程度のもものではございませんので、そういったことも含めて、お渡しするときには広報に努めさせていただいております。

それから、郵送等、要介護認定等を受けられた方にすべて通知ということでございますが、従来どおりの考えで今後もやっていきたいと今のところは考えておるところでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○保険医療課長 鈴木利彦君

それでは、3点目の子ども医療の支給について、現物給付で7月から拡大になりまして、小学校卒業まで通院が拡大されました。それについて、以前は制度のほうはまだ通院については小学校就学前まででしたので、入院分については償還払いになっておりましたが、7月から、通院についても今度は小学校卒業までに拡大になりましたので、7月以降は現物給付でいきたいと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

75ページ、下のほう数行目に社会福祉法人蟹江福祉会補助金167万2,000円があります。それから、もう1個、79ページの一番上に社会福祉法人カリヨン福祉会補助金420万円があります。随分長くなりまして、施設・設備の何かの借り入れ償還補助でないかと覚えておるんですが、何の補助だったかなと、忘れるほどになりました。何の補助だったのか。それから、いつまで続くのか、すみません、お願いいたします。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

まず、蟹江福祉会補助金でございますが、これは蟹江福祉会が建設されましたときの借入金の返済に対する償還金の補助でございます。医療事業団から借り入れた分と、それから、愛知県社会福祉協議会からの借り入れの分と、両方あわせて平成20年度は167万2,000円でございますが、これは、事業団分は平成26年度まで、それから、愛知県社会福祉協議会分が平成22年度までということでございますので、26年度で両方とも終わるといふものでございます。

以上でございます。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

それでは、カリヨン福祉会の関係でございますが、この補助金の性格につきましては、先ほど佐藤課長のほうからお伝えしたとおりでございます。内容的には同じものでございます。返済の関係でございますが、同じく事業団分につきましては平成31年度まで、それから、県社協のほうからにつきましては平成27年度までの予定で、現在予算措置をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

今、蟹江福祉会についてお答えになる。カリヨンはお答えいただいたですか。そうですか。

それで、当初の借入金のことだったんですが、建物なのか土地なのか、例の紙の処理機に金を投じましたね。あのことは終わってしまったのかの辺が、ちょっと聞いたかったわけですが、いかがですか。紙の処理機という言い方は当たりますかね。もう用語を忘れてましたが。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

土地の補助金につきましては、単年度で補助をお願いし、もう既に土地を取得されて行っております。そういった関係でございます。

○副議長 山田乙三君

暫時休憩いたします。

(午前 11時56分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○副議長 山田乙三君

3款民生費の継続審議に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

まず最初は、79ページですが、下のほうから15行目くらいのところに後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金というのがあるんですけども、この繰出金というのはどういう性格のものか最初に承りたいと思うんです。あと詰めて聞いておきたいことがありますので、まず、どういう性格のものか聞かせていただきたいと思えます。

それから、その上のほうに20節扶助費というのがあるんですけども、この扶助費の場合は老人の関係のものだというふうに思うんですけども、最近では、生活保護も、あるいは身体障害者も、母子・父子など、現場での細かなたくさん問題点があるようでして、私ども日本共産党は、国会経験者が2人も地元で活動していますし、現職で佐々木憲昭議員がおるわけで、愛知県委員会そのものが省庁交渉をやるようになりまして、そういう細かなところまで詰めた省庁との話し合いをやっているわけですが、そういう中で出てきた内容ですので、かなり具体的でございますので、後で承りたいと思うんです。

例えば、幾つかの事務通達というのが出されているんです。私ども共産党の省庁交渉の中で新たに事務連絡という形で通達を出すようになっておるようでありますけれども、これらの現場での指導です。こういう事務通達に関係して指導するというのは、どこでおやりになるのか。包括支援センターなのか、役場の福祉課、あるいはそれぞれの担当課がそういう事務連絡に基づく現場の指導をやるのか、その辺について、まず包括的に聞いておきたいのであります。

それから、3つ目でございますけれども、89ページですが、遺児手当並びに母子福祉事業費に関して承りたいわけでありまして。

1つは、先ほど私どもの林議員が投書を読まれたんですが、これも、実は林・小原の名前で両方とも来ていますので、2人で分担をしてやるわけでありましてけれども、これは、2月19日の朝日新聞の「声」の欄に掲載された記事でございます。「待ち望まれる福祉家庭支援。パート、ハヤシヤエコ」というふうになっておられるわけでありまして、これは岐阜県多治見市のパートの65歳の方であります。「愛知県春日井市が福祉家庭支援手当を支給することにし、新年度予算案に約1,680万円を計上したと新聞で報じられていた。同県蟹江町に住む

私の息子は、2年前妻をがんで亡くし、当時7歳と11歳の男の子が残された。彼女の闘病中、さらにその後、子供を抱えての生活が待ち受けていた。食事、洗濯、掃除、学校の行事、それまで2人で分担していた日常の仕事が全部のしかかってきた。見るに見かねて私が4泊5日の援助に出かけるようになって3年近くになる。息子の収入は、共働きから1人の収入になった。会議、当直と忙しい中、休日は私が自宅に帰るため、いつも子供と一緒にだ。父子家庭への援助を役場に聞きに行ったところ、ないに等しかった。この時代、父親の収入といっても安定しているわけではないし、職場環境は厳しい。母子家庭同様父子家庭も大変であることを行政は知ってほしい。父子家庭手当やヘルパーさんの派遣をぜひ考えていただきたい。私自身も、遠距離援助をいつまでも続けられるか不安だ」。こういう投書です。

この切り抜きを含めて私のところのポストに投函されておったわけでありませうけれども、父子家庭は、どちらかというとも母子家庭に比べて確かに収入は若干違いますけれども、しかし、日常生活の問題でいえば大変な問題を抱えておるわけでありませう。だから、そういう条件に当てはまる援助、支援、これを考えてもいいんではないかと思うわけでありませうけれども、ぜひその辺を伺っておきたいと思うのでありませう。

それから、母子家庭の問題でも、最近大変厳しい状況になっておるようでして、例えば、児童扶養手当については厚労省が発行した事務処理マニュアルというのがあるようで、それに基づいて、公共料金を自分名義で契約し支払っているかどうかとか、同一敷地内で住んでいる場合には、玄関、廊下、ふろ、トイレ、台所等が別々であるかどうかなど、非常に厳しい判断がされて、手当を拒否する例も出てきておるわけでありませうけれども、この辺については、必ずしも機械的にそのようにしないという厚労省当局の答弁がありまして、その辺は細かく事務連絡で指示しておると、こういうことをございますけれども、先ほど質問したように、これらの指導を包括支援センターでやるのか、蟹江町の窓口がやるのか、聞かせていただきたいと思うんです。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

まず、第1点目の後期高齢者医療保険事業特別会計の繰入金でございます。これは、民生部の特別会計予算説明資料をお持ちの方は、その一番最後の7ページを見ていただきますとよろしいかと思いますが、その中の歳入にかかわるもの、一般会計ですと繰り出しという形で歳出になるわけですが、特別会計のほうにまゐりますと、それが歳入されるわけでございます。そこの4款に繰入金といった格好で歳入が計上されて、金額的には同額、2億2,893万9,000円ということが上げられております。

この内訳といたしましては、一般会計の繰入金ということで、そのうち療養給付費の繰入金、これはお医者さんにかかれたときに蟹江町が法的に負担しなければいけない部分ということで、2億658万7,000円計上させていただいております。そのほか、保険基盤安定繰入金ということで654万6,000円、これは、7割・5割・2割と均等割等の保険料の軽減がある

わけでございます。その軽減分につきましては、県のほうが4分の3、町が4分の1を持つということで、その4分の1分が計上してございます。3番目に事務費の繰入金ということで1,580万6,000円という金額でございます。これの内訳が、右側説明欄にございますように、私どもが蟹江町の役場として行う一般の事務の繰入金ということで746万4,000円。そのほか、広域連合でも事務を行っておりますので、そちらは県下61市町村が負担すべきということで、そちらにお支払いするのが834万2,000円。以上でございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に、いろいろな制度ですとか、そういうものを補完する意味で、事務連絡ですとか、そういうようなものが来るということでございます。そこにつきましては、内容に応じまして、私どもで窓口のほうといいますか、そこで業者の指導をしたりだとか、住民の皆さん方にこういう考え方でやっていますというような周知をさせていただいております。それぞれ内容によりまして担当部署が変わっておりますので、一概にどうのということではございません。また、包括支援センターが母子とかそういったようなことは、ほとんどはかかわり合いはございません。何かあれば、お知恵拝借というようなことでお願いをする部分もございますけれども、直接指導とかいうようなことは、今現在のところでは役場の窓口の担当部署のほうで直接行っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

2点までは、私のほうからご答弁させていただきました。

以上です。

○福祉・児童課長 佐藤一夫君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、父子家庭に対する支援ということでございますが、今のところは、愛知県と蟹江町の遺児手当、これは母子家庭と同様に処理をされておるということでございます。今議員がおっしゃられましたような、そのほかの手当ですとか、ヘルパーの派遣といったようなことにつきましては、ひとり親家庭の相談ということで相談に乗る窓口はございますが、蟹江町として、手当の支給とかヘルパーの派遣といったようなことは現在は行っておりませんので、今後研究していきたいというふうに思います。

それから、母子家庭の認定といいたしまししょうか、どういう家庭が手当等の支給対象になる母子家庭になるかという点でございますが、言われましたような事細かな実態調査までしておりません。基本的には、住民登録ですとか戸籍等の書類によって母子家庭であるということをもとに判断させていただくのと、それから、住民登録等で同じ地番、同じ世帯の中にほかの世帯の方があれば、どういう方かという程度の聞き取り調査は行っております。ということで、今申し上げましたように、細かな点までの調査ということはいたしていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

それで、後期高齢者医療制度とのかかわりで何うわけでありませうけれども、代表質問でも先ほどの総括の質問の中でも申し上げましたように、こういう時期でありますので、軸足を住民の暮らし、福祉のところにおいて、それを全力を挙げて、行政として助ける、支援をする、そういう取り組みをするという、こういう前提で伺っておるわけでありませう。

そこで、後期高齢者医療制度における保険料の過酷な状況は、代表質問でも申し上げたとおりでございます。払えない状況に至るお年寄りの世帯が、結構出てくるのではないかとということが予測されます。そこで、減免制度ができないかということは何うわけでありませう。例えば、これはやり方として、後期高齢者医療制度の広域連合で具体的な条例をつくる場合もあるでしょうし、あるいは、県が単独でそういう条例をつくって補助金を投入することによってやるということもあるでしょうし、蟹江町が独自で条例をつくって減免をすることも考えられるでしょうし、その点で、後期高齢者医療制度の場合でいうと、そういうことがまず条件として可能かどうか、まず伺いたいと思うのでありませう。

それから、2つ目でありませうけれども、扶助費の関係で申し上げますと、例えば、具体的な現場での問題です。最近多く出てきておるのは、生活保護受給者の中で、これはもちろん県の所轄でありますので、蟹江町でどう具体的ということになるかということがあるかもしれませうけれども、しかし、蟹江町での窓口はあるわけですので、そこで、例えば、いろいろと相談を受けることはしょっちゅうあるわけでございます。そういう点で伺っておくわけでありませう。

例えば、最近新たに施設入居が必要となる被保険者が増加してきているわけですね。つまり、生活保護世帯のいわゆる障害者の関係の方でございますけれども、そこで、しょうがないから、被保険者がやむなくホテルコストのかかるグループホーム、そういうところに行くと、それはけしからんということで、拒否されるんだそうでありませう。つまり、生活保護費のほうでたくさんのお金を払わなきゃいかんことになるというわけでありませうので拒否されるようでありませうけれども、そういうようなことについては、蟹江町ではないかどうか。あるとすれば、これは機械的にそうするのではなしに、弾力的に状況をよく見て指導せよという事務連絡があったそうでありませうけれども、そのことについてご承知かどうか。今後、そのことにかかわってはどのような方向で臨まれようとしているのか。これは、先ほどの母子家庭の問題でもそうですけれども、あるいは、父子家庭の問題でもそうです。それから、障害者、純然たるお年寄りの、あるいは生活保護ということではなくて、純然たる障害者の関係でもあるようでありませう。

それから、ショートステイの関係でもあるようですね。細かな問題で言いますと、少しショートステイの問題でも申し上げておきたいと思うわけでありませうけれども、例えば、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らして、この目安を超えて短期入所サービスの利

用が、特に必要と認めなければならん場合があるようです。これは三重県下で起きたことなんですけれども、ショートステイの利用を認定された利用期間の半分しか認めないとか、厳しい指導がされているようでもあります。ショートステイは、お年寄りの介護度の低い人は利用できないとか、そういうことが当初の事務連絡ではあったようで、それを現場では、だから半分しか認めないとか、あるいは、利用者の状況を見た上で、それを最初から認めるわけにもいかないということを現場でやる例があるようです。しかし、最近、やはり、機械的にそういうことを行わないように、よく状況を把握して適用するようという事務連絡があったようでございます。

あるいはまた、ホームヘルパーもそうです。ホームヘルパーの場合でいうと、例えば、買い物に付き添いする場合だとか、あるいは散歩に付き添いする場合だとか、それをホームヘルパーに手当として出すところから削るだとか、そういうことがあるようでもありますけれども、その辺についても弾力的に扱うようという事務連絡があるようですけれども、その辺はどのように対応してみえるのか伺いたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

まず、第1点目の後期高齢者医療制度に関して、広域連合なり県なり町なりが何らかの措置がとれないかというご質問でございます。後期高齢者医療制度につきましては、低所得者の方に対しまして、いわゆる均等割の7割・5割・2割減免が行われます。相当前にはなるわけですけれども、県の試算でもおよそ38%の方が該当し、総額58億円程度が減額されるという数値が出ております。

一方、蟹江町におきましても、およそ36%の方が該当し、1,082人程度の方がこの軽減を受けられるという見込みで予算を立てさせていただきました。これも、当初の古い積算でございますので、今現在とは変わってきてはおるかとは思いますが、予算組みに使いました基礎数値は、ここで今発表したとおりでございます。合計2,618万円ほどの減額がなされる。その対応ということで、先ほど4分の1負担ということで、600万円ほどの予算を組ませていただいたということは、ご説明申し上げたとおりでございます。

この4月から制度が発足するわけでございますので、その後の状況を見ながら、これだけの軽減で足りるのか、そうではないのかというのを見きわめながら、また今後検討し、慎重に対応していくのが筋ではないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

この制度というものは、当初広域連合の関係の議案ですのでお話をした場合がありますけれども、制度的に蟹江町独自で減免ということをするのは、ちょっとできないのではないかなという広域連合からのお話を賜っております。ただ、その後、国のほうから何か通知があったりですとかということがあれば、また話は変わってまいります。これも設立の当時からの中での議論というような話でございましたので、今現在はちょっと承知しておりませんが、

変わっていないとすれば、蟹江町独自の減免策というのは、保険料の負担というのはできないというふうに聞いておるところでございます。

以上です。

○副議長 山田乙三君

生活保護の受給者の2問目の、いいですか。低コストのグループホームとかショートステイ関係の話はいいですか。答弁漏れ、よろしいですか。生活保護の受給者の、いわゆる窓口、あるいは低コストのグループホームとかショートステイ云々についてということでのご質問ですが。

暫時休憩といたします。

(午後 1時22分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

(午後 1時23分)

○副議長 山田乙三君

小原喜一郎君にお願いしますけれども、2問目のみ、もう一度ご質問をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○7番 小原喜一郎君

多岐に渡って申しわけないですけれども、生活保護の関係、それから老健、お年寄りの介護の関係、それから身体障害者のショートステイもありますし、現場でのことですので、全体的に現場で、細かな問題が、困難な問題がたくさん発生しているようでありまして。蟹江町も、そういう現場での厳しさがあって利用者が少なくなっているのと違うかなという懸念もあるので、聞いているわけでありまして。

そこで、例えば、ショートステイでいいますと、制度に対応する上で、この方の状況は半分しか認められないようだとか、要は、全く最初からだめだとか、それは、障害者であって、しかも歩行困難であるにもかかわらず、そういうことが一方的に言われることがあったりすると。そのことについては、よく現状に照らして、機械的にだめだということではなしに、弾力的に対応しようという事務連絡をしておるそうでありまして。

ホームヘルパーでいえば、例えば、買い物についていくことについてはホームヘルパーの手当から削るだとか、散歩に同伴するという場合も削るだとか、いろいろなことがあるようでありまして。そういうことについても、弾力的に対応する措置を事務連絡でしたということになっているわけでありましてけれども、例えば、そういうことがあることによって、ホームヘルパーを派遣していただく魅力が半減するわけですから、断ってしまう例も出てくるわけですね。それで、実は心配で聞くわけでありまして。

現場で対応するということについて、私が聞いているのは、どこがそのことをきめ細かに

指導するのか、担当課なのか、包括支援センターがやるのか、その辺のところを最初に聞いておるわけですけれども、担当課らしき答弁はあったけれども、具体的な答弁がなかったもので、その辺のところを具体的に、例えば、窓口でどこへ行ってそれを相談されるかわかりませんからね、それで聞いておるわけでありまして、どういうことかと。あるいはその事務連絡が来ていることは確認しているかどうか。その辺を聞いておきたいわけでありまして。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

介護保険の関係でのお尋ねが主だというふうに判断させていただきましたので、お答えさせていただきます。

生活保護を受給されてみえます方も、別段介護保険をご利用いただけるわけでございまして、当然普通の方と同じように要介護認定、要支援認定を受けていただき、そこで認められた要介護度、要支援度に応じてサービスの提供を受けることができます。それに関しまして、私どもは、同じようにケアマネジャーさんの方についてケアプランを作成し、それに基づいていろいろやっていくわけでございます。ただ、お金の支払いが、生活保護のほうから出てくるといようなことで、本人負担1割原則なんです、それは原則ないといようなことになっております。生活保護の方も、介護保険の関係につきましては介護保険料をご負担いただいておりますので、何ら一般の方と変わりはないわけでございます。1割負担が、保護費のほうから介護扶助といった格好で出てくるかどうかだけの違いでございます。

そういった中で、別段差別するということなしに、私どもは、その方が必要であるサービスについて万全の状況を期するように、ケアマネジャーを初め事業者の方にもお話ししておりますので、議員は三重県の例を例えて言われたようでございますけれども、少なくとも、蟹江町ではそういったような無用な制限は行っていないというふうに理解しております。

また、ショートステイに限って言えば、原則1週間というのがあるわけでございますけれども、その方の状況に応じて、ケアマネジャーさん、それから、そのほかの方からの申し出なんかによって、暫時延ばすといようなことも柔軟に認めておりますので、そういうふうなことはないというふうに考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、相談窓口につきましては、サービスの利用なんかにつきましては、当然私どもの役場の窓口、それから、包括支援センターでも結構なわけです。国・県、そういったところからの事務連絡、通達等があれば、当然私どもが先に入手しますので、そういったような必要なものについては、すべからく、月2回開催されております会議、そうでなければファクシミリ等で流して、こういうような通知があったので守ってくださいといようなことは、私どもが直接指導なんかを行っておりますので、そういったような窓口については、役場の窓口というふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

そうすると、訴えや相談は、あなたのほうと包括支援センターとどちらでもいいということですね。そういう理解をしておきたいと思います。

そこで、3問目でございますけれども、減免制度でございます。私ども、省庁交渉の中では、この減免の仕方というのは、広域連合が条例を定めてやることも可能と。ただし、広域連合がつくっても、それに充てる財源は出てこないのので、参加する全市町村の賛同が必要と、こういうふうになっておるようです。もう一つは、県が条例をつくって、県が補助金を出して、それで広域連合が条例化してやる場合も可能と。それから、もう一つ、市町村の場合で、先ほど無理だというお話でしたけれども、これを読んでみますと、市町村の単独事業としても可能と、こういうふうに言っておるようであります。ちょっと読んでみますと、「そのほか都道府県が単独事業として後期高齢者医療の保険料を軽減することも可能であり、2つ目、市町村が単独事業として保険料を軽減することも法的に可能である」と、こういうふうになつておるんですよ。先ほどは無理だとおっしゃっていましたが、それで、先ほどの繰り出しにかかわっているわけではありませんが、蟹江町として単独でやって、条例化して、この繰り出しの中に含めて広域連合へ出してやることのできるのではないかというふうに思うわけでありまして、いかがでしょうか。

2つ目のことについては、まず、窓口だけを伺いましたのでわかりましたから、よろしいです。これから事務連絡に基づいてどう対応していただけるかということ、現場でもって確認をしていくことが大事だというふうに思っていますので、これは結構でございます。

父子家庭に対する支援制度です。これは、あえて町長さんに聞いておきたいと思うんですけれども、たまたま投書で、私のところへも投函されていたわけでありまして、やはり、その方なことだけ考えているわけではない、父子家庭全体を考えてみますと、少なくとも、私の接触している皆さんの家庭での状況を見てみますと大変ですよ。ですから、金銭的にどうだということもあるかもしれませんが、問題は、やはり、日常生活上における支援です。これが、やはり、父子家庭の場合非常に大事ではないかなと。親子の断絶とかそんなことにならないように、可能な限りご主人は子供と一緒に接触できる時間をとるように努力されるだろうと思いますけれども、しかし、小さいお子さんを抱えている勤労者の皆さんは、やはり、現場の一線で働く皆さんです。だとすると、どうしても自分だけ毎日定時で帰って来るといってもいきへん実情が、職場にもあるというふうに思うんです。それなどを考えると、具体的な日常生活上における支援も大事ではないかなというふうに思うわけでありまして、そういうような支援についてご検討いただけるお気持ちはないかどうか、最後に聞いておきたいと思います。

○町長 横江淳一君

制度的には、母子家庭も父子家庭も同じような対応をとっておると思うんですけれども、

ただ、今言われたように、男の人というのは、当然仕事現場で重要なポストについてみえる方、それから、それぞれ技術畑の方は、やはり時間的には出にくい状況になるのは、これは当たり前のことでありまして、現実的に、私も妻の病気等々のときに2カ月ぐらい父子家庭生活をやらせていただいたことがあるんです。

しかしながら、それは本当に個人的な情報がたくさん詰まっていることでもありますし、もしも本当にそういう状況に陥った場合、積極的に町とご相談を賜れば、もしも差し伸べることができるようなことであれば、それは相談に乗らせていただくことが多分あると思うんです。のっけからやらないとかということではなく、相談窓口もうちもつくりましたので、そういうことについては積極的に相談をしていただきたい。ただし、相談することによってほかの施策ができるかどうかについては、その内容次第であるというふうに思っておりますし、母子家庭と同様、これは今後の対策として、多分核家族化が進むこういう世の中でありますので、そういうことも考えていかなきゃいかんのかな、男性は男性なりの、今は家庭の中で分業ということで、洗濯、炊事をやってみえる男性の方は大変多くなったやに聞いておりますので、そういうことも含めて考えていかなければならないことはあるというふうには考えてはおります。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

広域連合のほうでは、条例ではございませんけれども、内部の規定、要綱ですとかそういうようなことで、災害時の減免ですとか、それから所得激減の減免という保険料についての減免制度を考えておるようでございます。まだ、きちんとした成案にはなってはおりません。なれば、当然そのものは県下一律で適用されますので、そういうようなことに関しましては、私どもも適切に対応してまいります。

そのほか、一部負担金の減免についても、これは窓口の負担でございますけれども、そちらについても同様に、災害時ですとか所得激減の関係で、検討はなされておるということは聞いております。まだ、これもきちんとはおりませんので、それがなれば、当然これは住民の皆様方にもご周知申し上げて、使える制度であれば使っていただくということは考えております。

それ以外に、保険料をどうするこうするということは、今のところは広域連合からも聞いておりませんし、県の動向も把握しておりません。また、私どもは、先ほど申し上げましたように、まだ制度が始まる前でございますので、始まって以降、住民の皆さん方の声を真摯に受けとめまして、上げるべきものであれば広域連合にも上げ、県にも申し上げ、町単独でできるものであれば、またそれなりにいろいろ検討を加えていくことはやぶさかではないと思っております。ただ、まだ将来的な話でございますので、今ここでするのかしないのかというようなことについては、ちょっとまだまだ先のお話ということで、ご猶予をいただきたいと思っております。

以上でございます。

(発言する声あり)

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

答弁漏れがあったようでございます。

制度的に可能だと議員のご指摘がございました。それに対しましては、私ども、先ほど申し上げておりますように、始まる前でございますので、その後慎重に検討をしていきたいというふうにお答えさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですから、3款民生費を終わります。

続いて、4款衛生費、96ページから111ページまでの質疑を受けます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

109ページ、中ほどの資源ごみ収集委託とその管理についてお尋ねします。

今、私どもの地元では、日曜日に3カ所を2回に分けてやっております。業者委託の回収は、全町を分けて曜日が違って、ウイークデー、要するに日曜日にはやっていられないと思うんです。それで、全町でどのくらいのところが日曜日に資源ごみ処理をしておるだろうかというのが1つ。

それから、資源ごみを整理してから回収に来るまでの不法投棄との戦いが、美化指導員、町内会長、本当に戦いだという感じでやっております。そういう意味で、数年前に日曜日の回収をやめてしまったわけですが、こういう業者というのもある種サービス業で、資源ごみを分別するほうは大衆行動ですね。そういう意味では、業者サイドを見て、土日は避けてウイークデーにしてもらおうかと、これは委託料の原価の関係がありますけれども、しかし、職種によっては土日働いている職種というのは幾らでもあるんでありまして、実際困っておるわけです。そういう意味で、日曜日にどのくらいのところがやっており、業者にそういうことを復活するということは検討できないかどうかというのが1つ。

それから、もう一つは、常設資源ごみ置き場の開設ですが、これは非常にうまくいくといいなという感じがいたしておりますが、今回、学戸1カ所だけ発表されましたので、私の地元では、こっちのほうもやってほしいなと、何だったら、本当に日ごろの資源ごみの苦労を軽減するためにも、ボランティアに近い形で参画もしたいという意見もあるわけです。場所の問題は難題ですが、そういう意味で、こういう細かい問題は、非常に地域の実情にあります。

例えば、運んでいくのは業者とはわかっておるわけですが、それを見張る人が要るんでないかな、変な物を捨てられてしまったら、分別が悪く捨てられるということの後始末はやれるかどうかというようなことがありまして、そういう微細なる問題は、やはり、地域の

自治に近い、協力の得られるところは地域自治に。シルバーから来ていると、あの人たちは金をもらってやっとなるんだというような雰囲気ができます。そういう意味で、地域の自分たちの問題だというやり方を、育つところは育てたほうがいいというふうに思います。そういう意味で、学戸のやり方はうまくいくことを祈りますけれども、うまくいったから来年度川向こうということではなくて、年度途中でもお考えいただける余地はないかどうか、この2つについてお尋ねします。

○環境課長 上田 実君

それでは、環境課のほうからお答えをさせていただきます。2点ほど質問をいただきました。

まず、1点目ですが、資源ごみ置き場について、回収日がカレンダーどおり、あるいは日曜日という件につきましてですけれども、現在、資源ごみ置き場は町内で130カ所ほどございます。その中で、カレンダー日どおり行っておるところが77カ所ございます。また、日曜日のところは54カ所です。合計しますと個数としては131であります。実は、資源ごみ、このように至った理由といたしましては、以前は、もともとは日曜日に資源ごみを回収処理をしておりました。ただ、業者の都合というよりも、搬出先、持って行き場所が日曜日ですとお休みがいただきたいとか、お休みのところがあるというようなこともありまして、その後、町といたしまして、平日回収というようなことを町内にもお願いした経緯があるようです。ということで、現在は分かれて回収をしておるのも現実でございます。

それで、業者が回収に来るまでの間に不法投棄があるというご質問につきまして、もちろん、資源ごみにつきましては、瓶、缶、紙類というような3種類、4種類ほどに分かれております。業者につきましては、町内会と連携をとり、直接町内会とそういったやりとりもしておるところもあります。ですから、極力不法投棄されないような体制をとっておりますが、あくまで町内の皆さん方で主体となってやっていただいておりますので、その辺はご理解願いたいと思います。

もう1点、常設資源ごみ置き場についてのご質問がありました。平成20年度、実は、常設資源ごみ置き場を本町分と源才のちょうど境のところに1カ所検討しております。今回につきましては、まず、1カ所を試みをして、その後、それが調子がいい、あるいはやっていけるという判断をした場合には、また来年検討したいと思います。今回の常設資源ごみ置き場については、シルバー人材センターの方をお願いをいたしまして、常時監視をしていただきたいと思います。ただし、常時といいましても、状況を見まして、朝から晩までという意味ではございませんが、いずれにしても監視をしていきたいと思っておりますし、不法投棄もされないうようにしたいと思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

実は、私どもの地元の美化指導員で非常に熱心な人がおりまして、しょっちゅう環境課長を休みの日に呼び出しているとか、電話しているとかということに遭遇しているわけです。だから、管理職はそのくらいやるべきだという言い方もありますけれども、平職員を使えば休日出勤になりますし、交代勤務とかその他も含めて対応しないと、環境課長は休みなしではないかしらんとするくらいです。

そういうようなことも含めて、日曜日に整理するところは今聞くと55カ所もあるわけですから、回収までのことは何か少し検討を要するんでないかなと。不法投棄は地元で極力監視をしてほしいと、まさに戦争、けんかをやっておりますね。ですけど、そうばかりはいかない。夜やられる。おるときは通過して行って、おらんとときに車で捨てていくとか、それも戦いみたいなものです。そういうものをできるだけシステム化するには、やはり、常設を置いて、資源ごみの分別量を日曜日にまとめて1カ月に1回やるいうのを減らすというのは非常にいい方法だと思いますので、お願いをしたい。うまくいくことを願います。

それから、もう一つあるんですが、ごみ回収のカレンダーです。あれ1年分きれいなのが出ておりますが、去年要望したのに、やはり同じものが出てきたと言っている人があるんです。要するに、年寄り家族が多くて、どうもうまく見れないらしい。ですから、年2つくらいにして、文字か印刷物を、枠の割には記載が大きいということ、ことしはやれないでしょうけれども、来年度はご留意をいただきたい。去年のうちに言ったのにやってくれなんだという声があります。それは、よく検討した結果ああいうふうならしょうがないし、検討の余地があれば、来年度はそういうふうにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境課長 上田 実君

まず、1点目の、確かに環境美化指導員の方で熱心にやっていただける方がそれぞれの地域に見えます。私も、現実、日曜日に呼ばれることもありました。そのときは、私としても、時間が取れますればもちろん出かけたことも、実際にはあります。もちろん、私以外にも職員はおりますが、まずは、私が見本を見せるべきだろうというところで、日曜出勤しているところについては、ご理解願いたいというふうに思います。

もう一つ、不法投棄に関してですけれども、不法投棄は蟹江町のみならず全国的な話で、いろいろな会議に行って、いろいろな話は聞くんですけれども、現実には、防犯カメラというようなことも聞きます。防犯カメラを設置しますと500万円ぐらいな相当な金額がかかることも聞いております。町といたしましては、今のところそういった防犯カメラで云々というよりも、私どもは、まずマナーをとるのを大前提に置いております。法律が成り立っておりますので、極力守っていただきたいというふうにも考えております。

次に、ごみカレンダーの件でございます。ごみカレンダーが見にくいというのは、私の認識不足かもしれませんが、今初めてという言い方をして大変申しわけございません。見にく

いと言われれば見にくいと思います。ただ、基本的には曜日では決めておるんですが、一度この件につきましてはもう少し勉強させていただき、もし来年検討ができるものならというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

もう一つ漏らしましたが、事業系ごみです。大きな会社ではなくて、ちょいとした飲食店、あるいは業者が非常にまぜた形で出すというのについては、あそこじゃないかなと思っても、町内の整理のときには必ずしも確証がないものですから言えないわけです。その割に、やはり、ほんの地元よりは、どうも少し離れたところの商店というのか、業者というかから、ざざーっと持ってきて置いていくという種類のものが発生しているわけです。

そういう意味で、そういうのを町内会に戦えと言うのは、ちょっと酷な面がありまして、やはり、町側から、そういう情報をいただいたら極力調べて注意をする。あるいは、日常的に事業にかかわる、商売にかかわる、これだけの缶がまとめて出るのはあそこだとか、こういうものはあそこだとかという見当もつくわけですから、そういう訴えを受けたら、これはしつけ・ルールの問題ですから、大いにやっていただきたいと思いますが、お願いをいたします。

○副議長 山田乙三君

要望ですか。

○3番 山田邦夫君

いや、お答えいただければ。

○環境課長 上田 実君

事業系ごみにつきましては、議員が言われるとおりでと思います。事業系ごみは蟹江町が収集するごみではございませんので、その件につきましては、環境美化指導員の説明会のときなんかには説明をいたします。見かけられたときは、環境課のほうに申しただければ私どものほうから直接指導はいたしますので、今後もそのような体制で行きたいと思ひますし、そういった情報がありましたらご一報を願いたいと思ひます。

以上です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

3点ほどですけれども、1点目は103ページですが、今回町長の所信にもありましたように、赤ちゃんの訪問事業ということでやっていただけるようになっておりますが、このやり方についてですけれども、私は、最初は、町の保健師さんがやられるのかなというふうに思っておりましたが、ここに報償金という形で出ておりますので、これはどういう方がどういうふうに担当するのかということがまず1つです。

それから、手続といたしましては、申し込み制によるものなのか、申し込みでなくても、生まれた赤ちゃんのことは町のほうで把握しておりますので、それは町のほうから、どのぐらいの期間に行かれるのかはちょっとわかりませんが、自動的に行かれるものなのかどうか、その点について、まず1点です。お伺いをしたいと思います。

それから、2点目ですが、109ページの同じくごみ関係のところでございますが、ただいまは山田邦夫議員のほうから常設についていいことだというお話がありましたけれども、私は正反対の意見でありまして、常設の場所を町内につくってしまうということなんです、町のほうは要望があったということでもありますけれども、これに対して、現在処理できない部分ということの理解がまずできないんです。今、課長の答弁にありましたように、町内会で資源ごみを出すということは、町内全域、皆さんが月1回出てやっていくという町民参加のもとに資源ごみを分別するというは、定着・浸透しとるように思うんです。それは、ごみを分別することに自分たちも参加するというような意識も高まっております、私は、大体そういうことは浸透しておるのではないかなというふうに思うんです。

そういう浸透しておるところに、常設で常にごみを置いてもいい場所を新たに設けてしまうと、ごみは常時そこにあるという状態で、しかも、今回通りに面したようなところにやると。160万円ぐらいかけてシルバーに頼むということでもありますけれども、これも四六時中監視しておるといふわけにはいきませんので、いるときはいいですけども、無秩序なあれになる可能性も否定できないですね。それから、囲ったフェンスの周りに置いて行ってしまうというようなこともあるかもしれませんので、常時ごみを置いておくところをつくるということには問題があるのではないかなと。しかも、新たに設置すると。

現在でも、資源ごみの収集場所になっております町内の各所は、たまに行きますと、もうそこが常設しておるような感じで物が置いておるところはたくさんあるんです。至るところという言い方はおかしいんですけども、常設のごみ置き場ではないかなと思っているようなところもあるんです。ですから、むしろそういうところのほうの整理が大事であって、常にごみを置くところを500万円をかけてつくるといふことについては、とてもイメージできないし、これは少し無理があるのではないかなと私は思うんです。その辺について、もう1回ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、海部地区環境事務組合に対する負担金ですけども、これが、前年に比較いたしまして予算として1,000万円減ということでのっております。負担金の減というのは、私は初めてではないかというふうに思うんです。年々ごみは増加し、横ばいでいいほう、増加が自然現象みたいな形で、年々これはふえ続けておられて大変な額になっているわけですけども、その中で1,000万円の減ということはどういう努力があったのか、大きな仕事をしていただいたのか、ちょっとその背景がわかりません。頑張ってもらっていただいたんだと思うんですけども、その背景について少しお伺いできればと思います。

○環境課長 上田 実君

それでは、中村議員のご質問の2番目と3番目のところをご説明したいと思います。

まず、2点目の常設資源ごみ置き場ですけれども、先ほども質問がありましたように、実は、資源ごみは出したいたけれどもなかなか出せないというようなご要望もありました。蟹江町の場合、資源ごみの回収は月1回でして、急に引っ越しをされるだとか、そういったいろいろな方がございました。町にも、常に資源を出したいという方が、実は問い合わせとして数件ありました。

というようなこともあり、いろいろ町としても、資源に関しては排出に関してふやしたいというふうに考えておりました。そんなところで、町のいろいろな土地も見たわけですけれども、今回、源氏、才勝、本町分とのちょうど境のところですが、新本町線の通りぎわでございます。そちらのほうを常設資源ごみ置き場ということで設置をしようと考えております。これも、あくまで1つ目というか、試みといたしまして設置をいたしました。ただ、議員が言われますように、ごみを捨てられるのではないかという話も検討はいたしました。そういったことで、シルバーを頼み、常にではありませんが、監視をし、あるいは、ある程度予算を投入いたしまして、付近も捨てられないような工夫を考えております。ということで、いろいろな要望がある中で、そういった常設置場を1カ所試みとしてやりたい。それが調子がよければ、逐次次のことも考えたいというふうに考えております。

もう1点でございますが、負担金でございます。今ご質問の負担金につきましては、環境事務組合の109ページのごみに関する負担金だと思います。1,000万円減っております。理由といたしましては、いろいろな契約関係の歳出を抑えたということと、基金の取り崩しも総合的に利用されまして、結果といたしまして1,000万円ほどの減がありました。この背景には、もちろん、町長である管理者、あるいは副管理者が、予算の査定の中でいろいろ知恵を絞って歳出を抑制したものというふうに考えております。

以上です。

○町長 横江淳一君

ごみのことで補足説明をさせていただきます。若干環境課長の考え方でご理解をいただけない部分がひょっとしたらあるのではないのかと。

決して、常設がではすばらしい施策かどうかというのは、私も実はまだわかりません。実は、これはもう3年ぐらい前から、町長に就任して以来ずっと考えていたことでありますけれども、ごみというのではなくて、資源としてそのごみを活用できないかという発想の転換も含めて、町民に資源ごみの意識をもっと高く持ってもらうということで、職員から530戦隊カニレンジャーなる団体をつくって、子供たち、それから各種団体の特に低年齢層の皆様方に意識づけようという運動を、実は去年からしております。

そんな中で、皆様方もお気づきだと思いますけれども、先ほど来担当が答えました、1カ

月に1回の収集日以外にもっと出せるところはないのかという要望もあったことも事実であります。それと、子供さんたちの声で、お父さん、お母さんたちと一緒に、ペットボトル、缶、新聞を休みのとき、それから日曜ばっかしが休みではない家庭もあるわけです。どこかへ遊びに行く途中に、あそこに資源ごみが置けるところがあるから、お父さん、お母さん、あそこに持っていきようよと、そういうところがあったら便利だねというようなことを、数年前から、実は、保育所だとか学校からそういう意見を聞いていたわけです。そういう中で、それを各地でつくればよいという安直な考えではなく、まず1カ所だけつくってみようよと。

ただし、シルバー人材センターの方に最終的に委託をするということですが、先ほど来山田邦夫議員からもございましたが、環境美化指導員の中には、我々も一緒になってやってやってもいいぞという好意の方も実はお見えになるということを知っていますので、そういう方も協力してやっていただき、決してその方にぶつけるのではなく、役場の職員も、そして、最終的にはシルバーの方に委託する部分もあるやということもあるものですから、160万円という金額をご提示をさせていただきましたが、すべてこれを使うということではございません。資源ごみの啓発啓蒙、これが中心であります。ただ、これによってごみがたくさんふえてしまうようなことでも、これもまた困りますし、万全な体制をとりたいというふうでやらせていただくつもりです。

もう一つ、中村議員はウオーキングをしてみえるかどうか知りませんが、私がウオーキングをしますと、必ずや植え込みだとか道路のわきに、ペットボトル、缶を毎日のように見つけるわけです。そういうものも含めて、町をきれいにさせていただいている愛・道路パートナーシップの皆様方にも協力していただいて、ああいうところにペットボトルだとか缶の常設しているところがあるから、では集めてそこへ持っていきようよという、そういうことで常設した置き場があったほうがいいのかという、そういう考えも実はありまして、いろいろな複合的な考えで、ひとつトライをしてみようよと。ただ、これが功を奏するかどうかはちょっと疑問であります。一生懸命ごみ減量、そしてごみの資源化について考える一つの拠点としてつくったわけでありまして、何とぞご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○健康推進課長 西川和彦君

103ページの赤ちゃん訪問の報償金の件ですけれども、臨時職員で看護師か保健師を雇って、4月から出産された方に対して、日時を電話等で聞きまして、訪問を行う予定であります。それで、母子手帳の中にもはがきがありまして、悩みとか相談事に対してはがきで来て、それに対して、今現在は保健師が対応しているのが現状でございます。

それから、申し込み方法ですけれども、それについては、こちらから出産された方に対して、何月何日がいいか、まず、1カ月以上たたないと、出産したばかりのお子さんの方に対

しては、そうすぐいことはいきませんので、町としては、電話等で確認をして、その方の都合のいい日時を決めて行く予定であります。もし雇い上げが行けない都合が悪い日に対しては、常駐の保健師が対応する予定であります。

以上です。

○8番 中村英子君

わかりました。

今、核家族で、ママが本当に大変だというところがありますので、この事業を入れていくことはいいことだというふうに思います。しかし、1年間に350名ぐらい生まれますよね。350名ぐらい生まれまして、その方々全員に対して最低1回でも訪問ができれば、今、母子の問題の緊張感から来るいろいろなことがありますので、その辺の把握のところもできるんではないかなというふうに思います。

そうしますと、回数としては、1回に限らず、必要があれば、要請があれば行くと。新たに看護師と保健師は臨時で雇うと。これ幾らか知りませんが、この人は800円なのか、もうちょっといいのかどうか知りませんが、お1人雇って、それに専用でやっていただくということで、それはぜひ役に立つようにやっていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それで、あと資源ごみの常設のことですけれども、今、町長が試験的なことだというふうに言いましたが、これ試験的といっても周りもつくりますので500万円かかりますので、むしろ、町の中に置くのではなくて、そういう考えであるとするなら、例えば、役場の体育館の東側とか裏側とか、空き場所ちゅうものもあるんではないかなと思うんです。そういう考え方で1カ所を試験的にやるといったら、町の中の通行量の多いところでそれを常時やるというようなことは、余り感心したことではないという気がするんです。試験的だということならやってみるのかなと思いますけれども、ちょっとこれはやめたほうがいいんじゃないかなというふうに思っているという感想を申し上げて終わります。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですから、4款衛生費を終わります。

ここで企画情報課長、税務課長、民生課長、福祉・児童課長、健康推進課長、環境課長の退席と農政商工課長、下水道課長、生涯学習課長、給食センター所長、消防署長、消防本部総務課長、水道課長の入場を許可します。

課長の入れかえをしますので、入れかえの間暫時休憩といたします。

(午後 2時07分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○副議長 山田乙三君

続いて、5款農林水産業費、112ページから117ページまでの質疑を受けます。

質疑を受ける前に一言お願いをいたします。ページ数をしっかり言っていただきますことと、質問内容をできるだけ簡便にお願いをしたいと思います。

質疑を受けます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

117ページの一番下のほうに本町排水機建設計画事業調査費負担金500万円、ちょうど代表質問の、私が遅刻して来まして、入ってきたときに町長答弁を半分聞きました。かねて非常に関心の強いことですので、いろいろ聞き及んでいる範囲で、要望というか、質問をいたします。

あそこの排水機は、確かに年数を経てきて、3つ建屋があつて、40年近くたっているディーゼル排水機、真ん中が30年くらい、その南が一番新しいやつです。真ん中の排水機が相当年数を経てきておるので、この際、県の補助をいただいてやれるあたりがついたんで、500万円の調査費を負担すると。あの排水機をなぶろうとすると、恐らく本機もですが、堤防もいじくる、最近でいうと、今村の排水機の工事を堤防を交通どめしてやったのを目に見ておるわけですが、数億円かかるんでないかと思うんです。しかも、農水系予算ですと8割から8割5分補助がもらえるんで、確かにありがたい。ですけれども、数億円という蟹江町負担も1億円近くかかると思います。

町長は、私のかねて言っている本町地区の浸水被害対策、これについては、理論・理屈的に、水位を低くまで引く排水機を設置する。そのためには、排水機の前に遊水池を大きなものをつくらないと、滝のように流れ込んで排水しても排水し切れんということがあつて、遊水池が要るわけです。そういう意味で、下水があそこの地区へ、駅前団地へ行った機会に公共下水によって浄水場が不要になるんで、そこをしっかりと遊水池にして、都市型の、今よりずっと下まで引く排水機をとというのが、大体建設部長か町長はご理解をいただいて、その方針で構えていただいていると思っております。

ただ、ここで、数億円県か国からもらえるからやるというのは、半端になりますと、農業用ですとぐーっと下まで引くということはやれんわけです。それから、やろうとしても遊水池がないとやれないわけです。そこいらを、今回は負担金を出して、恐らく県のほうでざーっと計画・企画・コンサルをやりますね。調査書をつくると思うんです。そのときに、ぜひお考えをしっかりと、将来もう1点やりたいことがあるということを打ち合わせた上で、二重投資にならないように、今回はそのお願いだけにしておきます。ただ、県から何やらアウトラインが出てきて、それに質疑をしているときには手おくれですので、それだけの要望と質問をいたしておきます。

○町長 横江淳一君

代表質問のときに、高阪議員のときにしっかりお答えをさせていただきました。従来、農業用のディーゼルにエンジン、それから排水機に頼っているのはいかがかなというような質問を、再三再四本町の議員の皆様方、山田邦夫議員も含めていただいておりますのは事実であります。

それで、22年度以降、下水道が配備されてから遊水池をつくってと言っておりますと、この先10年計画、そのときに、では県の補助金がついているかという不安が、絶えず我々の中にあつたわけです。そんな中で、緊急防災の近傍の予算がつきそうだという状況が我々の目に入ったものですから、これはもう待たなして、まさにいつも私が言っているようなジャズト・イン・タイムです。

ですから、ディーゼルポンプが50年たっているわけです。このディーゼルポンプも含めて、チューブラのポンプも含めて2機同時にできないか一遍計算をしてくれということで、担当に調査をさせました。そうしたら、それはやることができるであろう、ただし、皆さんから言っておみえになる、水位をうんと下げて、下のほうから掘り下げてやるポンプでなかったらだめだぞというのも、条件に当然入っております。ただ、それには、遊水池の建設、それと農業団体の理解が要りますので、先般の農業委員会のときに、もうそのお話をさせていただきました。一定のご理解をいただきまして、戸前等々も含めての整備も今考えていただいております。それも含めての調査費の500万円でございますので、何とぞご理解をいただきたいと思ひます。

前段階として、遊水池の役割になるべく深く掘り下げまして、取水口も下げます。下げて、引っ張れるだけ引っ張りたいという考えを今持っております。それを今やっけていかないと、これから考えられる二、三年先の天候予想を考えてみますと、10年まで待っておれるかということが実はあつたものですから、22年から計画して25年までの完成で、ディーゼルポンプも含めてできますので、できればそれでスタートしたい。その次に、補助金が考え得れば、遊水池の計画と、あと別の方法を考えていけばいいので、第一弾、第二弾ということで、最初にできることからやりたいということで進めさせていただきますので、何とぞ住民の方にそういう説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

113ページの農業振興管理費に関係するのではないかと思うわけでございますけれども、これは、実は商工費とのかかわりもあるんですけれども、原油高とのかかわりであるんですけれども、例えば、農業でいいますと、ビニールハウスの温室の温度を上げる装置です。あるいは、園芸農家の場合でもそうですけれども、原油高によって影響をかなり受けておるわ

けておるわけ。打撃ですね。こういう問題があるわけで、商工費のほうの関係でいえば、例えば、公衆浴場だとかクリーニングだとかいろいろあるわけですけども、とりあえず農業の関係で見ますと、そういう農業の救済制度といいますか、支援する、そういう取り組みはできないかどうかということです。とりわけ原油高のことがありますし、これから日本農業の自立といいますか、自給率を高める上では、農業を大事にしていかなきゃならん。一層力を入れて、それでなければいかんという面もありますので、その辺についてどのようにお考えか承りたいと思うんです。

○農政商工課長 山田晴雄君

原油高の関係につきましては、蟹江町は、ハウス栽培といいますか、花卉栽培をやっている農家が数件ございますが、確かに、原油高で夜の暖房がなかなかまいこといかないというような話は聞いております。ただ、国のほうも原油高について何か助成をとということが一時ありましたが、今のところ、県のほうから町村のほうにはまだおりてきていませんというのが実情でございます。強いて言うなら、そのような施策状況を考慮しながら、今後考えていきたいというようなことで思っております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

私は、新たな事業の創設ですので、町長のご意見を伺おうと思っておるわけでありましてけれども、やはり、こういう時期でございますので、しかも、蟹江町の園芸業者の場合は、全国でもかなりの力というか、シェアを持っている業者ではないかというふうに思うんですけれども、打撃を受けると、蟹江町の地場産業からいっても大変な打撃を受けるわけです。

そういう点でいうと、それなりに育成のことを、例えば、国の施策待ちでは、国の動きはありますけれども、細かくぼつと対応する場合は、やはり最も末端の市町村だというふうに思うんです。そういう点では、例えば、その制度ができるまでの間だとか、いろいろ考え方はあるだろうと思うんです。そういう点で、いわゆる支援の制度をできないかと思うわけがありますけれども、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

話が非常にばくっとしておりまして、非常に答えにくいんでありますけれども、原油高によって苦しんでおるのは、農業団体のみならず商業団体も一緒でありますので、ですから、具体的な施策をというのは、話が余りにも大き過ぎますから、何をどういった形でどういう施策をするかということに関して変わってくると思うんです。実際、例えば、農業団体の方、特に花卉部会の皆様方には、一定の補助金という形で補助をさせていただいております。商業団体につきましても、商工会に対して、間接的ではありますけれども、補助を出させていただいております。ただ、どういう政策に対してどういう補助を出すかということについては、我々としてもできる限りの応援はするということは、代表質問のときに申し上げました。

しかしながら、具体的にどういう方策にどうだということについては、農業団体の方からまだそういう話も来ておりませんし、商業団体の方は、とにかく元気な町をつくろうということで、今一緒に、県の単独のがんばる商店街予算で、蟹江町の施策の中でこういうことをやっっていこうという、そういう団体が出てきたやに聞いております。農業団体については、ミドリデットの皆様方はちょっとお話をさせていただきましたが、地域で食料自給率を上げるために何かこういうものはできないかということで、市街地の皆様方と一緒に一つ一つの施策をやっておやりになりますので、これが5年間のテストパターンでありますので、その中で、一つ、よし、これを今度やればおもしろいぞというようなことがわかりましたら、我々も、それに対して形ある形で補助をしていければいいのかなと。

ただ、今の時点で何をどうされるかというのは、原油高も一過性のものであってほしいなと思います。これが恒久的にどんどん上昇するようになれば、国家的な損害でありますので、これはまた別の方向で考えていければいいのかなと、こんなふうに思っております。

○7番 小原喜一郎君

私は、できれば、そういうきめ細かな行政が、今、行政にとって非常に大事なことだというふうに思うんです。あわせて農業の場合は、特にことは強く、声を大にして叫ばせていただいておりますけれども、今、本当に、日本の自給率が39%に下がってしまって、しかも、代表質問でも申し上げましたように、日本が必要とする穀物が入りにくい状況が起こりつつあります。中国の、あのギョーザ事件に対しても強いことが言えない関係は、外国に日本の食を依存しているという状況があるからであります。日本の自民党の農政は、この日本の農業をどんどんぶち壊してきました。

ここに今の大きな矛盾があらわれておりますが、世界的に見ても、日本は食料自給では下から数えたほうが早いわけありますので、世界的な食料危機といえますか、もちろん、中国あたりは日本に何とか出したいという気持ちはありますけれども、しかし、こういう日本の今の現状を見たときに、日本の農業をもう一遍見直さなきゃならん、こういうことがあると思いますので、そういう点からすると、まず手がかりとして始めていくということは、非常に大事だと思うんです。今後早急に、農業に対する見方をぜひ改めるについては語弊がありますが、力を一層強めていただいて、蟹江町が都市近郊農業として発展していく展望が持てるような行政を持っていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思っております。

○15番 伊藤正昇君

15番 新生会 伊藤正昇でございます。

毎回この件について質問しますけれども、115ページの町民菜園借地料33万3,000円、町長からも菜園を抽せんで、まだ足らんというような話を聞いたような記憶がありますけれども、これについては、先ほど小原議員が言われたように、輸入野菜が大分逼迫しておると。その中で、もっともっと菜園をふやす計画はないのかということと、場所的にほとんど片寄って

おるのではないかなど。もっと広範囲に菜園を拡張して、団塊の世代も、暇でぶらぶらして散歩ばかりしておってもいかんもんで、やはり、野菜づくりも経験して、JAなんかの農政指導も受けられれば結構なことではないかと。私らも、農業委員で視察に行ったところは、もうそういうようなことをやっていたので、そういうようなことができないかお尋ねしたい。

○農政商工課長 山田晴雄君

町民菜園につきましては、今年度募集におきましては、八幡の町民菜園が21区画に対し22名の申し込みということで、1名オーバーということで抽せん会を実施しました。道西につきましては、定数41区画あるんですが、34人の申し込みで、道西については余りがまだあります。

それで、申し込まれた方のお話を聞くと、やはり、単年では寂しいと、数年でなんとかというような話がございしますが、町としては、この町民菜園をつくった地点におきましては、広く浅くということで、1年という期間を設けておるわけでございます。それで、強いて言いますと、遊休の休んでおるような畑があるなら、それを何とか活用できる方法はないのかということで、今後あつせんといいますか、紹介ができるような形がとれないのかなというふうで、何とか検討していきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○15番 伊藤正昇君

単年度で野菜をつくるなんていうことはさ、それは、ナスとかカボチャとかいうものは単年度でできる関係はあるけれども、ネギなんかは2年がかりしかできん作物だから、そういうことを考えると、やはり、3年ぐらいの幅ではないと、それは無理ですよ。私も百姓を50年やっておるけど、そういうことを考えると、3年ぐらいでやって、もっと宣伝をして、農業委員会を通じたり、広報なりで、余っておる土地は幾らでもあると思いますよ。高齢化で、畑をやれんで余っておる人は幾らでもありますので、そういう方面で、農政課長はどういうような考えを持っておりますか伺います。

○農政商工課長 山田晴雄君

先ほどの場所の片寄りにつきましては、申し込みがもっとオーバーするとかという話であれば、町民菜園として本町地区にも、片や1号線から近鉄の間とかというところでも、それは必要であろうかと思えます。ただ、今の時点で、応募者が区画に対してそんなにオーバーするわけでもないということもございします。強いて言いますと、農業委員会の委員さんたちも働きかけて、そういう遊休の畑があれば、そういうような畑がありますということで、紹介ができるのかできないのかちょっとわかりませんが、そんなような対応で、せっかく畑があるものであれば、これから余暇利用ということで何とか使っていただく方法がいいのかなとかように思っておりますので、検討させていただきたいと思えます。

町民菜園としては、やはり、単年度で皆さんに広く土に親んでもらうということであり、農家の遊休農地につきましては、その農家の方とうまく話をさせていただいて、継続してここを使ってもらえるような形がとればなというふうに思っておりますので、その辺を勉強させていただきたいと思っております。

○15番 伊藤正昇君

すると、町としては、今のところは単年度しかやる気はないということではよろしいかな。それは、単年度ではなくて、継続して3年ぐらいを要望して終わります。

○1番 松本正美君

1番 松本正美です。

115ページ、先ほど伊藤議員のお話があったように町民菜園なんですけれども、これは、私たちの支援してくださる方からもお話を聞くわけなんですけれども、本当に5年ぐらいうるベースに、休耕地もあるものだから、そうしたところを借りて都市農園みたいな形で、お金は糸目はつけないもんで、本当にそういう教えてくださる人があったらやってほしいという、そういうお話をしてみえる方もありますので、これから団塊の世代も来ますので、そういった面もしっかり取り組んでいただくようによろしく願いいたします。

要望します。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですから、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、118ページから121ページまでの質疑を受けます。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪です。

119ページ、下から六、七行目のがんばる商店街推進事業町商工会補助金803万4,000円についてお聞きします。これは、交付金調書を見ますと、県の補助金を受けたのは、一番街の商店会の活性化を図るといふふうには書いてありますけれども、実は、きのう、今度一番街の主催で本町の9丁目で4月26日に桜まつりをやるということをお聞きしました。多分そのイベントの費用もここから出ているんだろうと思っておりますけれども、私の聞きたいのは、803万4,000円とかなり高額な金額ですので、これは補助金ですから、実際はもっとたくさんの要望があったと思うんですが、主にこれはどんな事業をされるのかということと、この803万4,000円というのが全額県なのか、それとも町からも出ている金額なのか、その辺2点についてお尋ねをいたします。

○農政商工課長 山田晴雄君

このがんばる商店街の補助金でございますが、県のほうからは、事業費の2分の1以内ということでございます。補助金につきましては267万8,000円ということで、事業費として803万4,000円、この差額分につきましては、町のほうが支出するというところでございます。

それで、事業につきましては、三菱東京UFJ銀行から北へ県道なんですけど、郵便局の南の信号機、中京パンの信号機ですが、そこまでの間の商工会の街路灯の上部の中間部分にイルミネーションをつけると。本数としては、45本ぐらいを予定しております。それと、昨年、19年度試験的にやられたALOHADÉイベント、これも20年度やりたいということで、本格的なイベントになっていくということと、もう一つは、空き店舗の関係で、そこをお借りして、情報の発信地というような形でやっていきたいということで一番街の活性化を図っていくと。ただ、今言われました桜まつりにつきましては、補助申請して内示をいただかないことには、事業の中に入れることが不可能かなというような気もしておりますので、その辺については、取り扱いについて未定になっております。

以上でございます。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪です。

ちょっと確認をしておきますけれども、803万4,000円の中に県からは267万8,000円、すると、残りは町が出すということですね。そういうことは、相手から出る申請は、その803万円というのは5割以内ということですか。要するに、出る申請の5割以内が803万4,000円ということ。要するに、一番街さんがこんな事業をしたいと。それが、例えば2,000万円あれば、5割以内なら1,000万円以下ということだけれども、そういう意味でとらえていいのかな。

○農政商工課長 山田晴雄君

例えば、全体の事業費が803万4,000円という形で、地元の持ち出しについては、ほかにいろいろ経費がかかるでしょうから、その分については地元商店街の持ち出しということで、すべて町と県の費用で行っていくということですので、よろしく願いいたします。

○5番 高阪康彦君

5番 高阪です。

補助というものは、ある程度事業の枠が決まって、それに対して全額補助とか、半額補助とか、3割とか決まっているんですよ。今、803万4,000円というのは、全額、そんだけ向こうへ行くんだけど、向こう様の事業の額というのは把握してみえないわけ。とにかく803万円あげるんだよと。それで、空き店舗対策だ、イルミネーションをつけなさいと。イベントは今のやつで合わないから使えませんよということだけれども、その803万4,000円という査定はどこからされたんですか。

○農政商工課長 山田晴雄君

この事業の査定につきましては、町と商工会のほうと査定したわけでございますが、ただ、実質これだけをそっくりあげるから、ここの中でいいようにやれという話ではなくて、当然、実績報告をいただいて精査した上、その費用を支払うということですので。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川勝好です。

今の119ページのがんばる商店街について質問をさせていただきます。

今の説明ですと、ことしとりあえず補助金を取るということになれば、とりあえずそれなりのことしどういうものをする、どれだけのお金がかかるということで申請が来ておりてくるわけではないですか。そうでしょう。ということになれば、当然わかるわけでしょう、どういうものをするということ。そこのところをもう1回きちっと教えていただきたいと思えます。

○農政商工課長 山田晴雄君

高阪議員の質問にも答えましたが、三菱東京UFJ銀行から北へ中京パンまでの間の……

(「金額もわかかったら、大体」の声あり)

商工会の街路灯に設置するイルミネーションでございますが、45本ほどを計画しております。金額については577万円ぐらいでございます。それとイベントです。これが53万5,000円。それから、一番街の空き店舗対策事業として、情報発信源ですか、それに使う店舗の費用が172万円ということでございます。

これの申請者としては、蟹江町が県のほうに申請するんですが、事業の委託先として商工会にすると、先ほど言葉足らずで申しわけございませんでしたが、町が県の事業認定を受けて、その費用を商工会のほうに委託して実施していただくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副議長 山田乙三君

暫時休憩いたします。

(午後 2時40分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時42分)

○農政商工課長 山田晴雄君

大変申しわけございません。補助金としましては、2分の1でございます。今回の予算のほうの積算としましては、事業費が恐らく下がってくるだろうということで、ちょっと低目に補助金のほうを見てはありますので、きちとした2分の1ではございませんが、この事業につきましては、県のほう2分の1の助成がございますので、よろしくお願ひいたします。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

そういうことになりますと、今出された数字、イルミネーションで577万円、これ全部足すとぴったり803万4,000円になるわけなんです、これはどういう。だから、半分で切った

数字を言われたわけですか。すると、申請はこの倍の申請が出ておるわけですか。そういう理解になってしまうのではないですか。

こんな細かい話は、本当はするつもりではなかったんです。私も前に一般質問で質問させてもらったことがあるんですが、蟹江町の大きなイベント、夏と秋とあるわけですが、秋祭りも夏祭りもそうですけれども、蟹江側から常に西側で大きなイベントをやられておるわけです。1回ぐらいは東側、本町、ちょうどこの通りですよ。ここを活性化するために、1回ぐらいはこっちでイベントを打っていただけないかということを以前質問をさせていただいた。去年からですか、このがんばる商店街ということで補助金がつくようになったし、イベントに関しては、これは使えんということも聞いておりますけれども、それはそれではないんですが、うまくこれを利用して、やはり、今商店街というのは非常に皆さん大変ですし、また、大きなスーパーも来るということで皆さんやきもきされておるときに、気持ちだけといいますか、本当にぼーんと町が一体になって、この予算を使うことによって、とりあえず商店街の方々の方が活気が出ればいいなということで、今回この問題について質問させていただいておるんですけれども、先ほどの話、もう1回きちっと数字的なことを説明をお願いします。

○産業建設部長 河瀬広幸君

大変失礼いたしました。積算の基礎といたしましては、対象事業費が863万4,000円の2分の1は間違いございません。ただ、事業の内容につきましては事前に協議をしておりますが、最終確定するまでについては、再度その事業内容も精査する必要がございます、2分の1の3分の2という調整数を掛けております。ですから、267万8,000円の県補助金が計上してございますが、再度、事業実施におきましては精査をしながら、もし県の補助金が上限いっぱい使えるようであれば、財源更正をしながら補正予算で対応したいと、このように考えてございまして、よろしくお願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

先ほどの話の続きです。先ほどの農業の款の話の続きになります。

○副議長 山田乙三君

失礼ですけれども、何ページでしょうか。

○7番 小原喜一郎君

119ページ、商工業振興資金預託金、商工中金預託金等に関係してでございますけれども、先ほど申しあげました花卉園芸農家の関係もそうですし、あるいはクリーニング屋さんもそうですし、それから、公衆浴場もそうですね。原油高によって強い影響を受けるわけでありまして。ですから、蟹江の商業・農業を守っていく上で、それなりの施策が必要だというふうに思うんです。だから、例えば、とりあえずはこの預託金の額を上げて対応するだとか、あ

るいは、これは補助金制度をつくっていただければ一番いいわけですけども、その辺のところの対応はできないかどうか、聞いておきたいわけであります。

○農政商工課長 山田晴雄君

先ほど町長のほうからもお答えがあったと思いますが、余りにも幅の広い、漠然とした話でございまして、町で制度をつくるというわけにもなかなかいきませんと思いますので、制度的に何か県のほう国のほうから打診があったときに、考慮していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番 小原喜一郎君

小原喜一郎です。

少し、この時期に問題意識がなさ過ぎると違ひますか。原油高というのは、相当深刻に経済に影響を与えているんだよ。それは蟹江町に関係ないことじゃないよ。だから、私は具体的に、蟹江町内にある花卉園芸業者や、あるいは公衆浴場も、もう1軒しかないわ。守らなきゃならんですよ、これは。地域の、そこのふる屋さんにも依拠している皆さんがたくさんおるんだわ。あるいは、クリーニング屋さんだってそうだわ。そのことによって商売が立ち行かなくなっている。現に、飼料高で、豚を飼っていらっしゃる皆さんなんかは、ある町では200軒あったのが9軒になっちゃってるんだ。そういう状況なんですよ。言うなれば、これは行政の責任だよ。問題意識がなさ過ぎますよ。私は、蟹江町の農業・商業を守っていく上で、もっと問題意識を持って具体化をしていただきたいと思うんです。そういうふうに行行政姿勢を改めていただくように要望いたします。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですから、6款商工費を終わります。
暫時休憩といたします。

(午後 2時50分)

○副議長 山田乙三君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時10分)

○副議長 山田乙三君

続いて、第7款土木費、122ページから139ページまでの質疑を受けます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。

2点ありますが、129ページの一番下に橋梁耐震補強工事5,100万円があります。先ほど伺いました、まさに道路特定財源からいただいている補助金が3,100万円入っているということを知りましたが、それで、5,700万円のことしは2カ所、旭橋と中瀬北橋をされるというふうにごどこかで読みました。

ここ二、三年、あちこちでやられている工事を見ておるわけですが、何千万円という工事のうち、半分以上国の補助ですね。それで、業者の選定とか工事とか、何か非常に、素人目ですが、あんなことをやって数千万円かということ、この二、三年感じておるんです。何人も来ていなくて、何か懸架物をつくって、それに潜って行ってワイヤみたいなのをコンクリートでやって、要するに、地震が行ったときにごとんと落ちないようなことをやっているんですが、今どき言われている、まさにあの発注業者のやり方は、国の専門業者みたいに指定して、数年間にわたって国の予算がついて、それで地元負担が3割、4割あって、非常に楽な仕事をしているのではないかというひがんだ見方をしております。ひがんだ見方かどうか、非常に適正かどうかは、蟹江町の負担も相当あるわけですが、そのにらみは効いているものかどうかお伺いします。

それから、2つ目は、135ページの一番下に都市下水路整備事業4,200万円があります。これは、まさにどこと書いてありませんので、方々の下水路を直されると思うんですが、先ほど来話がありました、本町の8丁目にあります桜の木のある水路、あそこは八重桜で、非常にきれいな桜が咲きますので、4月20日過ぎに、今度一番街が桜まつりをされますね。きのう、実は本町の町内会長の集まる会合のところで、一番街からこういうことをやりますのでよろしくという協力要請があって知ったわけですが、非常にいい発想だなと、実は思っております。こちらで温泉の桜まつりとありますし、大海用のほうで佐屋川沿いをされます。本町には、唯一古い桜並木があそこに残っておるわけです。

かねて、あそこは随分桜の木も傷んでおるんで、選別して、下水の計画があその水路を境にして、新屋敷分区と本町分区に下水が分かれますね。すると、ことし掘り起こして来年埋めると道路整備もできます。その機会には、あの水路は土地改良の水路のようでもあり、近辺の下水排水路のようでもあります。ですけれども、ほとんど農業用水路としては要らない状態になっている。だから、もし福田川のほうから、宮田用水から引くとすれば、パイプラインでもずっと埋め込めば、もうああいう水路は要らないのではないかと。そうすると、いつもいつもごみで困っておるわけですから、この際は埋め立てて、雨水の排水路ならきれいなせせらぎにするとか、あるいはU字溝でも格好のいいものにするとか。そして、桜を間引きして街路にしたら、両側に5メートル近い道路が2つあるわけですから、両側にあるわけですから、だから、一番街が桜まつりをやれるわけですが、まさに、本町が公園が足らんということの埋め合わせになる絶好の場所。あそことか、忠霊塔とかはなる可能性があります。

これはかねてお願いをしておりますのであれですが、今回桜まつりをやると言い出されましたので、当然清掃もだれかやることになると思います。実にたくさんのごみが川に落ちております。そういう意味で、この機会に清掃をして、そして、この一、二年のうちに下水の後始末として、あの辺の水路を道路整備とともにやるということ、逐次地元、商

店街にも知らせてやってほしい。そうすると、ことしやったのが火がついて、非常にいい、川のこっちと向こうと呼応した、時期が半月ずれた桜まつりがやれていいんでないかと、こう思っております。そこらの都市下水道整備費というのは、特定のところが書いてありませんけれども、そういうような要望をしておりますが、関係部署のご所見をお願いいたします。

○産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

それでは、私のほうからは橋梁の耐震補強についてお答えをさせていただきます。

平成17年度から事業を始めておりまして、新記念橋を皮切りに、19年度までで約6橋の完了を見込んでおります。20年度は、議員が申されましたように、旭橋と中瀬北橋での耐震補強を予定しております。20年度分につきましては、5,100万円の事業費で55%の補助ですので、3,100万円の国補のお金をいただいて施行をするという内容でございます。

議員が言われますように、工事そのものを橋の上で行うものではなく、橋の下に潜り込んで、けたが落ちるのを防ごうと、地震によるけたの落橋を防ぐための施工でございますので、非常に見えないところで作業が進んでおるという状況であります。橋を、けたを連結するなり、チェーンみたいなもので落ちないようにという施工をする内容でございます。工事について、本当に信用ができるのかどうかというようなお尋ねもございましたが、まずは、業者の選定でいきますと、鋼橋——メタルの橋ですね——そういった橋を専門にしておる業者の中から業者の選定をさせていただいております。業者のランクとしては、かなり大手の業者ばかりで、いずれも、県の施工ですとか、国の施工にも関係をしておる業者から選定させていただいております。

工事中の、本当に正しく施工ができていいのかどうかというご質問もございました。これは国補の工事でございますので、国補の会計検査、もしくは、会計検査には当たらずとも、県が毎年行っております県費補助に絡んだ検査の中で、県の方からのそういった検査を受ける内容であります。一時期こういった橋の工事でいろいろ問題にもなりましたが、新たに鉄筋をつないだり何かする場合に、もともとの躯体の中にある鉄筋まで本当に届いてなくて、所定の鉄筋長よりも短な状態で施工を終えたとか何かということが問題になりました。これに関しましては、今回の施工の中でも、新しい部材を中の鉄筋と溶接してつないでというような作業もありますけれども、事前に超音波ですとかそういうもので鉄筋の位置を確かめるなりして、所定の鉄筋長を入れると。当然、検査の中でもそういったことが非常に大きな検査対象になりますので、監督員もその旨は十分認識を持っておりまして、施工中の写真ですとか完了検査の中では、そういったものも重点的に検査をしておりますので、見た目には非常に地味といいますか、目に見えない作業が多いものですから、そういったご不審といいますか、ご心配をおかけする場合がありますが、内容的には適正に処理をさせていただいております。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、答弁をさせていただきます。

委託料につきましては、山田議員よりいろいろご指摘を願いまして、実際に汚れとるということ調査をいたしまして、実際には35カ所をやらせていただきまして、並木道につきましても、今やらせていただいております。そのような指摘がありまして、この前見てきたところ非常に汚れておりまして、3月いっぱい、一遍業者のほうへ言ってやらせます。

それから、供用開始が22年4月1日でございますので、今から県のほうがそういうような計画でございますが、実際にあの地区を使えるようになるのは25年以降になりますので、水路を埋めるとかということは、私は考えておりません。埋めるのは簡単でございますが、雨が降ったり何かするといけませんもので。それから、あとその水路には道路の側溝等の水が入っております、簡単に埋めるような考えは持っておりません。

以上でございます。

○町長 横江淳一君

今の下水道課長の補足をさせていただきます。

先般ほかの議員から、本町の議員さん、山田議員も含めて、本町地区に憩いの場所をとということで、昨年度からいろいろ計画をしておりました。それで、下水道のいわゆるヘドロの処理についても、今年度終わりまでには、ここは計画させていただいておりましたが、ご存じのように周囲にガードレールが張りめぐらしてあります。それと、土どめが倒れそうな状況になっております。それで、その北側に産廃業者の方もございまして、環境的にいかなかなというようなご意見も、ある一部のタウンミーティングでご指摘をいただいたことも実はあるわけですが、今回いわゆる桜まつりの提案をさせていただいたのは、商工会の青年部のOBから、我々が平成6年に尾張温泉郷発展会を立ち上げた経緯を聞きにお見えになりました、がんばる商店街で今回イルミネーション、それから街路灯を県の補助金でやるに当たってのいろいろな施策の中に、八重桜の桜並木を使って何かイベントをしたらどうだということをおアドバイスをさせていただいたのも事実であります。それは昨年度のことです。

そんな中で、真ん中にあります水路の件につきましては、土地改良区が管理をさせていただいております、いわゆる宮田用水の導水の塩ビのパイプが2本あるのと、今、担当課長が説明をさせていただきましたが、生活雑排水の一部、雨水だけありますけれども、入っております。それともう一つは、合併浄化槽から出てきた水もそこで処理をされている水路でありますので、簡単に埋めるわけにはまいりません。でも、25年以降、下水道計画があそこが進展すればということもありますが、私としては、一たん水の受け皿としての保水機能を十分持たせながら、公園機能を持たせたいということをお考えております。そういう意味で、底ざらいをして、まずあそこに水生植物が何かを植えたらどうだという景観的な問題です。ガードレールの整備は今年度やらせていただきます。

それともう一つ、あそこでイベントを計画しておみえになりますが、多分、イベントを計画すると、皆さんが余り頭の中にないんですけれども、交通渋滞、それから多分いろいろな迷惑なことが蟹江町にかかってくると思うんです。そのときに、北側にあります産廃業者の社長さんとも非常にご協力をいただいているということを聞いておまして、本日のイベント、それから今後のあの場所についての駐車場をお貸しいただけるというような、そんなことも聞いておりますので、非常にいい関係が今できているやに聞いております。

そんな中で、今担当が言いましたが、簡単に埋めるということは、今現在はちょっと考えにくく、あの水路を利用した、何か憩いの場所づくりにしたらどうかということで、基本的な考えとしては、私はそれで行きたいと。それで、桜まつりを担当される一番街の皆様も、それはそのほうがいいだろうということで、商工会の青年部、それから商業部の皆さんも一緒になって活用を考えておりますので、また、本町地区の議員として、皆様方一緒になって、またいい知恵をいただけるとありがたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

埋めないなら埋めないで、あれだけのくり抜きの水路になっていますから、上をちょろちょろと行くせせらぎではなくて、いわゆる水路、しかも、それが植生になっているとか、昆虫がいるとか、蛍が飛ぶとか。ただし、水が、下水になれば悪い水は別に処理されて、それから、雨水だけではしょっちゅう水が流れないわけです。すると宮田用水から少し分けてもらって流すように考えると、あれだけの堀割になっていますから、生かした水路、それはいいと思ひます。

ただし、現状は、土どめとかくいと何か、非常にがたがたになっていますね。これだけは、土地改良なのか都市計画なのか下水なのか知らんですが、ご相談いただいて、簡略な整備でいいですが、少ししていただかないと見ばえが悪いですね。がたがたの水路です。ですから、危険防止とともに、少し見ばえのする保全だけは手を加えていただきたい。何もやる気はないということではなくて、少し保全していただきたい。

それから、定期的なごみ拾いについては、やはり、私はボランティアを編成したいと思ひますが、いいリーダーが見つからないので発足できないわけなんですけれども、水路の中でちょっと危険なわけです。そういうことで、しかし、下水道係としては、清掃にはそれまでの間は気をつけていただいて、保全については少しご配慮をいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○下水道課長 絹川靖夫君

重々、さく板や何かは危険だということは承知しておりますが、あと予算の確保についていただければ、環境に合った整備をしたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○3番 山田邦夫君

どこかからもらえればやります、そんなことはだれでも言うんです。権利関係は、主として土地改良区なんです。私も、実は最近そこで決算書を見てきましたが、土地改良区には内部留保金みたいなものがあります。ですから、関係者もおってそう勝手なことは言えませんが、数千万円かかるほどの話ではない。危険な、見ばえの悪い部分を直すという出場所が、下水道課なのか、土地改良なのか、どこだかということですから、だから、各課がご調整いただいて、ぜひ、少しきれいな水路にしてもらいたいということです。いかがでしょうか。

○副議長 山田乙三君

要望ですね。

○3番 山田邦夫君

いや、さっきのお答えではやらない答えですから。

○下水道課長 絹川靖夫君

前も都市計画のほうでさく板等を一部直させていただきましたので、できる範囲で検討をさせていただきます。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎です。

今の山田議員の質問に関連をしてですけれども、先ほどの答弁の中で、ふたをせずに開渠のような話ですけれども、私は、あそこは、やはり落葉があそこへ埋まれ込まないような対策が必要ではないかと。でないと、絶えず掃除をしないといかんことになってしまうので、掃除をしないと、やはりまた汚れた水路になってしまうので、これは要望なんですけれども、ぜひ、網だけでもいいんではないかと思うんですけども、見ばえをよくするには、ふたなしではよくならないというように思いますので、ぜひご検討をお願いしたいというふうに思います。

○副議長 山田乙三君

135ページとしてあれですけれども、再三申し上げますけれども、ページと簡略にということをお願いします。

ほかに質疑がないようですから、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、140ページから149ページまでの質疑を受けます。

○15番 伊藤正昇君

15番 新生会の伊藤でございます。

まず、お礼を申し上げます。新蟹江西分団の詰所におきまして、工期までに全く頑丈なものをつくっていただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

次に、147ページ、火の見やぐら解体工事についてですが、今回聞くところによると、西之森のほうをやられるということ聞いておりますが、私もこういう商売をやっているの

で、鉄くずが最近相当高騰していますので、今やられたら大分安くやられるのではないかと
思って、私のほうの火の見やぐらも撤去をお願いできたら多少安くできるのではないかと。
これは市場経済だから、今いいからといってあしたもいいという考えは持っていないので、
その辺のところはおくみ取りをいただいて、やっていただいたらどうかなということです。

その次に、先般協議会でも申し上げましたが、これも147ページですが、35メートルはし
ご車の件ですが、くどいようですが、ポンプをつけないということでは言ってみえましたが
でも、もし、入札等で執行残とか、いろいろなものが300万円ほどできたらやれる範囲や
れるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○消防署長 山内 巧君

はしご車の件でよろしいでしょうか。火の見のほうも含めて。

火の見につきましては、本年度、19年度の実績でお話をさせていただきますと、西之森2
丁目地内、県道の横にあったものなのですが、経費的には69万3,000円かかっております。
それで、鉄骨の話でございますけれども、今売り払うと結構高く売れるということござい
ましたが、実は、3万円だけ売り払い分を値引きをして69万3,000円ということになってお
ります。

それから、あと大海用のほうの火の見やぐらの解体の件でございますが、実は、来年度は
蟹江新田の西川地内を予定をしております。この解体の順序につきましては、予算編成前に
全部回りまして、最も老朽化の進んでいるところ、ここを予算計上させていただきました。
次年度以降も同じような形で、やはり、一番老朽化の進んでおるものということで、そうい
ったことで、ご質問の火の見やぐらにつきましては、やはり調査の状況次第で、まだ、いつ
になるかということのお答えをすることはできません。

それから、はしご車の件でございます。実は、はしご車の1億4,000万円という予算計上
につきましては、私どもも削りに削った金額でございます。それで、これは本当に正直なと
ころを言って、本当に基本性能だけを残した、私どもが本当に欲しい性能だけを残した仕様
となっております。この間もちょっとお話しましたが、ポンプのほうは、現有の40メ
ートルのはしご車が水を出したという実績がございませんので、うちのほうには、実は消防
団から引き揚げてきました小型動力ポンプがございます。それで、有事の際にはそういった
ものを活用して水を出したいと考えておりますので、どうかご理解のほどをよろしくお願い
いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎です。

141ページですけれども、これはもう何遍かあるの申し上げています、常備消防管理費に関
係して、消防の広域化についてだけですけれども、これは要望としてだけ申し上げておきま

す。

私は、何遍か申し上げているように、蟹江町の消防行政というのは、愛知県下でも最高に効率のいい行政の内容になっているんじゃないかというふうに思います。そういう点では、これを広域化することによって、効率を悪くするようになってはいけませんというふうに思います。したがって、今後検討されるというようになるわけですが、蟹江町の行政に責任を負う町長として、十分にそういうことがしっかりできるような方法をご検討いただいで対応していただくように、要望として申し上げておきたいと思ひます。

もう一つは、先ほどの伊藤議員の質問と関連するわけなんです、147ページ、はしご車ですけれども、私が心配しておったのは、35メートルですから、ニューシティライオンズマンションの14階建てでは多分届かないだろうということに心配しておいて、実は調査に行ってきたんです。あそこは、10階以上は、それぞれ階ごとに放水口があるんだそうですね。しかも、パーティションといいますか、仕切りは足でけるだけで割れるようになっているんだそうですね。そういうふうに対応するようになっているので、あそこはあれでいい。ただ問題は、人命救助という点でいうと、あそこの活動のできるような広場がどうかという点でいうと、くいが閉めてあって外れないんです。そういう点でいうとどうかなということに申し上げてきたんですけれども、人命救助というのは最優先になるので、その辺では対応できるような活動できる広場が欲しいですなということに申し上げてきたんですけれども、ほかで問題になるようなところは、もうないですか。中村さんのマンションのところなんかはどうなんでしょうか。あるいはそのほかでもあるようだと思いますが、ちょっと聞いておきたいわけです。

○消防署長 山内 巧君

実は、はしご車の活動区域のないところは、先回協議会の中でお話をさせていただきました。それで、5メートル以上の建物のあるところの86棟のうち9棟は、全く届かないところがござひます。それで、階層としましては、10階以上の高層階というよりも、むしろ5階、6階といったところ、敷地が狭いということで、そういった活動区域がとれないといったところがござひます。

それと、あと活動区域に入れないライオンズマンションの件でござひますが、これは、私どもで一遍よく調査をしまして、そういった障害があればどうかしてもらひように指導してまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

○副議長 山田乙三君

ほかには質疑がないようですから、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、150ページから193ページまでの質疑を受けます。

○6番 林 英子君

6番 林英子です。

191ページの町民プール借上開放事業のところでお聞きをいたします。

323万2,000円使っておりますが、今までこれを本当にやってきてよかった、これからも続けたいというふうに思っているのかどうなのか。今までやってきた評価がどうなのかということをお聞きしたいと思います。そして、日にちは短い設定ですけれども、主に利用している方はどういう方が多いのか。例えば、お年寄りか女性の方か、休み中なので子供さんが多く利用しているのか、その内容について。それから、これからも続けるということなのかどうなのかということをお聞かせください。

○生涯学習課長 川合 保君

町民プールのお話ですが、最初に町民プールとして、蟹江町は、もともと東放企業からお借りしたものを持ってきたわけですが、そちらのほうは老朽化して使えなくなって、現状、ケーニーズさんのほうの町民プールをお借りしている状態です。今後も続けるかということですが、やはり、子供たちとか、大人の方もそうですが、今後もあったほうが良いというふうにうちのほうはとらえております。今後も継続してやっていきたいと思っております。

それから、主に使う人としましては、子供が9割を占めております。大人の方、男の方、女の方というところは、今細かい資料を持っておりませんが、1割程度の方であります。実質、年間で使っている日数が27日間です。延べの利用者は2,221名、うち大人が358名、子供が1,863名です。

以上であります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

1つは、161ページと167ページの扶助費の関係です。これについて承りたいわけでありませぬ。これは、就学援助制度の内容のものだというふうに思うわけでありませぬけれども、前々から申し上げておるわけでありませぬけれども、今のやっている状況は、前からと変わらない状況ではないかというふうに思うんです。それで、他の町村でも多くやられているように、今度町が具体化した国民健康保険税の減免制度です。これは、一定の収入のラインを決めたんですね。そういうような方向で対応できないかどうか、ぜひお聞かせいただきたいと思うんです。そのほうがすっきりしていると思うんです。あわせて、今の物価上昇だとか暮らしの問題が大変大きな問題になっているだけに、対応する上ではそのほうがいいのではないかなというふうに思うわけでありませぬけれども、その点について承りたいと思うわけでありませぬ。

それから、2つ目ですが、同じく中学校費の167ページなんです、あいち・出会いと体験の道場ということに関連して何うわけでありませぬけれども、これは平成18年度は県の方針になるんでしょうか、自衛隊の体験入学も検討されているようなわけでありませぬけれども、蟹

江町としてはどう対応しようとしているのか聞いておきたいわけであります。

それから、もう一つは、187ページの賄材料費とのかかわりで承りたいわけであります。これは給食費だというふうに思いますけれども、平成20年度は、先ほど来から申し上げているように、諸物価の高騰、特に食料品とのかかわりでの物価の上昇が考えられるわけであります。当然、給食費もそういう点で圧迫を受けることは間違いないことでありまして、その点でいいますと、ぜひ値上げなんていうことをお考えにならずに、何とか吸収していただくような方向でのご努力をお願いをしたいというふうに思うんですけれども、考え方を伺いたいと思います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

それでは、扶助費の関係をまず申し上げます。

扶助費については、準要保護の関係かと思えます。私どもが、今準要保護を認定する場合は、前もお答えしたかと思えます。生活保護の収入といたしますか、そういうのをまず基準として町も考えておりまして、今現在、町では、前にちょっと間違えて1.2と言ったかもしれませんが、生活保護の1.1を基準として、蟹江町の場合は収入の上限を決めております。それに該当すれば、準要保護という格好で認めさせていただきます。ただ、ほかにもいろいろな事情がありますので、そういう場合はまた考慮させていただきますが、基本的にはそういう考えで今もやっております。この考え方については、近隣というか、県下の市町村についても大体同じような考えで今は行っているかと思えますので、考え方としては、こんなような感じで行くかなと、そんなふうで今は思っています。

それから、あいち・出会いと体験の話です。これは、ご存じのように、平成18年度から愛知県の知事部局のほうが実際にやり始めたことをございまして、最初は蟹江中学校だけというか、そちらのほうに補助が来ましたが、去年は両中学校でやっております。場所につきましては、これは、大半というか、まず、近隣でもっての職場体験という格好で考えておりますので、今言われました自衛隊というのは初めて聞きましたが、そちらのほうまで足を伸ばしているというのは、まずないかと思っています。ただ、これは、すべての市町村の中学校がやっておりますので、ほかの市町村の中学校が、データとしてどこへ実際に職場体験に行ったのかというのは、私は目を通しておりませんが、各中学校のほうには、どういうところが協力してくれたんだという、そういう格好でデータが来ますので、当然蟹江町の中学校も、実際に行ったところについては、県のほうへこういうところへ行きましたということでデータを渡して、そのデータによって、またほかの市町村が、こういうところへ行っているんだしたら私のところも行ってみようと、そういう感じのデータを活用していると、そのような状況であると思えます。実際に、自衛隊については、恐らく蟹江町の場合は、遠いということもありますし、行くということはずないと、そんなふうで考えています。

以上です。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

給食費の賄い材料の圧迫なんです、確かに先般の冷凍ギョーザの関係から、いろいろ給食費に影響はしております。一つは、しょうゆだとか、いろいろな調味料だとかが圧迫をしてきておりますが、現在小学校230円、中学校270円の中で、何とか今の状況であればやっています、この状況が変化してもうちょっと規制が、今、学校給食のほうは文科省からある程度中国製品などを見合わせるようにということで通達が来ておりますが、これがもっと広がっていけば、考えなければいけない状況にあるのかなと思います。この関係で、県下の5つの市町村で値上げを考えているところがありますが、もともとそここのところについては安かったの、やはり、直圧迫をしてきて上げざるを得んという状況で、検討している状況にあります。蟹江町にとっては、今のところ大丈夫かと思えます。

以上です。

○7番 小原喜一郎君

今のご答弁の中で、自衛隊はまず考えられないということをおっしゃられたので、それはそれでいいといたしまして、給食費は、私の思うに、物価の上昇が今の状況ではないと思うんです。上昇する方向で変化すると思うんです。それは予測されるわけで、この3月、4月だけで、この前お見せしたように、あれだけのものが全部食料品ですので、上がるということが予測されます。そこで、苦し紛れに、例えば、中国産をだとか、それにまつわる食品をだとかということにもなる可能性もあるわけなんですよね。その辺も十分配慮していただく必要があるのではないかと思うわけですが、その点について、現状とこれからの考え方を聞いておきたいと思うんです。

それから、もう一つ加えるわけですが、165ページの教育振興管理費ということになってしまいませんか、これに関連して承ることになるんですけれども、教育長、これを見ますと統一テストの予算というのは組まれてないようですね。津島市なんかでは組まれておるようなんですけれども、組まれていないようですので、ここに関連して承りたいと思うんです。

一般質問でも取り上げましたように、統一テストというのは非常に弊害が多いわけなんですよね。競争意識を一層高めてしまって、それも、しかも生徒間ばかりではなくて学校間の競争も高めてしまって、教育的に見ると余り芳しい結果にならないという、こういうことを申し上げたわけですが、本年もその統一テストに参加するのかどうか。参加するとすれば、どういう考え方で参加するのか聞いておきたいわけがあります。

それからもう一つ、先ほどの就学援助ですけれども、教育次長、これは、例えば準要保護といったって非常にあいまいでしょう。やはり、線を引いたほうがすっきりすると思うんですよ。名古屋市初め多くの愛知県下でも、全部が当町みたいにやっておるわけではなくて、そうやって線を引いて、津島市もそうですけれども、例えば、年収150万円だとか180万円だ

とか線を引いてやっていますよね。そういうふうにしたほうがすっきりしているのではないかなと思うんですけども、どう思われます。伺います。

○教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

まず、就学援助です。おっしゃることは、そうなればいい、やりやすいはやりやすいのかもしれませんが、ただ、家庭によって恐らく状況が違うと思うんです。実際に扶助してみえるお子さんの人数ですとか、そういうところによっても当然収入が、子供さんがたくさんみえても、収入が例えば、一律でここまでだよというわけにはいかんだろうし、子供さんがたくさんみえれば、ある程度収入がもっと高くても当然見てあげなあかんということもなってきますので、その辺のことは、実は、生活保護の規定というのがしっかりなっているんです。それを私どもは準用させていただいて、例えば、今であればその1.1倍の収入であれば大丈夫だという格好で、何とか準要保護でいけますよということで動いている状況でございますので、そういうことからすると、収入の上限というのは、ある程度決まっているんです。一律どれだけというそういうことではなくて、それぞれの家庭によって決めていくということで今動いておりますので、私は、そのほうが平等性があるといえればあるような気がしております。

以上です。

○小中学校給食センター所長 村上勝芳君

今後どのような状況になっていくのかということなんですが、県の栄養士が献立を立て、計算をしておりますが、お話を聞きますと、今後拡大していくとなると10円程度は考えなきゃいかんかなということをお話しておりますが、先ほど言いました、現在値上げを検討しているところは、私ども蟹江町は小学校が230円ですが、豊橋市が204円で今やっておるところを220円にしたいだとか、江南市が200円のところを220円にしたいとか、稲沢市が215円のところを225円、岩倉市が200円のところを220円、豊山町が202円のところを237円とかということで、余りにもちょっと低かったので、やはり直に圧迫をしてきて、改定をしていきたいという検討ですので、本町にとっては、他町村の動向を見きわめながら、そして県の栄養士とも相談しながら、これが拡大していくようであれば、検討していくことになると考えております。

○教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

先ほど、議員さんから統一テストと、これは全国学力学習状況調査ということでお話をしたいと思うんですが、津島市さんが予算をとっているというのは、私もちょっとそのあたりは十分把握をしておりますが、これについては、文科省のほうで予算をとってやっていると。そして、それぞれ市町村はそれに参加するかしないかということで教育委員会議で決めてやっているわけでありまして。

蟹江町としては、この前もお話をしたと思いますが、学力状況調査、これには参加するつもりであります。国語と算数ということで、内容は基礎基本の面と活用の面ということになります。これを行うのが、競争とかそういうお話があったわけですが、私どもは、そうではなくて、子供たちが、例えば、小学校で6年生でありますとある程度学習内容が決まっておりますして、そういういろいろな勉強をしておるわけです。例えば、基礎基本で漢字とかいろいろなこともあります。それが、実際にその学年に相当の力をつけているかつけていないかというようなことを考えるわけでありまして、そして、その結果を踏まえて、もし到達が低ければ、教師は学習方法とかそういうものをさらに改善をします。それで、クリアしていれば今までどおりこれをさらに続けていくと。子供たちにとっては、それもまた、自分のできたぐあいを考えて、よしこれは頑張ろうと、そのような形でよいほうに進めてきたと、そんなふうにとらえております。

以上です。

○副議長 山田乙三君

予算化は。

○教育長 石垣武雄君

予算化はしておりません。

○7番 小原喜一郎君

まず1つは、統一テストへの参加については、学校間の競争や子供たちの間の競争や、場合によってはその日に休むような子もあるようなんですけれども、そういうところに配慮して、全体として学力が上がっていくような方向で、できれば犬山方式をやっていただくと思うんですけれども、蟹江町で教育長がそういう発言をするのは、なかなかその環境にないかなと思ったりするものですから、それ以上強いことは言いませんけれども、プラスの方向に、子供たちの学力の向上や、みんなが納得できるような方向に作用するような方向で心がけていただきたいと思います。

それで、就学援助なんですけれども、教育次長、そうは言ったって、やはり査定する人は、その人の主観ではないですか。人によってかなりの差が出てしまうんですよね。あなたがやっているうちは平等かしらんが、変わったら考え方が違ってないか、そういう点でいうと、ある程度ラインを引いたほうが、例えば、おっしゃるように、子供さんが4人おったところは、生活保護費というのは今の10万円ちょっとではなくて、年間でいえば百五、六十万円ではなくて180万円ぐらいになるだろうと。では、その辺のところをレベルにしたっていいではないですか。そういうふうにして、申請するほうは申請するかしないかは自分で選択するわけですから、そういうふうにしたほうがいいんじゃないかと思うんです。そういう点でいうと、ぜひ研究をしてほしいなという要望として添えておきます。

それから、給食費なんですけれども、先ほど聞いたのは輸入食品を何%くらい、今は全く

ゼロなら結構なんで、苦し紛れに輸入品に手を出す場合もあり得るんですよ。そういうこともどういうふうに心がけていくのか。それから、たまたま現在の給食費が少し他の市町村と比べると一定の余裕があったかなと。だから、何とか我慢できるかなというような状況のようですけども、しかし、それにしても、この物価の上昇の機運ではわかりません。町長に最後に聞いておきたいんですが、その辺の場合の対応の仕方です。ぜひ、町としても一考していただくようお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○町長 横江淳一君

本当に関連質問の関連質問で、給食費の値上げについては、私はまだ一言も明言したこともございませんし、実際、担当にはそのようなことは指示したこともありません。先ほど来担当も言っておりますように、できるだけ安心・安全な食材を地元の、特にこの地域でできれば一番ありがたいんですけども、コストが十分下がるような、そんな施策もあわせてこれからお願いしていけば、仮に急激な変動があったときに、そこから物資が調達できればもっといいのかな、そんなことも含めて考えていきたいと思いますので、給食費値上げについては、慎重に、なおかつ、今現在そのことは考えておりませんので、再度申し上げますが、できるだけ地元の安心なものをつくれるような、そんな環境をつくっていききたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○3番 山田邦夫君

3番 山田です。

今の187ページ、賄材料費1億6,300万円の件ですが、新しいセンターができる機会に、一層安全な食材ということが言われております。それで、いろいろな人が地産地消とか、地元で農業に関心のある人は多いからもう少しやらせたらどうかとか、いろいろな議論があります。

実は、私ごとですけども、私は90坪の畑をここ15年間かけまして、定年前から準備して、現在非常に減農薬、無農薬に近い有機栽培で90坪をやっております。年間を通じて、野菜はほとんど買うことはありません。人にあげることは多いわけです。その経験からいくと、蟹江町の中の畑をやっている農民で、安全な食品をつくっている人はどのくらいあるか非常に疑問に思うわけです。極端に言うと、私の畑作品が一番安全だと思っております。一度見ていただきたい。実は、地産地消という言葉が非常に踊りますけれども、どこから買うんだ、だれから買うんだ、それは安全かと。いや、農地が余っているからやらせればいいと言いますけれども、私は、議員より百姓なんです。野良着を着ていることが多いんですが、これだけの百姓になるには5年ではなれませんね。10年かかってようやくできている。ですから、現在いいものをつくっている人は、ほとんど70代、60代の人で、やれているはずがありません。

ん。しかも、蟹江町には畑が少ないんです。可能性があるとするれば、稲沢とかあちらのほうですね、畑作地帯。

そういう意味で、安全な食材を手に入れるということについては、農業関係者とか、そういう有機栽培研究会とかあると思うんです。実は、この前中学校の卒業式がありまして、私は帰りにぱっと畑へ寄りました。そうしたら、教育委員の山田尊久さんが寄られました。それで大分立ち話をしましたが、感心もされましたけれども、実はこういう動きは蟹江町にもあるんですと、そういう研究会のようなのがあってやっておりますよと。私は寡聞にして知らないわけですが、そういうようなものを育てて、近隣町村とも協力してじっくり年度計画を立てないと、議論するだけでは、とてもではないが安全な。これだけ麦が高くなってきますから、主食の穀物はできるだけ米食をもうちょっとふやしたいわけですが、しかし、野菜、あるいは魚、その他についても、安全な食材ということについては、本当に猛烈な議論と戦いをしないと手に入りません。

生産者を育て、消費者が覚悟して、少し高くても買う、見ばえが悪くても買う、年間契約をして買う、そして計画的栽培をさせる、こういうことの組み合わせなんです。その端緒をぜひ研究会でしていただいて、何年かかけて実現をしてほしいと思います。そういう人はおらんのではないかと思っていたんですが、教育委員にたまたま出会って、そういうことを考えている人は大分あるし、やっておるということを言われましたので、そこら辺について、教育長なり教育次長なり、もし多少聞いていらっしゃるとか、考えておるということであれば、伺いたいと思います。

○副議長 山田乙三君

山田邦夫君に申し上げますけれども、何ページで、どういうことをお聞きになりたいかということをおっしゃってください。

○3番 山田邦夫君

賄材料費。

○副議長 山田乙三君

それはわかりますけれども。

○3番 山田邦夫君

この大半は食材ですね。その安全な食材を手に入れるというのは、外国製品をどうやらということもありますけれども、ほとんどは地元の地産地消で野菜・穀物をいきたいわけです。魚は別ですね。そういう安全な食材を手に入れるということについて、真剣に考えないと実現しません。この前小浜で聞いてきたことは、小学校が10くらいあるそうです。集中センター方式でないものですから、30人くらいの学校も100人の学校も200人の学校もあるわけです。その地元のおばさんやおじさんや農業者が、こうやって支えているわけですから、本当にいいものを行っているわけです。そういうことでいくと、蟹江町は非常に難しい。3,000食な

んていうことは大変難しい話です。そこを実現していくのは、町の子供を守る食材から健康を守るということはね、非常に大事業ですので、ちょっくらほいの構えではやれないと見ております。しかし、どうもやれる目があるなどこの前教育委員さんにお会いして感じましたので、そこらへんはご存じかどうかをお尋ねするわけです。

○教育長 石垣武雄君

私はまだ十分把握をしておりませんので、また山田委員とお話をしながら、そういう研究会とか、ひょっとすると、山田委員さんは自分でそういう野菜とか何かをやってみえるのかなということを思わんでもありませんので、申しわけありません。

やはり、地産地消ということと同時に、安心・安全な給食をということでもあります。そうしますと、数がまず限りがあります。それから、地産地消といっても、私どもがとらえていますのは、蟹江町だけでとれているものをすぐに供給できるかということ、これはなかなか難しい問題であります。愛知県の場合は、愛知県給食会がありまして、そこのご指導をいただきながら、米とかほかの野菜、そういうものもまたやっておりますので、そのあたりのところをまた働きかけをしながら、指示を得ながら進めていけたらと。

何しろ、やはり、安心・安全な給食をということ、先ほど来物価の急騰もありますけれども、いろいろお話があったわけですが、状況を見ながら、できるだけ今の値段でと。ただ、先ほど言われたように、値段をぐっと頑張ることによって安心・安全が損なわれるといけませんので、そのあたりも十分考えていきたいなということは思っております。

とりあえず以上であります、よろしいでしょうか。

○3番 山田邦夫君

先ほどの山田教育委員さんが、蟹江にもそういう動きがありますよということをおっしゃいましたが、そのことは全く聞かれたことがないのか、あるのか。農業関係者でそういう人はありますか。要するに、名前がわかりませんが、有機農業研究会とか、全国にはあるんです。方々にあるんですが、この辺にあるかどうかはわからない。そういうようなところを育てながら買うというキャッチボールをやらないと、そして年間栽培を逐次ふやしていくということをやらないと、こういうことはやれないんです。そういうことでございます。

○副町長 水野一郎君

そういう研究会かどうかはわかりませんが、3月の町の広報に、そういう愛好家というんですかね、グループの方の記事が記載されておりますので、そういったようなグループが蟹江町に何組かあるんじゃないかなというように思うんですが、きちんとした情報はまだ収集しておりませんのでわかりませんが、そんな情報ぐらいでございます。

○3番 山田邦夫君

趣味や勉強会や10人や20人のグループでは、3,000食という給食の材料供給はできないです。ですから、大がかりに近隣町村とそういうものをつかんで、芽があれば育てて、そして、

時間もありますが、もう一つ言わせてもらいます。私は、もう20年も前に会社の職員食堂で大潟村の無農薬栽培の米を年間500俵買い続けたんです。通常のものより高いんです。しかし、どうして高いものを買うか、それは、そういう良心的な生産者を育てるためです。そういう人が根負けしてやめないように、よくても悪くても買うということを従業員にもPRをしながら、食べるものは健康のために食べるんだよと、食べて体を壊しては意味ないよということの根本からやって、実現してきたんです。ですから、ちょっとやそっとのことではありません。日本農業新聞が、どうして今どき米ですかと取材して記事になったことがあります。それは、生産者が良心的な米をつくるというのを育てなければ、日本の農業はいかれちゃうんだということを私は当時言いましたが、そういう意味で、非常に難しい取り組みであります。ですから、上滑りの議論ではいわゆるいい食材というものは手に入りませんので、腰を据えて研究してほしいという要望であります。

○副議長 山田乙三君

質疑がないようですから、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、194ページから195ページの質疑を受けます。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で議案第17号「平成20年度蟹江町一般会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第2 議案第18号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは207ページから235ページです。

○6番 林 英子君

国保会計についてお尋ねをいたします。

国保会計では税の減免制度がきちんと制度化され、本当によかったというふうに思います。町長が必要と認めた者、そのようなことから大きな前進と評価したいというふうに思います。

そこでお聞きをいたします。65歳から74歳までの方は、今度国保税が年金天引きとなりますが、蟹江町ではそういうひとは何件あるのでしょうか。

また、今度は65歳以上の方でいえば、介護保険料から後期高齢者保険料、それで国保税、そして蟹江町には国保の滞納金があります。それも追っかけておぶさってくるという、そういう本当に年金から天引きの苦しい中で大変だという声を聞いております。私は、この国保の署名ではありませんが、後期高齢者医療制度の署名に、今リュックサックをしょって歩いております。その中で、国保税も今度年金から引かれるよと言うと「ああ初めて聞いた。本

当に大変だね。私は年金が1銭もなくなるわ」という中での話ですが、今度制度が変わるということを町民の皆さんに周知はどのようにされているのかということ、説明会を開く考えはありませんか。

それから、現在滞納世帯は蟹江町で何世帯ありますか。その方たちについて、相談事があったり、そして、あなたは今度は年金からこのように引かれますという通知を出されたのかどうなのか、そういうことをお聞きをしたいと思います。

以上です。

○保険医療課長 鈴木利彦君

それでは、ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、第1点、65歳から74歳、今回国保税を年金世帯のほうから天引きをするんですが、その世帯数はどういうご質問ですが、大体1,000世帯ぐらいございます。

次に、年金の天引きについて納付の相談はということなんですが、4月からの制度の施行になりますので、今のところ、そういったいろいろなものが年金から天引きされることによって生活がどうのというような納付の相談というのは、まだございません。

次に、制度の周知なんですが、今月、広報「かにえ」において、年金から国保税の天引きをしますというような広報を載せました。それと、年金から天引きするというものだけではないんですが、今月15日に新聞の折り込みのチラシということで、「医療保険制度が変わります」というようなチラシを新聞の中に入れる予定になっております。

あと、滞納している世帯なんですが、そちらのほうは、申しわけございません、ちょっと資料がないのでわかりません。

以上です。

○副議長 山田乙三君

今、林英子君の質問の中で、滞納世帯はどれだけかということでありましてけれども、理事者が資料がないということでお認め願えますでしょうか。後でということ、ご納得して。

○6番 林 英子君

このことについては、後期高齢者も含めてですが、本当に、話してみると、特に年金から引かれるということで大変な問題が起きております。例えば、滞納者の方にだけでも、今度年金から引かれるというのをきちんとお知らせし、滞納することが、この蟹江町においても、気楽に暮らせていくことができると思うし、そういう場合には、年金から引くことができないし困ったということについて、どのように対応をしようとしているのかお聞きをいたします。

○保険医療課長 鈴木利彦君

まず、滞納世帯のことなんですが、今回の年金から天引きする世帯について、年収18万円以上です。それから、あと介護保険料を引いて2分の1以上年金が残れば、そこから引くと

いうこと。あと世帯が65歳から75歳未満の世帯で、世帯主等が受けてみえる年金から引くことになるわけで、滞納ということになりますと、年金から引けないという方がみえます。その方については普通徴収に変わりますので、その辺については、支払い計画等、こちらのほうへ相談に来ていただければ何とか対処ができるかと、相談にある程度は乗れるかと思いません。分割で支払っていただくとか、そういったことになると思います。

以上です。

○副議長 山田乙三君

質疑がないようですので、以上で議案第18号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計予算」の質疑を終結します。

○副議長 山田乙三君

日程第3 議案第19号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは237ページから247ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で議案第19号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第4 議案第20号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは249ページから259ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で議案第20号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第5 議案第21号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは261ページから271ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で議案第21号「平成20年度名古屋都市計画事業第二学戸土地区画整理事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第6 議案第22号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは273ページから295ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、以上で議案第22号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第7 議案第23号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは297ページから307ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で議案第23号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計予算」の質疑を終結します。

○副議長 山田乙三君

日程第8 議案第24号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは309ページから332ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

平成19年度で50%の進捗率になるということのようですけれども、財政計画の関係でいいますと、大体どのくらいの進捗率で来ておるかということを知りたいと思っております。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、答弁をさせていただきます。

まず、資料請求に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

蟹江町公共下水道年度別整備状況調書、面積における整備率、これは年度別に整備面積が

決まっております、それを第1期工事区域140ヘクタールで割ったものでございます。平成16年には、処理区としまして駅前、今東、凶面が後ろについておりますが、この地区を21.5ヘクタールやらせていただきました。管路延長につきましては3.4キロ、色につきましては黄緑で、整備率は15%でございます。平成17年度には、本町上、本町北処理分区をやらせていただきました。整備済み面積が24.3ヘクタールで、管路延長は4.3キロでございます。水色で着色してある部分でございます。整備率は17%でございます。平成18年度は、本町上、本町北で14.7ヘクタールで、管路延長は5.4キロ、黒色で着色をしてあります。整備率は11%でございます。平成19年度は、今の年度でございますが、本町上、本町北、今東、10ヘクタールで3.7キロ、黄色で7%でございます。今後、平成20年度は、予定でございますが、駅北と本町の新屋敷19.3ヘクタール、延長につきましては4.9キロ、推進工法を含めた600メートルで、赤色で14%でございます。それから、平成21年度につきましては、予定でございますが、駅北と本町、新屋敷、それから今東、21ヘクタールでございます。面積によりますと、21年度までには約79でございます。20年度以降はあくまで予定でございまして、駅北等の進捗状況によりまして整備計画が変更がありますので、よろしく願いをいたします。

お金のことにつきましては、蟹江町は公共下水道ということで、第1期事業としまして、平成14年度から21年度の8年間を事業期間としまして、整備面積140ヘクタール、建設事業費64億円で計画をしていました。別紙凶面のとおり、工事は年度ごとに区域を決め、施行を進めています。平成20年度末までに、整備面積90ヘクタール、建設事業費は36億円となる予定でございます。これは、流域の下水道の負担金、起債償還金も含めてでございます。最終的には、建設事業費は64億円から約46億円になる見込みでございます。これは、県の流域も平成22年度には基本計画の全体の見直しを行う予定でございまして、町においても県の基本計画を参考にして、その計画と整合性をとりまして財政計画の見直しをしますので、よろしく願いをいたします。第1期事業認可区域を早期に適切に進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

それから、県のほうのお話を聞いておりますので、ちょっとつけ加えさせていただきます。平成19年度末までに、カントは68%を終わるように聞いております。中継ポンプにつきましても、弥富が63%、津島が61%、佐織は33%でございます。これは供用開始が小規模でございますので、マンホールポンプで済むということで、整備がちょっとおくれております。それから、処理場につきましては76%でございます。これも、県の情報によりますと、第1期事業計画は700億円予定をしておりましたが、精査しますと21年度供用開始につきましては500億円程度と思われるということで、これも1次供用開始までに事業費とずれが出てきましたので、この点についても整合性を含めて、また発表する場がありましたら発表をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですので、以上で議案第24号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計予算」の質疑を終結します。

○副議長 山田乙三君

日程第9 議案第25号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは333ページから345ページです。

歳入歳出とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○6番 林 英子君

議長、もう少し静かに言ってもらわないと、質問したのにちょっと怖いような雰囲気ですので、優しく教えてください。

○副議長 山田乙三君

わかりました。

○6番 林 英子君

何か質問するのが悪いような気がして、すみません。

それでは、後期高齢者、新しい事業ですので、4月からだということではわからない、質問についてもわからない、本当に斎藤課長には迷惑をかけるかと思いますが、これからいろいろと教えていただきたいというふうに思います。

まず、蟹江町で後期高齢者の対象者は何人ですかということです。それで、世帯でひとり暮らしの人は何人かということです。前からもお聞きしていますが、教えてほしいと思います。

それから、これは後期高齢者、75歳以上の方がどのような状態になっていくかということを知っておくべきではないかというふうに思います。他の町村のことを聞こうというのではありません。蟹江の実態が、本当にこれからどうなっていくのか大事な内容だというふうに思いますので、できる限りお答えをしていただきたい、そのように思います。前もって、内容についてはお知らせをいたしております。

それでは、夫婦の方は何人で、同居家族の方は何人かということです。そして、特別徴収になる方、普通徴収になる方は何人でしょうか。それから、国保から何人の方が後期高齢者のほうへ移行されるのかということです。それから、65歳から74歳の障害者の方も後期高齢者医療制度へ移行される、その対象にはなっておりますけれども、蟹江町では現在どのような内容になっているのか。私の知った人は、障害があるけれども、これに移行しようとはまだ思っていないという答えでした。でも、強制的ではありませんので、入る入らないは本人の自由ですし、脱退もできるということを含めて聞いておりますが、蟹江町ではどのような方法をとっていらっしゃるのかということです。今、移行する対象者の生活状況を聞こうと

思っていました。

次には、被保険者本人が支払い困難になった場合、配偶者世帯、それから世帯主が保険料の支払いをしなくてはならないというふうになっております。例えば、同居であっても別の世帯であれば連帯納付義務は負わないのかどうなのか。もしくは、負わないとすれば、ペナルティーがあるのかどうなのか。

質問はそれですが、ここに2月26日の毎日新聞を持ってあります。皆さんもよく知っていらっしゃると思います。「後期高齢者については党派を問わず自民党クラブが反対意見書」というのがこんな大きな見出しで出ておりました。本当に、私はこの後期高齢者については、何一ついいことはないというふうに思います。蟹江町も、今度意見書も出てあります。皆さんも、自分の家族、そして自分と一緒に住んでいる両親のことを思って、これは本当に反対すべきだというふうになればうれしいというふうに思います。この中の自民党が言っているのも、「高齢者に大幅な負担増をもたらす生存権を脅かす後期高齢者医療制度の廃止を強く要望する。さざ波にもならないかもしれないが声を上げる」。そのように言って新聞にこんなに大きく出された問題です。

本当に、後期高齢者を知れば知るほど、悪い内容だというふうに思います。また、国保も脅かされるという問題です。医療そのものが崩壊をするという問題でもあります。これからもっともっと、蟹江町でどのようなことが起こっていくか、みんなで一緒に勉強もしていきたいというふうに思っています。答弁をよろしくお願いします。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

お答えいたします。

まず、対象者でございますが、予算組みを行った時点では3,014人の方がおみえであるというふうになっております。それから、それ以降の細かな世帯の数ですとかいうのは、ちょっとつかみかねておまして、まことに申しわけございませんが、特別徴収と普通徴収の割合につきましては、予算組みの段階で、特別徴収、年金から天引きをして保険料を納めていただくという予定の方は、おおよそ80%と見込んでおります。それで、普通徴収の方につきましては、20%程度の方というふうに私どもは考えておるところでございます。こういった積算根拠から予算組みのほうをさせていただきました。

次に、国保からどれぐらいの方がということでございますが、おおよそ2,300人から2,400人程度ではないかなという予測をしております。それから、社保からについては、あと600人程度というふうに見込んでおります。ただ、内訳で、社保の本人さんの方とか、被扶養されておる方というのは、ちょっとつかんではおりません。恐らく、社保の本人さん、75歳以上ですので、ごく少数ではないかというふうに考えております。企業を営営してみえる方ですとか、そのような方が社保の本人という形になっておると思いますので、こちらのほうはごく少数ではないかなという予測をしておるところでございます。あやふやな数字でまこ

とに申しわけございませんが、そんな程度でよろしくお願ひしたいと思います。

次に、65歳から74歳までの障害者の方で移行される見込みの方につきましては、今現在では200人程度おみえではないかというふうに考えております。

それから、後期高齢者医療制度に入らなくてもいいというふうに議員はおっしゃられました。この場合、一応、今、65歳以上の方で一定障害の方は老人保健制度になっておりますので、そちらに入っていております。そういつて入っていていただけます方につきましては、変な言い方ですけども、自動的に後期高齢者医療制度に移行していきます。事前に脱退といいますか、入らないという意思表示をされる方の手続につきましては、今現在、まだ3月31日までは老人医療制度ですので、老人医療制度の脱退の届け出、これは、脱退といいますか、除外の届け出になるんですけども、3月31日をもって老人医療制度をやめすという意思表示届け出をしていただければよろしいかと思ひます。

ただ、そういうことをされて4月1日以降になりますと、諸般の給付等がなくなる。独自給付みたいなものもありますので、そういったようなものもなくなるということも踏まえて。保険料負担だけが減るのではなくて、それ以外のことも減る。それから、当然1割負担になるわけですけども、これが一般的にいつて3割の窓口負担になるというようなこともございますので、そこらを総合的に勘案していただいつて、後期高齢者医療制度に移行されるのかそうではないのか、ご検討いただければというふうに考えておるところであります。

それから、被保険者の方が支払い困難になった場合の、連帯納付義務者である配偶者の方、それから世帯主の方が払わなければどうなるのか、ペナルティーはあるのかというご質問でございますが、これは、別段法令的にも規定はされておひません。ペナルティーといひますか、罰則規定はございません。義務規定だけがあるわけでございます。ただ、調査権というものがござひまして、担当の職員が保険の関係についてのいろいろなご質問をしたり、書類を見せてくださいといひたようなときの調査権といひたようなものがあります。これは、広域連合の職員にもありますし、私ども町の条例で定めた調査権もござひますので、そういったようなときに、虚偽の申し出ですとか、そういうようなことで、今不当に免れたような場合については、これは罰則が定まっております。過料を徴収することができるというふうになっておひますので、正直に言いつていただければ別段そういったようなことはござひませんので、それだけ、罰則といひますか、そういったようなものがあるということだけお話をさせていただきました。

以上でございます。

○6番 林 英子君

ありがとうございました。

では、今65歳からでも身体障害者の方は後期高齢者医療制度に移行したほうがいいよと、1割が3割になるよということですけども、これは本人の意思表示が優先されるんではな

いでしょうか。もしか入らないという場合は、別に、そういう申請をすれば入らなくてもいいわけですね。法律的には何ら拘束されないというふうに聞いておりますが。かえって、何か後期高齢者のほうに入ったほうが、医療費の問題で見てもらえないということが実態として出ておりますけれども、その点についてはどうでしょうか。例えば、今透析をやっている人なんかは、今はそういう措置をされていますけれども、65歳以上の人は入ったほうがいいと言うべきなのかどうなのか教えてください。

○民生部次長・高齢介護課長 斎藤 仁君

先ほどもちょっとお答えしましたが、それぞれの制度をどれぐらい使われるかということが一番肝心でございますが、別段医者にかからなければ、3割負担にあえてなることもないし、よくかかるのであれば1割負担のほうがいいかなということがあり得ます。だから、それは、それぞれ個人個人がどのように考えられるかということでございますので、一律的に、入ったほうがいいのかというものではないというふうにお答えをさせていただきます。

それから、一応、今現在老健制度に入ってみえる方は自動的に移行されますので、もしおやめになるのであれば、3月31日をもって老健制度を適用しないという申し出をいただければ結構ですし、4月1日以降につきましては、広域連合長に脱退の意思表示をしていただいで、届け出をしていただくということで、これは抜けることができます。ただ、年齢到達の場合は、これは脱退はできませんので、65歳以上の障害の方についてだけこういったことが法律上も明記されておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですので、以上で議案第25号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計予算」の質疑を終結いたします。

○副議長 山田乙三君

日程第10 議案第26号「平成20年度蟹江町水道事業会計予算」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支とも一括で質疑を受けます。質疑は1人3回までといたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

4ページの給水収益にかかわって承りたいと思ひます。

蟹江町では、最近ライフラインにかかわる皆さんですな、水道料金が払えなくて滞納してしまっておるとすぐに給水をストップすると、こういうことがちょくちょく言われるようですので、耳にしておりますので、ちょっと聞いておきたいわけでありませう。

実は、岩倉市で1月14日に、70歳の男性が水道料金が払えずに給水を停止されまして、公園で自殺するという痛ましい事故が起きました。それで、このことにかかわって、日本共産党は厚労大臣との懇談を行ったわけでありませうが、そこで、生活保護世帯の場合は直ちに給

水をストップするなんていうことはしないようですね。だから、そういう場合は、必ず生活保護を受けているかどうかを聞くんだそうですけれども、蟹江町ではどうしているかということを知りたいんです。それで、舛添厚労大臣の答弁をおかりいたしますと「国は生活保護受給者のみを対象としていないので、もしそうでない人について、だからといってぼっとやるという機械的なことをやるなら、これは何とかしなければならん。周知を行う」という答弁をしているわけでありまして。岩倉市の件については、もっと細かく調査をするというふうなことになるそうですけれども、蟹江町ではどんな対応をしているか聞いておきたいわけでありまして。

○水道課長 小酒井敏之君

ご説明させていただきます。

生活保護世帯につきましては、一応保護世帯が滞納があった場合におきまして、全額払えという、そういう意味合いでは、うちのほうは持っていきません。ただ、生活保護世帯の中で払える分を一応限度額ですね。これくらいしか払えませんという、その本人に聞きまして、要するに払える金額を毎月いただいておりますという今の現状でございますので、ひとつよろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。

例えば、生活保護世帯ではなくて、準要保護世帯くらいの方々の場合はどうしているかということで、国のほうは機械的に、だからといって、つまり、保護世帯ではないからといってとめるということはせずに、弾力的に扱えと。だから、例えば、滞納金の1割でも、あるいは5%でも払ったらとめずにおくとか、どんな措置をやっているのか伺いたいです。

○水道課長 小酒井敏之君

一般の方も、滞納者につきましては、一応払える力がある人は払っていただくんですけども、力のない払えない人は、一応相手に聞き取りをしまして、毎月仮に1,000円なり2,000円なり、そういう状態で、要するにこれだったら払えますという、そういうことを聞いて、なおかつ誓約書なりをとっていただいておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

○7番 小原喜一郎君

要望として申し上げておきたいと思います。ライフラインにかかわるような皆さん、どうしても、今の状況ですので滞納することがあり得ます。そういう場合には、弾力的に、例えば、たとえ1,000円でも2,000円でも払ってもらえればだとか、そういう弾力的に取り扱っていただくように要望として申し上げておきたいと思います。

以上であります。

○副議長 山田乙三君

ほかに質疑がないようですので、以上で議案第26号「平成20年度蟹江町水道事業会計予

算」の質疑を終結いたします。

なお、議案第17号ないし議案第26号は、18日の本会議では質疑を省略し、討論、採決をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまです。

(午後 4時44分)